

令和4年9月20日修正版

厚木市文化会館改修事業
要求水準書
【修正版】

令和4年4月20日
令和4年6月8日
令和4年9月12日
令和4年9月20日
厚木市

目次

第1 総則	3
1 本要求水準書の位置付け	3
2 事業概要	3
(1) 事業期間（予定）	3
(2) 業務内容	4
(3) 市が実施する業務等	4
(4) 指定管理者の指定	5
第2 共通要件	6
1 事業用地の概要	6
(1) 計画場所	6
(2) 敷地	6
(3) 事業用地の現況	6
2 現施設の概要	6
(1) 本施設の規模及び履歴	6
(2) 利用状況	7
3 法令・基準等	7
(1) 関係する法令等	7
(2) 関係する条例等	9
(3) 各種基準等	10
4 市への提出書類等	11
(1) 共通	11
(2) 設計・改修業務	12
(3) 開館準備業務	13
(4) 維持管理業務	13
(5) 事業者が提案する利用者利便施設の運営業務	15
5 事業者に係る基本的事項	16
(1) 基本的考え方	16
(2) 特別目的会社の設立	16
(3) 事業の調整等に関する事項	17
(4) 事業者の財務に関する事項	17
6 実施体制等	18
(1) リニューアル後の市及び指定管理者の人員体制	18
(2) 事業者の人員体制	18
7 事故及び非常時の対応	20
(1) 事故防止・発生時の対応	20
(2) 災害発生時の対応	21
8 セルフモニタリング業務	21
9 事業期間終了時の措置等	22
10 費用負担	22
11 要求水準書の変更	22

(1) 要求水準の変更事由	22
(2) 要求水準の変更手続き	22
12 その他	22
(1) 打合せ記録の作成	23
(2) 個人情報の保護及び秘密の保持	23
(3) 守秘義務の遵守	23
第3 設計・建設業務.....	24
1 基本方針	24
(1) 改修方針	24
(2) 改修工事内容と考慮すべき点	24
(3) 事前調査業務	27
(4) 設計・建設モニタリングの実施について	27
2 実施設計業務に関する事項	27
(1) 目的	27
(2) 設計期間	27
(3) 業務の実施体制	27
(4) 設計業務範囲	28
(5) 適用すべき仕様書等及び標準図	29
3 建設工事及びその関連業務に関する事項	29
(1) 目的	29
(2) 工事期間	29
(3) 建設工事業務の対象範囲	30
4 工事監理業務に関する事項	33
(1) 目的	33
(2) 業務の実施体制	33
(3) 監理業務範囲	34
5 建築に関する要求水準	34
(1) 外部劣化改修工事	34
(2) 内部劣化部改修工事	40
(3) バリアフリー関連工事	65
(4) 法令変更対応工事	66
(5) 機能及び美観改善工事	71
6 電気設備に関する要求水準	74
(1) 受変電設備	74
(2) 非常用発電機設備	75
(3) 直流電源設備	75
(4) 太陽光発電設備	76
(5) 接地設備	76
(6) 幹線設備	76
(7) 動力設備	76
(8) 電灯設備	77
(9) コンセント設備	79
(10) 分電盤設備	80
(11) 非常放送設備	81

(12) 電気時計設備	82
(13) インターホン設備	83
(14) テレビ共聴設備	83
(15) ラジオ共聴設備	83
(16) 電話配管配線設備	84
(17) 休憩表示設備	84
(18) トイレ呼出表示設備	84
(19) 自動火災報知設備・防排煙設備	85
(20) 避雷設備	85
(21) 外構工事	86
(22) 情報通信設備	87
(23) 監視カメラ設備	87
(24) 車椅子用リフト	87
(25) 広域無線拡声設備	87
(26) 撤去工事	87
7 空調設備に関する要求水準	87
(1) 空調設備工事	88
(2) 換気設備工事	98
(3) 排煙設備工事	102
(4) 自動制御設備	103
(5) 撤去工事	106
(6) ダクト清掃	107
8 給排水衛生設備に関する要求水準	107
(1) 給排水衛生設備	107
(2) 給湯設備	114
(3) 消火設備	115
(4) 厨房器具設備	116
(5) 屋内ガス設備	117
(6) 外構工事	117
(7) 撤去工事	117
9 舞台設備に関する要求水準	117
(1) 舞台機構設備	117
(2) 舞台照明設備	124
(3) 舞台音響設備	134
10 備品に関する要求水準	146
(1) 基本方針	146
(2) 改修期間中の扱い	147
(3) 更新する備品の選定	147
(4) 疑義の解決	147
第4 開館準備業務	149
1 基本方針	149
2 業務実施に係る条件等	149
(1) 業務の範囲	149
(2) 業務期間	149

3 開館準備業務に係る要求水準	149
(1) 業務内容	149
(2) 市が行う業務	150
(3) 提出書類等	150
3 開館準備業務に関する留意事項	151
第5 維持管理業務	152
1 基本方針	152
2 業務実施に係る条件等	152
(1) 業務の範囲	152
(2) 業務期間	152
3 維持管理業務に係る要求水準	153
(1) 建築物保守管理業務	153
(2) 設備運転保守管理業務	154
(3) 清掃業務	159
(4) 警備保安管理業務	163
(5) 建築物環境衛生管理業務	165
(6) 外構・駐車場保安管理業務	168
(7) 樹木等剪定管理業務	169
(8) 舞台機構設備保守点検業務	169
(9) 舞台照明設備保守点検業務	170
(10) 舞台音響設備保守点検業務	170
(11) 劇場用椅子保守点検業務	171
(12) 維持管理業務における提出書類等	171

◆用語の定義

市	厚木市をいう。
本事業	厚木市文化会館改修事業をいう。
本施設	本事業における事業区域内の建築物、設備及び外構などの全てをいい、本事業における公共施設として位置づけるものとする。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
来館者	本施設に訪れ、利用する者をいう。
利用者	来館者を含め、本施設に係るサービスを享受する者をいう。
維持管理	建築物、建築設備、外構などの維持保全に関わる諸行為並びにその諸行為を実施するための諸管理業務のこと。管理活動としては、維持保全の計画策定、作業結果の分析・評価、台帳の整備などがある。
点検	本施設の部分について、劣化、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の調査を行い、本施設の性能・機能を要求水準に規定する水準に保つために必要な処置（保守、修繕、更新、大規模修繕）を判断することをいう。
保守	点検の結果に基づき定期的若しくは不定期に行う軽微な作業（例：消耗部品の取替え、注油、塗装等）をいう。
清掃	汚れを除去すること。汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
修繕	点検の結果に基づき要求水準に規定する状態まで回復させる作業をいう。
更新	点検の結果に基づき要求水準に満たない部位、部材、機器、備品及び消耗品などを新しい物に取り替える作業をいう。
大規模修繕	建築物の老朽化に伴い著しく、建築及び建築設備、主要設備の機能が低下し、建築物の使用に当たり支障がきたされたため、改善を目的とした工事。 (建築) 屋根の防水、外壁の塗装の塗り替えやシーリングの打ち替え等連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。 (電気) 機器、配線の更新を行う修繕。 (機械) 機器、配管の更新を行う修繕。
建物階数呼称	設計図書では地下1階、地上6階となっているが、現地では1階分ずらして地下2階、地上5階と呼んでいる。本要求水準では、原則として全て図面による階数で示すものとする。現地での階数呼称とする場合は特記する。

◆添付資料

資料-01	令和2年度事業報告及び収支決算書（公益財団法人厚木市文化振興財団）
資料-02	令和元年度事業報告及び収支決算書（公益財団法人厚木市文化振興財団）
資料-03	平成29年建築物・設備等調査業務報告書
資料-04	令和元年厚木市文化会館改修に係るPFI導入可能性調査業務報告書概要版
資料-05	文化会館工事履歴（昭和50年～平成28年）
資料-06	厚木市実施：文化会館修繕一覧（平成15年～令和2年）
資料-07	財団実施：文化会館修繕一覧（平成15年～令和2年）
資料-08-01	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（建築工事）
資料-08-02	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（構造図）
資料-08-03	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（電気工事）
資料-08-04	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（空調設備工事）
資料-08-05	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（衛生設備工事）
資料-08-06	S51 仮称厚木市民会館等新築工事（昇降機工事）
資料-08-07	S51 仮称厚木市民会館等新築工事構造計算書
資料-09-01	S56・57 仮称厚木市民プラザ新築工事竣工図（意匠図）
資料-09-02	S56・57 仮称厚木市民プラザ新築に伴う付帯施設整備その他工事竣工図（意匠図・構造図）
資料-09-03	S56・57 仮称厚木市民プラザ新築（給排水衛生空調設備）工事竣工図
資料-09-04	S56・57 仮称厚木市民プラザ新築工事竣工図（荷物用エレベータ）
資料-09-05	S56・57 仮称厚木市民プラザ新築工事竣工図（舞台設備機構図）
資料-09-06	S56 仮称厚木市民プラザ新築工事構造計算書
資料-10-01	2003年厚木市文化会館リニューアル工事（建築工事）
資料-10-02	2003年厚木市文化会館リニューアル工事（構造）
資料-10-03	2003年厚木市文化会館リニューアル（電気）工事
資料-10-04	2004年厚木市文化会館リニューアル（空調）工事
資料-10-05	2004年厚木市文化会館リニューアル（衛生）工事
資料-10-06	2004年厚木市文化会館リニューアル（アルミカーテンウォール）工事
資料-10-07	2004年厚木市文化会館リニューアル（エレベータ据付）工事
資料-10-08	2004年厚木市文化会館リニューアル（舞台機構）工事
資料-11	令和3年厚木市文化会館特定天井改修工事設計図面
資料-12-01	平成26年厚木市文化会館外壁調査・診断業務委託 調査・診断報告書
資料-12-02	平成28年厚木市文化会館外壁調査・診断業務委託その2 調査・診断報告書

第1 総則

1 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、厚木市（以下「市」という。）が、「厚木市文化会館改修事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定に当たり、入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業における設計・改修、開館準備、維持管理、利用者利便施設運営の各業務について、市が事業者に要求するサービスの水準（以下「要求水準」という。）を示し、募集に参加する入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、市は、要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、「基本協定」及び「事業契約」に基づき措置するものとする。

2 事業概要

（1）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和17年3月までとし、事業スケジュールは以下のとおりとする。

時 期	スケジュール
令和5年3月	事業契約の締結
令和5年4月1日 ～令和6年9月30日	設計・改修期間
令和5年7月1日～ 令和6年12月31日	休館期間
令和6年9月30日	施工完了、施設の引渡し
令和6年10月1日～12月31日	開館準備期間
令和7年1月	リニューアルオープン（供用開始）
令和6年10月1日 ～令和17年3月31日	維持管理期間
令和17年3月31日	事業終了

(2) 業務内容

本事業における事業者の業務範囲は以下のとおりである。また、本要求水準書の記載箇所との対応関係も以下に示す。

大分類	中分類	記載箇所
設計・改修業務	事前調査業務及びその関連業務	第3
	実施設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務	
	改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	
	工事監理業務	
	什器・備品等の調達業務	
開館準備業務	開館に向けた試運転等の支援業務	第4
	開館準備期間における維持管理業務	
	その他市の開館準備業務の支援及び調整業務	
維持管理業務	建築物保守管理業務	第5
	設備運転保守管理業務	
	清掃業務	
	警備保安管理業務	
	建築物環境衛生管理業務	
	外構・駐車場保安管理業務	
	樹木等剪定管理業務	
	舞台機構保守点検業務	
	舞台照明設備保守点検業務	
	舞台音響設備保守点検業務	
事業者が提案する利用者利便施設の運営業務	劇場用椅子保守点検業務	第3
	事業者が提案する利用者利便施設の運営業務	

(3) 市が実施する業務等

市が実施する主な業務は以下のとおりである。(なお、市が別途指定する指定管理者等(以下、「指定管理者」という。)が行う業務を含む。)

大分類	中分類
設計・改修業務	事前調査業務及び関連業務
	設計(基本設計)及び関連業務
	特定天井任意評定取得関連業務
	改修工事に関する調整等の支援・協力業務

大分類	中分類
開館準備業務	事務所移転業務
	リハーサル実施業務
	リニューアル後の施設利用貸出業務・チケット等販売業務
	リニューアルに関する広報業務
維持管理業務	舞台操作運営管理業務
	ピアノ保守点検業務
	什器・備品等修繕業務
運営業務	総合受付案内・チケット販売業務
	施設の貸出し業務
	施設の運営に付帯する業務
	運営維持管理モニタリング業務

(4) 指定管理者の指定

市は、供用開始までの間に、現在指定管理者となっている「公益財団法人厚木市文化振興財団」を、引き続き指定管理者として指定する予定である。

事業者は、本事業の実施においては、指定管理者と緊密な連携を行うものとし、指定管理者による本施設の運営業務の支援・協力を行うものとする。

第2 共通要件

1 事業用地の概要

(1) 計画場所

神奈川県厚木市恩名1丁目9番20号

(2) 敷地

事業用地の敷地条件は下記のとおりである。

項目	内容
面積	15,549.24 m ²
所有	厚木市
地域地区	市街化調整区域・第一種住居地域
主要用途	公会堂
インフラ整備状況	電力 受電方式 高圧三相3線6.6kV50Hz1回線 (常用線・予備線) 契約電力 756kw ガス 都市ガス 冷温水発生機 空調夏期（エイト） 屋上GHP用 小型空調専用1種 湯沸器用 小壳約款 水道 市上水道 一般用口径75mm
交通	電車 小田急電鉄小田原線「本厚木」駅より徒歩約12分 バス 「厚木市文化会館前」下車すぐ 車 東名高速道路厚木I.Cから約10分

(3) 事業用地の現況

敷地に関する規制内容やインフラ整備状況については、本事業を実施する事業者にて適宜確認等を行うこと。

2 現施設の概要

(1) 本施設の規模及び履歴

項目	内容
竣工年	1978年（昭和53年）
設計者	日建設計
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造
建築面積	4,240.13 m ²

延床面積	11,354.06 m ²
高さ	23.20 m
規模	地上 6 階、地下 1 階、大ホール（1,400席）、小ホール（376 席）、集会室、展示室、会議室（3室）、練習室、和室（3 室）、管理事務室、駐車場（360台）

（2）利用状況

令和 2 年度における本施設の利用状況については、資料－01「令和 2 年度 事業報告及び収支決算書」に示すとおりである。

3 法令・基準等

本事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照合のうえ適宜参考にすること。

なお、法令、基準等に関しては最新のものを適用することとし、本事業の契約締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用するものとする。また、契約締結後の改定については、その適用について協議するものとする。

事業者は、以下に示す諸法令等を遵守し、事項の円滑な進捗を図るとともに、その適用及び運用は事業者の責任において行うこと。なお、下記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む）についても最新のものを参照し、遵守すること。

本書と基準等の間に相違がある場合は、本書を優先するものとする。なお、市との協議により事業提案書の内容が、これらの基準等と同等以上と市が認めた場合はこの限りではない。

（1）関係する法令等

- 民法（明治29年法律第89号）
- 不動産登記法（明治32年法律第24号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 興行場法（昭和23年法律第137号）
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）

- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・建築土法（昭和25年法律第202号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・借地借家法（平成3年法律第90号）
- ・計量法（平成4年法律第51号）
- ・行政手続法（平成5年法律第88号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

- ・文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・会社法（平成17年法律第86号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）
- ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・その他関連する法令

(2) 関係する条例等

- ・神奈川県建築基準条例
- ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・厚木市建築基準条例
- ・厚木市環境基本条例
- ・厚木市環境審議会規則
- ・厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・厚木市住みよいまちづくり条例
- ・厚木市開発許可等基準条例
- ・厚木市景観条例
- ・厚木市下水道条例
- ・厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例
- ・厚木市火災予防条例
- ・厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例
- ・厚木市個人情報保護条例
- ・厚木市公契約条例

- ・その他関係条例等

(3) 各種基準等

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築鉄骨設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・建築工事施工管理要領
- ・電気設備工事施工管理要領
- ・機械設備工事施工管理要領
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針

- ・機械設備工事監理指針
- ・(一財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書（国土交通省営繕部監修）
- ・懸垂物安全指針・同解説 ((財)日本建築センター)
- ・吊物機構安全指針・同解説 (社団法人劇場演出空間技術協会)
- ・床機構安全指針・同解説 (社団法人劇場演出空間技術協会)
- ・劇場等演出空間電気設備指針 (社団法人電気設備学会、社団法人劇場演出空間技術協会)
- ・建築保全業務共通仕様書
- ・建築保全業務積算基準
- ・建築物修繕措置判定手法
- ・建築設備の維持保全と劣化診断
- ・管理者のための建築物保全の手引き
- ・厚木市消防水利施設設置基準 (厚木市消防本部)
- ・厚木市洪水浸水ハザードマップ (厚木市)
- ・厚木市PPP／PFIマニュアル
- ・その他関連する基準等

※ 事業者は、厚木市公契約条例の趣旨に則り、事業者が行う契約（本事業に係る業務におけるものに限る。）に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。また、市は、その措置を講ずるよう事業者に対し、指導又は助言を行うものとする。

4 市への提出書類等

(1) 共通

ア 特別目的会社に係る書類

(ア) 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に市に提出する。

(イ) 株主名簿の写し

事業者は、会社法第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に市に提出する。

(ウ) 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

(エ) 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

イ 締結する契約又は覚書

(ア) 契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、市以外を相手方として締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者、構成員又は協力企業が締結する保険の一覧を含む。）を、速やかに市に提出する。また、契約又は覚書等の一覧に変更があった場合も同様とする。

(イ) 契約又は覚書等の写し

事業者は、市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者、構成員又は協力企業が保険契約を締結する場合を含む。）、当該契約締結日の 10 開庁日前までに（契約又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の 10 開庁日前までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を市に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして市が承諾した場合は、提出を省略することができる。

(ウ) 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に市に提出する。

(2) 設計・改修業務

事業者は、設計・改修期間において、次のア、イを、設計責任者、改修責任者及び工事監理責任者にそれぞれ作成させ、それぞれの提出時期までに市に提出し、要求水準の達成状況について確認を受けること。

ア 要求性能確認計画書

設計着手時、設計完了時、改修工事着手前、その他業務の進捗に応じた必要な時期に提出すること。要求性能確認計画書は、本書の要求水準及び提案内容等契約事項を反映した内容にすること。

イ 要求性能確認報告書

隨時提出すること。

(3) 開館準備業務

ア 業務着手前

(ア) 開館準備業務計画書

開館準備業務は業務の開始までに、開館準備業務に関する計画書（以下「開館準備業務計画書」という）を作成し、市の承認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市及び指定管理者と協議を行うこと。

(イ) 開館準備業務に係る実施体制

開館準備業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。なお、体制に係る報告は、開館準備業務計画書の提出と併せて提出すること。

(ウ) 各種マニュアル

事業者は、緊急時対応マニュアル等、必要なマニュアルを作成し、市の承認を得ること。

イ 業務実施中・終了後

(ア) 開館準備業務に係る報告書

開館準備業務計画書に基づいて実施した内容及び結果について、業務終了後 10 開庁日以内に市に提出すること。報告内容については、別途市と協議を行い定めるものとする。

(イ) 施設管理台帳

施設管理台帳を整備・保管し、市の要請に応じて提示すること。また、当該台帳は、供用開始後も活用できるものとすること。

(4) 維持管理業務

ア 業務着手前

(ア) 維持管理業務計画書

事前に市及び指定管理者と協議を行った上で、維持管理開始日の 2か月前までに維持管理業務に関する計画書（以下「維持管理業務計画書」という。）を作成し、市の承認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市及び指定管理者と協議を行うこと。

(イ) 維持管理業務に係る実施体制

維持管理業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。なお、体制に係る報告は、維持管理業

務計画書の提出と併せて提出すること。

(ウ) 維持管理マニュアル

市及び指定管理者と事前に協議した上で、維持管理開始日の2か月前までに業務区分毎にマニュアルを作成し、市の承認を得ること。マニュアルの作成に当たっては、市及び指定管理者との業務の連携、役割分担に特に留意すること。当該マニュアルを変更する場合には、事前に市及び指定管理者と協議し、承認を得ること。

イ 業務実施中

(ア) 維持管理業務年間計画書

維持管理業務に関する年間の計画書（以下「維持管理業務年間計画書」という。）を、維持管理業務計画書を踏まえ作成の上、事業年度開始日の1か月前までに市に提出し、市の承認を得て業務を実施すること。なお、初年度については、維持管理業務計画書と併せて提出し、市の承認を得ること。

維持管理期間中においても、指定管理者と緊密な連携を行うものとしていることを踏まえ、維持管理業務年間計画書の策定に当たっても、必要に応じて指定管理者と協議を行うこととする。

(イ) 維持管理業務報告書

維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書に基づいて実施した業務内容及び結果について、日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書を作成し、市に提出すること。報告内容については、以下に示すものを基本に、市と協議を行い定めるものとする。

月間業務報告書は翌月10開庁日以内に、年間業務報告書は事業年度終了後10開庁日以内に提出すること。

種別	記載内容
日報	<ul style="list-style-type: none">・運転日誌・管理記録・清掃日誌・警備日誌・その他必要な事項
月次報告書	<ul style="list-style-type: none">・各業務の実施報告・点検整備記録・修繕更新記録・その他必要な事項
四半期報告書	※月次報告書の取りまとめを基本とし、市との協議による。
年次報告書	<ul style="list-style-type: none">・各業務の実施報告・不具合箇所等報告

	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフモニタリング報告書（分析を含む） ・その他必要な事項
--	---

(ウ) 年度予算計画

毎年の予算については、各事業年度の開始の 6か月前までに市に提出し、承認を得ること。

(エ) 決算書類

事業者は、事業年度の最終日（毎年 3月 31 日）より 3か月以内に、下記に掲げる計算書類等を市に提出する。また、事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容確定後に事業収支計画を市に提出する。

- ・当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第435条第2項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料
- ・上記に係る監査報告書の写し
- ・当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書及び、その他市が合理的に要求する書類

(5) 事業者が提案する利用者利便施設の運営業務

ア 業務着手前

(ア) 利用者利便施設の運営業務計画書

事前に市及び指定管理者と協議を行った上で、運営業務開始日の 2か月前までに利用者利便施設の運営業務に関する計画書（以下「利用者利便施設運営業務計画書」という。）を作成し、市の承認を得ること。

また、計画内容を変更する場合については、市及び指定管理者と協議を行うこと。

(イ) 利用者利便施設の運営業務に係る実施体制

利用者利便施設の運営業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。

(ウ) 利用者利便施設の運営マニュアル

市及び指定管理者と事前に協議した上で、運営開始日の 2か月前までに業務区分毎にマニュアルを作成し、市の承認を得ること。マニュアルの作成に当たっては、市及び指定管理者との業務の連携、役割分担に特に留意すること。当該マニュアルを変更する場合には、事前に市及び指定管理者と協議し、承認を得ること。

イ 業務実施中

(ア) 利用者利便施設の運営業務年間計画書

利用者利便施設の運営業務に関する年間の計画書（以下「利用者利便施設運営業務年間計画書」という。）を、利用者利便施設運営業務計画書を踏まえ作成の上、事業年度開始日の1か月前までに市に提出し、市の承認を得て業務を実施すること。なお、初年度については、利用者利便施設運営業務計画書と併せて提出し、市の承認を得ること。

利用者利便施設運営期間中においても、指定管理者と緊密な連携を行うものとしていることを踏まえ、利用者利便施設運営業務年間計画書の策定に当たっても、必要に応じて指定管理者と協議を行うこととする。

(イ) 利用者利便施設運営業務報告書

利用者利便施設運営業務計画書及び利用者利便施設運営業務年間計画書に基づいて実施した業務内容及び結果について、月間業務報告書、年間業務報告書を作成し、市に提出すること。月間業務報告書は翌月10開庁日以内に、年間業務報告書は事業年度終了後10開庁日以内に提出すること。報告内容については、市と協議を行い定めるものとする。

5 事業者に係る基本的事項

(1) 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を満たすとともに自らが提案した事業計画に基づき、適切かつ確実に事業を遂行するものとする。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる体制を構築し、各業務の実施について、総合的に管理するものとする。

なお、事業者は、指定管理者と緊密な連携を行うものとし、その指定管理者による本施設の運営業務について支援・協力を行うものとする。

(2) 特別目的会社の設立

事業者は、事業期間を通して責任ある事業遂行をはかることができるよう、次の条件を満たす特別目的会社を設立すること。

ア 事業者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員以外の者が特別目的会社の出資者となることは認めない。また、代表企業の特別目的会社への出資比率は出資者の中で最大とすることとする。なお、特別目的会社は、厚木市内に設立するものとする。

- イ 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- エ 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行ってはならない。なお、市の事前の書面による承諾がある場合、改修期間終了時における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。

(3) 事業の調整等に関する事項

事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、下記のアからカを適切に行うこと。

- ア 各業務を遂行するために事業者が選定した企業（以下「選定企業」という。）における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の達成状況を定期的かつ適切に把握・管理し、適切かつ確実な事業遂行を図ること。
- イ 各選定企業の提案・意見を聴取・調整することにより、事前調査、設計・改修から開館準備、維持管理までの業務を包括的に行う利点を活かした効率的かつ効果的な事業実施を図ること。
- ウ 選定企業間の意見調整を適切に行い、常に選定企業間の責任を明確化し、また、事業者としての統一的な方針のもとに事業を管理すること。
- エ 市との連絡窓口となり、適宜連絡調整を行うとともに、市と事業者間の協議を開催し、協議の円滑な進行・調整を図ること。なお、指定管理者とも緊密な連携を行うものとする。
- オ 各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行うこと。
- カ その他事業の必要な調整と管理に必要なことを実施すること。

(4) 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、下記に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- ア 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- イ 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- ウ 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金の不足が発生しないこと。

6 実施体制等

(1) リニューアル後の市及び指定管理者の人員体制

ア 市の人員体制

リニューアル後の市の人員体制は未確定であるが、現状維持を予定している。令和4年4月現在の市の人員体制は以下のとおり。

厚木市協働安全部 文化生涯学習課 生涯学習施設係

課長 1名

係長 1名

副主幹 1名

イ 指定管理者「(公財) 厚木市文化振興財団」の人員体制

リニューアル後の本施設の運営は、指定管理者「(公財) 厚木市文化振興財団」が行う。リニューアル後の指定管理者の人員体制は未確定であるが、現状維持を予定している。現在の財団事務局員は17名である。

現在、総合受付は1階で警備担当者が対応しているが、リニューアル後は、開館中は1階で財団事務局員（2名程度を想定）が総合受付業務を行う予定である。

財団窓口受付時間	開館日の9:00～17:00
財団事務局の業務時間	開館日の8:30～17:15
貸館時間	開館日の9:00～21:30

※ 休館日（毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始）は原則対応せず。

(2) 事業者の人員体制

ア 事業者の人員体制

リニューアル後の事業者の人員体制は提案によるが、目安として配置人員数を記載している業務もある。事業者は要求水準を満たすために必要な人員を配置すること。

イ 基本的考え方

事業者は、事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう従事者を配置すること。また、事業者は、本要求水準書に記載の市（指定管理者を含む）との役割分担に従うとともに、市及び指定管理者と連携し、円滑かつ適切な事業が実現可能な体制を確保すること。

- (ア) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- (イ) 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- (ウ) 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。
- (エ) 各業務の業務従事者間の連絡を密にし、必要な情報の共有及び調整を適切に行うこと。
- (オ) 維持管理体制、責任体制、市との連絡体制について、必要に応じて適宜見直しを行うこと。見直しを行った場合、その内容を市に提示し承認を得ること。
- (カ) 労働基準法をはじめとした関係法令との整合を図られており、かつ施設運営に支障がないようにすること。

ウ 責任者の配置

- (ア) 事業者は、本事業の実施に当たり、各業務の責任者をそれぞれ1名選任し、配置すること。なお、各責任者と常時連絡がとれる体制とすること。
- (イ) 各業務の責任者については、各業務開始2か月前までに市に届け出るとともに、各業務の開始に支障がない時期までに配置すること。
- (ウ) 各責任者の変更に当たっては市に承認を得ること。
- (エ) 各業務の責任者が別の業務の責任者を兼ねることは可能である。維持管理業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - 必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席し、事業の状況等を説明できる者
 - 現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、的確な意思決定ができる者
- (オ) 維持管理業務責任者の変更を可能な限り避けることで、業務期間における維持管理業務の質の維持、向上の確保に努めること。やむを得ず維持管理業務責任者を変更する場合には、速やかに本市に報告を行うこと。維持管理業務の質の維持、向上を確保するべく十分な引継ぎ等を行うとともに、事前に変更に関する市の承諾を得ること。
- (カ) 各業務責任者は、市と常に連絡のとれる体制であること。また、維持管理業務責任者は市に加え、指定管理者とも常に連絡のとれる体制であること。

設計業務責任者	設計業務全般を指導・管理する。
改修工事責任者	改修工事業務全般を指導・管理する。

工事監理業務責任者	工事監理業務全般を指導・管理する。
開館準備業務責任者	開館準備業務全般を指導・管理する。
維持管理業務責任者	維持管理業務全般を指導・管理する。
利用者利便施設の運営業務責任者	利用者利便施設の運営業務全般を指導・管理する。

7 事故及び非常時の対応

事業者は、事故及び災害発生時に備え、緊急時の対応、防犯対策、防災対策について、市及び指定管理者と事前に協議した上で、設計・改修段階、開業準備段階、維持管段階のそれぞれについて、緊急時対応マニュアルを作成し、市の承認を得ること。マニュアル作成においては、災害時の市及び指定管理者への連絡体制・役割分担に特に留意するとともに、設計・改修段階、開館準備段階、維持管理段階それぞれの段階での対応方法について記載すること。

また、当該マニュアルについて従業者に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。当該マニュアルを変更する場合には、事前に市及び指定管理者と協議し、承認を得ること。

- 事業者は、事故及び災害等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、市の担当者及び関係機関に通報すること。また、本施設に設置する防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の未然防止に努めること。
- 事業者は、本施設内において災害が発生するおそれがあるときは、直ちに、初動の措置を講じ、市の担当者及び関係機関に通報すること。
- 事業者は、事故及び災害等を想定した避難訓練及び救助訓練を実施し、緊急時に適切な処置を行えるように日頃から訓練しておくこと。
- 事業者は、気象状況による警報発令時及び市内で震度4以上の地震発生時には速やかに施設の安全確認及び確保を行うこと。
- 事業者は、事業契約締結後速やかに、緊急時連絡体制を市に提出すること。

(1) 事故防止・発生時の対応

事業者は、事故の発生の有無について記録し、速やかに市に報告しなければならない。また、施設利用者に急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応するとともに、事故発生時の状況と対応について詳細に記録し、直ちに市に報告を行うこと。事故等が発生した場合は、事業者は市と協力して事故等の原因調査に当たること。

(2) 災害発生時の対応

本施設は、「厚木市地域防災計画（平成31年3月）」において、災害発生時の自衛隊活動拠点として指定されているとともに、本施設の駐車場は、コロナ禍における分散避難のため、「車中泊」のできる避難場所に指定されている。災害時の対応及び体制については、市及び指定管理者と協議の上、緊急時対応マニュアルに記載すること。

- ・ 災害時においても、屋外のトイレについては、車中泊での避難者及び近隣住人等が利用できるようにすること。
- ・ 災害の発生時、又は発生するおそれがある場合において、避難情報が発令される前に本施設に自主的に避難する者がある場合、速やかに市及び指定管理者へ報告すること。

8 セルフモニタリング業務

事業者は、維持管理業務のサービス状況を維持改善するよう、セルフモニタリングを実施すること。

市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、「維持管理業務報告書」の確認の他、隨時、立入検査等により確認を行う。確認の結果、市が業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、市は事業者に是正勧告を行うこととし、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

なお、事業者は、セルフモニタリングに当たり、次を踏まえること。

- ・ 「維持管理業務計画書」の作成に当たり、維持管理開始日の2か月前までに、自らの提案書及び要求水準書に規定する内容を踏まえ、自らが実施するセルフモニタリングの時期、項目及び内容、方法等を示した「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、市の承認を得ること。なお、作成に当たっては、市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮し、市と協議を行うこと。
- ・ 「セルフモニタリング実施計画書」の作成に当たり、個別業務が要求水準を満たしていることを客観的に確認する仕組みを導入すること。また、利用者満足度調査（アンケート方式）等を行い、適切に利用者のニーズを把握し、サービスの向上につなげる仕組みを構築すること。
- ・ 各年度のセルフモニタリングの実施計画を「セルフモニタリング年間実施計画書」として、「維持管理業務年間計画書」とともに提出すること。
- ・ セルフモニタリングの結果をとりまとめる他、自らの達成度や成果等について分析・評価を行い、「セルフモニタリング報告書」として、「維持管理業務報告書」の一項目とし、市に提出すること。
- ・ セルフモニタリングの結果により、要求水準未達の恐れがあると判断した場合は、改善方法について検討し、翌年度の「維持管理業務年間計画書」に

反映すること。

9 事業期間終了時の措置等

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、合理的な期間において改修・更新を行う必要がなく、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していかなければならない。

- ・ 事業者は、事業終了の約2年前を目途に、施設内の全ての設備に係る事業終了後5年間程度の更新計画を提出すること。
- ・ 事業者は、事業期間終了時に、市又は後任の事業者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、引き継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了の4年前から市と協議を開始するものとし、事業期間終了の9か月前から各業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を提供すること。
- ・ また、事業者は、運営業務及び維持管理業務の承継に必要な引継マニュアルを事業期間終了の3か月前までに整備し、市に引き渡すこと。

10 費用負担

本書に記載された事業者の業務に係る費用については、本書や募集要項、事業契約書等において、特段の断りがない限り、その一切を事業者が負担するものとする。

11 要求水準書の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により、業務が著しく変更されるとき
- イ 災害及び事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき
- ウ 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき
- エ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者に支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

12 その他

(1) 打合せ記録の作成

事業者は、市及び指定管理者、その他関係機関と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、市と相互に確認する。なお、記録作成の対象とする協議については、原則として予算の執行を伴うものとするが、詳細は、市と事業者の協議により定めるものとする。

(2) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ア 事業者は、本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「厚木市個人情報保護条例」に基づき、その取り扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じるものとする。
- イ 事業者は、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業の事業期間が終了した後も同様とする。事業者は、従業者及び請負業者等に対し、本事業の各業務の履行に関して知り得た秘密の保持について必要な措置を講じるものとする。

(3) 守秘義務の遵守

- ア 事業者及び、事業者が使用する職員で本施設の維持管理業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。事業期間終了後若しくは事業契約解除後又はその職を退いた後も同様とする。
- イ 前記の秘密に関する情報については、内部規定を定めて適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

第3 設計・建設業務

1 基本方針

(1) 改修方針

厚木市文化会館は現在開設から43年が経過しており、建築の全般的な老朽化に対応するため、平成29年度には建築物・設備等調査業務委託により、施設の劣化診断が実施された。

その調査結果に基づき、令和元年7月に報告された導入可能性調査における改修基本計画を踏まえ、令和3年3月に改修基本設計を策定した。

改修の目的として、劣化した設備機器の更新、建築部位の修繕と共に、バリアフリーの拡充や、竣工後に法令の改正により既存不適格となった事項の適正化などがある。その中の大きな問題としては特定天井の耐震化があり、大小ホールの客席天井及び南側ピロティ天井については、安全かつ効率的な耐震化対策が望まれている。

これらの改修事項においては、基本設計に基づいた初期整備を行い、事業期間が終了する令和16年度の翌年度から3年程度は大きな改修が発生しないようすることを原則としている。但し、期待寿命を超えた全ての機器や部位を、初期整備で予防保全的に更新したのでは費用がかかりすぎる所以、更新間隔の実態を鑑みて、延命処置としているものも多い。事業者においては、それぞれの改修項目を理解し、基本方針を踏まえたバランスのとれた改修計画を期待するところである。

(2) 改修工事内容と考慮すべき点

ア 建築工事について

意匠については、原則として新築時の計画を踏襲し、防水等の機能劣化や美観を損ねている毀損の激しい部分を修繕する。

外装については、屋上防水・目地シーリングなどを全面的に更新する他、外壁タイルについては、防水性能改善と剥落防止措置などがある。

内装については、劣化した床・壁・天井の仕上は更新するが、原則として平成16年に更新した室については、汚損の激しいものを除いて既存のままとする。但し、天井の灯具以外の設備機器更新が伴う場合は、天井を張り替えるものとする。

建具は、展示室の移動間仕切りなど、平成16年に更新していないものは更新とするが、その他は修繕とする。

大小ホールの客席椅子はクリーニングを行う。

既存不適格の遵法性対応としては、特定天井、排煙区画、手摺、危害防止装置等がある。その内、大小ホールの特定天井については、市が令和3年8月に既設補強による任意評定を取得したので、その補強図に従って工事を行う。

また、バリアフリー対応として、点状ブロックや手摺の設置などを行う。アスベストについても、令和2年7月に調査を行っているので、指摘されている部位のアスベストを除去すること。

その他に機能改善として、大ホールの女子トイレの増設、5階厨房の撤去、管理事務室の拡張、サインの更新などがある。

イ 一般設備（電気・空調・衛生）工事について

平成16年に初回の大規模改修を行った際に、電気・空調・衛生設備機器については、その際に全面的に更新しているものが多い。今回、令和5年10月から始める初期整備は、そこから19年目にあたり、寿命の短い機器に関しては更新とするが、事業終了の令和16年度まで約30年間もつと事業者が判断する機器に関しては、修繕等により既設流用を原則とする。事業期間中に支障が生じた場合は事後保全とする。

但し、空調機器設備に関しては、大型の水冷ヒートポンプパッケージが生産中止となっているため、熱源方式の変更を行う。できるだけ既設のインフラ機器を流用して費用を抑える提案を求める。水冷ヒートポンプに変わる熱源の構成については、予算算出のための改修案を示すが、必ずしもそれに従う必要はなく、事業者の技術提案に委ねている。照明器具は全てLEDに更新するので、各室の冷房負荷の減なども見込み、適切な容量及び方式とすること。

非常用発電機については、竣工後初めての更新となるが、防災負荷の計算方式が竣工時と変わっているため、既設と同じ容量では不足する。現行の計算式で必要な容量とした場合、既設と同じ地下発電機室に設置出来るかどうかを検討し、納まらない場合は屋外設置で検討すること。

その他、消防法の改正に伴い、非常放送設備のスピーカ間隔、誘導灯の設置位置、スプリンクラーヘッドの設置方法などを、現行法に合わせるための改修を行う。

ウ 舞台設備（舞台機構、舞台照明、舞台音響設備）工事について

舞台機構設備については、平成2年と平成15年に部品交換や変更工事を行っているが、マシン交換は竣工以来行っていなかったので、今回の初期整備で交換する。大ホールの吊物バトンについては、既設で手動だった一部の道具バトンを電動化する。また吊物間隔が狭くて昇降に支障がある部位については、間隔を調整する。

舞台照明設備については、平成2年(大小ホール)と平成13年(小ホール)、平成15年(大ホール)に改修工事を行っている。既に小ホールの調光卓のCPUなどに不具合が出ており、今回の初期整備で大小ホール共、調光卓と調光器盤を更新する。但し、負荷設備については、使える筐体は流用し、モーガルソケット、ケーブル、コンセント等の部品交換を行う。

舞台音響設備については、平成2年(大小ホール)と平成13年(小ホール)、平成15年(大ホール)に改修工事を行い、音響機器の全面的な更新を行っている。音響機器は寿命が短く、今回の初期整備でも大小ホール共、全面的な機器の更新を行う。

エ ユニバーサルデザインについて

本施設は公の施設であり、乳幼児、高齢者、障がい者などの方々も利用しやすいように、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等の基準を踏まえ、人にやさしい改修を行うこととする。

トイレについては、前回の改修で残っている和便器を洋便器化すると共に、手摺などを設けることとする。

オ 特定天井の耐震改修について

大小ホールの客席及び、ピロティの天井については、平成25年の建築基準法改正により、天井高6mを超えるかつ面積200m²を超える特定天井に該当し、既存不適格となっている。本事業の初期整備において、これらの特定天井の耐震化改修を行うことにより、現行法に適合させるものとする。

大小ホールについては、平成20年に安全対策工事が行われており、既にある程度の補強がされている。しかし、基準法改正前の施工であったため、現行の告示771号には準拠していない。耐震化の工法としては、補強によって構造直貼りと同等の固さとし、任意評定を取得するための補強案を作成した。今回の初期整備では、大小ホールはその任意評定を取得した補強図に沿って耐震化すること。

ピロティ天井については、既設天井を撤去し、構造直張りで張り替えるものとする。

カ 大小ホールの建築音響性能について

文化会館の大小ホールは、多目的ホールとして適切な室内音響性能を備えている。今回大小ホールは、特定天井の改修を張り替えではなく、既設補強とすることによって、できるだけ既存の音響性能を維持することを目的としている。

改修前と改修工事完了時に、大小ホールの残響時間周波数特性を測り、市に報告することとする。測定に際し、音源位置、測定点の取り方、分析方法などを記載した測定計画書を提出し、市の承諾を得ること。

キ その他業務を実施する上で必要な関連業務

本施設の設計・建設に係る要求水準のほか、業務を実施する上で必要な関連業務がある場合は、適宜行うこととする。

(3) 事前調査業務

設計を進めるに当たり、必要な現地調査を行うこと。施設の稼働中は特に貸出対象となる大小ホール、展示室、集会室、会議室、和室等は、調査できる日が限られるため、市に可能日を確認し、適宜調整すること。

(4) 設計・建設モニタリングの実施について

改修事業を進めるに当たり、市は設計・建設モニタリング業務を実施する予定であり、改修事業が円滑に進むことを目的として、定期の協議・報告に加え、市（市が別途委託する場合も含む）による現地確認を随時行う。事業者は設計期間や施工期間を通じ、改修工事の不明点に関する疑義、及び重要な内容の意思決定について、市及び市が別途委託する第三者に対して報告や確認を行うこととする。

なお、設計・建設モニタリングは改修工事全般について行われるものであるが、特に特定天井の耐震改修について、大小ホールは任意評定を取得した補強図通りに施工されているか、ピロティについては、安全性や意匠性を兼ね備えたものとなっているかなどの監修を随時行う。

2 実施設計業務に関する事項

(1) 目的

要求水準の基本設計図書や、提案書で不足している情報を調査検討し、工事に進むために必要な実施図、詳細図を作成するものとする。

(2) 設計期間

令和6年12月31日までに開館準備が完了するように、適切な設計期間を設定すること。なお、具体的な設計期間については、事業者との協議に基づき事業契約書で定める。

(3) 業務の実施体制

- ア 事業者は、設計担当者として提案書に明示した者を配置すること。担当者の追加・変更に当たっては、市に変更理由書を提出し、承諾を得ること。
- イ 実施設計開始時に、設計業務責任者、意匠、構造、電気設備、機械設備等を明記した別途指示する設計体制表を市に提出すること。
- ウ 設計業務責任者は、建築設計一式委託（請負）による設計業務を統括した経験、若しくはそれに準じる立場で業務を行った者とすること。
- エ 設計業務責任者は、原則として設計協議の場に常に出席し、設計内容の確認とともに設計業務全体のスケジュール管理、コスト管理、品質管理を行うこと。

(4) 設計業務範囲

ア 設計業務範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、入札時に公表した本要求水準書等、及び事業提案書、事業契約書に基づいて、事業者の責任において実施設計を行うものとする。また、事業者及び設計業務責任者は、特に以下の項目について注意し、履行すること。

(ア) 設計業務の内容について、市と協議し、業務の目的を達成すること。

また、その内容について、その都度書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認すること。

(イ) 設計業務に必要な調査を事前に行うこと。なお、市が実施した調査は添付資料に提示のとおりである。

(ウ) 業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。

(エ) 詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して確認を受けること。

(オ) 業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を市に報告すること。また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを本市に提出すること。

(カ) 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序良く整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。

(キ) 工事中の設計変更による増減の調整を行うには、基となる工事費内訳書をきちんと整備する必要がある。できるだけ積算の根拠となる資料を明示し、工事費算出における曖昧な部分をなくすこと。

(ク) 市が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。

イ 設計変更について

要求水準に示した内容は、新築時の完成図書、その後の改修資料、平成29年度の建築物・設備等調査業務報告書、令和2年度の現況調査などにより策定したものであるが、調査時には判別不可能であったため、ある程度推定により策定した内容も含まれている。

事業者の行う実施設計では、できるだけそれらの項目を明確にした上で、必要な改修内容の精度を高めていくことが望ましく、そういった観点から基本設計内容の変更が起こることを想定している。事業者は施設整備費の範囲で、より有効な改修工事となるように、実施設計において積極的に提案をすることが望ましい。

また、市は必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲

内で対応するものとする。大幅な変更により、事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費用等）が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じた時には、本事業の対価の支払額を減じるものとする。

(5) 適用すべき仕様書等及び標準図

- ア 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 建築設備計画基準（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ク 建築設備設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ケ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（最新版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- コ 新築時の設計図書で適用されている仕様書、標準図、規格、規定、指針等の最新版
- サ その他関連する建築学会等の基準・指針

3 建設工事及びその関連業務に関する事項

(1) 目的

事業者が作成した実施設計図等に基づいて、建設工事業務の各段階において市に適切な説明や確認を行いながら、より機能的で効率的な改修工事を完成させることを目指すこと。

(2) 工事期間

令和6年12月31までに開館準備が完了するように、適切な工事期間を設定すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、市と事業者が協議して業務期間の変更を決定するものとする。

(3) 建設工事業務の対象範囲

ア 業務内容

(ア) 基本的な考え方

- 事業契約書に定められた、本施設の建設及び什器・備品の整備履行のため、必要となる業務は、事業契約書において、市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- 事業者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施すること。
- 建設（設計に起因するものを含む。）に当たって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責とする。
- 事業者は、着工に先立ち、周辺住民等に対する工事内容の説明等を十分行い、工事の円滑な進行と近隣に理解及び安全を確保すること。原則として毎週末土曜と日曜を休工とするが、必要に応じて週末に工事を行う場合は、市の承諾を得ること。

(イ) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- 事業者は、着工に先立ち、市と施工計画について十分に協議を行い、工事に当たっては必要となる安全対策を講じること。
- 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して、適切な工事計画を策定すること。
- 騒音、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞、その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。

(ウ) 既存施設及び樹木の解体・撤去業務

a 対象施設等

- 既存施設については、本要求水準に基づき定められた範囲を解体・撤去すること。

b 解体・撤去時期

- 解体・撤去時期を明記した施工計画書、工事工程表を市に提出して承諾を得ること。

(エ) 着工前業務

a 各種申請業務

- 改修工事に伴う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- 特に所轄消防とは入念な確認を行うこと。

- b 申請等にかかる負担金・手数料等の費用
 - 申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。
- c 近隣対策等
 - 着工に先立ち、周辺住民等に対し、事業計画、工事実施計画等について十分な説明を行うこと。
 - 改修工事が近隣住民等の生活環境に与える影響を調査のうえ、近隣対策を実施し、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
 - 説明及び近隣対策の実施については、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

(オ) 仮設計画

- 工事実施までに所轄警察署等と十分な協議を行うこと。
- 工事期間中は、大小ホールのピアノ庫の除湿器等を稼働し、特に夏季でも湿度を常時60%以下に維持すること。
- 美術品は工事期間、開業準備期間を含めて、一定の湿度を維持できる環境に保管すること。
- 工事期間中も駐車場入口付近に設置してある急速充電気が使用できるよう配慮すること。
- 現在、駐車場入口付近のロータリーについては、えびな支援学校スクールバスで登下校する児童・生徒の乗降場所となっている。
工事期間中も継続して利用できるよう配慮するとともに、第1駐車場の一部を送迎する保護者の自家用車が一時駐車できるよう仮設計画を立てること。
- 本施設では、毎週日曜日の朝6時から7時の間、駐車場を朝市に開放している。工事期間中も第1駐車場の西側、第2・3駐車場にて朝市が開催できるように、仮囲い等の仮設計画を立てること。
- 本市は、本市の業務として、本施設内に所在する指定管理者の事務所を、事業用地外の仮事務所に移転させる。事業者は事業用地内に指定管理者の使用する仮設事務所を整備する必要はない。

(カ) 改修期間中業務

a 改修工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、施設の建設工事を実施すること。また、事業

者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、市に対し、以下の事項に留意すること。

- ・ 事業者は、工事監理者を通じて、工事進捗状況を、市に月1回程度報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・ 事業者は、必要に応じて、各種検査、試験を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
- ・ 市は、事業者又は建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、隨時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

b 工事期間中の設計変更

工事に着手してからも、設計時には想定できなかつた内容が多数出てくるのが改修工事では一般的である。それらの調整に当たっては、費用の増える項目と減殺に当てる項目を明示し、増減のバランスを図りながら、最も有効な整備費の使い方となるように調整すること。調整は、実施設計時に作成した工事費内訳書を基に、市の承諾を受けて行うこと。

c 改修工事の見学会開催

市は指定管理者である財団のアウトリーチ事業として、改修工事中の現場見学会を開催する。開催回数、時期については市と協議の上、見学会に協力すること。

d 工事情報の提供

市は工事中の画像情報などを、市のホームページに掲載する予定である。事業者は掲載する情報の提供に協力すること。

(キ) 完成後業務

a 事業者による完成検査

- ・ 事業者は、事業者の責任及び費用において、完成検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転を実施すること。
- ・ 完成検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、その実施日を実施の7日前に、市に書面で通知すること。
- ・ 市は、事業者が実施する完成検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転に立ち会うものとする。
- ・ 事業者は、市に対して、完成検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

- 事業者は、工事終了後に保存環境調査を行い、基準を満たした上で、報告書を提出すること。
- b 市の完成確認等
- 市は、事業者による上記の完成検査及び設備、機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、当該施設、什器・備品等について、以下の方法により行われる完成確認を実施する。なお、事業者は、建物及び設備等の市の完成確認を受けた後に、什器・備品等を設置すること。
 - 市は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で完成確認を実施する。
 - 完成確認は、市が確認した設計図書との照合により実施する。
 - 事業者は、設備、機器、器具、什器・備品等の取り扱いに関して、市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。（取扱説明書、保証書等の提出）
 - 事業者は、市の行う完成確認の結果、是正を求められた場合、速やかにその内容について是正すること。
 - 事業者は、市による完成確認後、問題ない場合には、市から完成確認の通知を受けるものとする。
- c 施設の引渡
- 事業者は、市から本施設の完成確認書を受領すると同時に、別途指示する竣工引渡書類を提出すること。

4 工事監理業務に関する事項

(1) 目的

設計図書に基づいて的確・適切に工事施工がなされていることを確認するとともに、設計者から発せられる設計変更等について、計画内容の変更によって生じる工事費・工期の変動等を的確に把握し、市、設計者、施工者に適時・的確に連絡・指示すること等によって、遅滞のない工事の実現に努めること。

(2) 業務の実施体制

- ア 工事監理業務については、施工管理者とは別に、かつ、参加資格要件に定める要件を満たしている工事監理者を選定し、監理業務責任者として配置すること。また、建築、電気、機械設備等の分野ごとの担当者を配置し、的確に工事監理を実施できる体制を構築すること。
- イ 監理業務責任者は、建築、空調設備、衛生設備、電気設備などを統括した工事監理経験を有する一級建築士とする。
- ウ 他の担当については、業務の遂行に必要な知識、経験、資格を有するもの

とする。

- エ 設備工事監理業務担当者は、それぞれの分野で監理業務の経験を有すること。

(3) 監理業務範囲

- ア 工事監理者は、工事監理の状況を月1回程度、市に定期的に報告し、市の要請があった時には、随時報告を行うこと。
- イ 市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

5 建築に関する要求水準

(1) 外部劣化改修工事

ア 防水改修工事

下記の面につき防水改修を行う。

既設防水層は2004年施工のカバー工法となっている。既設防水層を撤去するか、その上から更にカバー工法とするかは任意とする。改修仕様を参考とし、最低でも15年程度は防水性能を維持できるものとすること。

なお、6階庭園平場は平成26年に防水の改修工事を行ったが、小ホールへの雨漏りは止まらなかった。しかし令和3年度8月に行った屋上防水の部分修繕により、現在は一応止まった状態である。本工事にて、より確実な防水対策を施すこと。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
大ホール屋上平場	アスファルト露出防水	2,711 m ²	アスファルト露出防水で更新
同上 立上り	アスファルト露出防水	359 m ²	アスファルト露出防水で更新
ファンルーム屋根・給気塔 屋根 平場 6F クーリングタワー置場 平場	ウレタンゴム系塗膜防水	213 m ²	ウレタン系塗膜防水で更新
同上 立上り	ウレタン系塗膜防水	135 m ²	ウレタン系塗膜防水 更新
3F・4F 屋根 平場 (北側楽屋屋上、北側4Fバルコニー、西側機械置場)	アスファルト露出防水	411 m ²	アスファルト露出防水 更新
同上 立上り	アスファルト露出防水	171 m ²	アスファルト露出防水 更新
北側玄関ボーチ 3F 屋根	カラー鉄板折板葺き t = 1.20	168 m ²	トップコート塗り替え
北側玄関キャノピー屋根 (半円形ドーム型)	アルミ瓦葺き 自然発色	60 m ²	トップコート塗り替え
搭屋屋上、屋上、荷物用E V屋根・庇屋根 平場	アスファルト露出防水	312 m ²	アスファルト露出防水 更新
同上 立上り	アスファルト露出防水	250 m ²	アスファルト露出防水 更新
和室屋根	長尺カラー鉄板瓦棒葺き t = 0.60	204 m ²	トップコート塗り替え
6F 庭園庇屋根	銅板平葺き t = 0.40	126 m ²	ガルバリウム鋼板 t = 0.40 で全面葺き替え

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
階段室屋根 平場	露出シート防水（加硫ゴム系）	15 m ²	露出シート防水（加硫ゴム系）更新
同上 立上り	露出シート防水（加硫ゴム系）	16 m ²	露出シート防水（加硫ゴム系）更新
6F 庭園 平場	露出シート防水（加硫ゴム系）	324 m ²	露出シート防水（加硫ゴム系）更新
同上 立上り	露出シート防水（加硫ゴム系）	90 m ²	露出シート防水（加硫ゴム系）更新

イ 外装改修工事

現況は外部建具周りの躯体取合にある詰めモルタルの空隙やひび割れ部から浸水が起きている。

詳しくは下記資料を参照のこと。

- 平成19年12月 厚木市文化会館漏水調査報告書(日建設計)

この浸水を防ぐために、建具周りのレンガタイルを一時撤去し、適切な防水処理を施すこと。

また、外部建具に関しては、仕様に従って下地調製の上、再塗装などをする。ガラス入り建具はシールを打ち替えること。

高耐候性鋼に関しては、劣化部分を除去し、鋸の安定化のために部分補修を行うこと。

過去に行った目地シールにより、他の深目地部分に比べて白っぽく見える部分は目地シールを撤去し、元の意匠に戻すこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
SD33 2階防災センター出入口	親子開きフラッシュ扉(SAT) W1,295×H2,135 ガラス：網入り 6.8	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 建具金属面は下地調製の上 SOP再塗装のこと(扉、枠共)
SD103B 1階清掃用具庫	親子開きフラッシュ扉(SAT) W1,200×H2,100	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 建具金属面は下地調製の上 SOP再塗装のこと(扉、枠共)
SD111 1階倉庫(2)、 機械室(1)(2)	両開きフラッシュ扉(PAT) W1,816×H1,873	3箇所	同上
SD130 3階小ホール投光室(1) 3階倉庫 4階小ホール投光室(3) 4階倉庫(2) 5階倉庫(1), (2)	片開き両面フラッシュ扉(PAT) 非常用進入口 W750×H1,200	6箇所	同上
STD1A 1階樂屋口風除室外部側	両開き框ドア バイブレーション W1,785×2,465 ガラス：強化ガラス t10	1箇所	ガラスのシールを打ち替えること
STD3A 2階風除室(1)外部側	両開き框ドア 片引きエンジン バイブレーション	1箇所	ガラスのシールを打ち替えること

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	W7, 147×2, 390 ガラス：強化ガラス t10		
STD4A 2階風除室(2)外部側	両開き框ドア 片引きエンジン バイブレーション W2, 839×2, 325 ガラス：強化ガラス t10	1箇所	ガラスのシールを打ち替えること
STD5 1階大ホール上手廊下(2)	両開きフラッシュ扉(PAT) アクリル焼付塗装 W2, 245×H2, 455	1箇所	既設同等で更新 建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)
STD9 1階廊下(3)	親子開き框ドア バイブレーション W1, 325×H2, 085	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと ガラスのシールを打ち替えること
STD09 6階パラボラアンテナ基礎 ブリッジ	片開きフラッシュ扉 アクリル焼付塗装 W1, 006×2, 000	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)
STD10 2階大ホールホワイエ	片開き框ドア F-BE W10, 400×H2, 100	1箇所	既設同等で更新 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共) ガラスのシールを打ち替えること
AW1 1階楽屋 101 2階リハーサル室	堅軸回転窓、排煙外倒し窓 W2, 275×H1, 013 ガラス：FL6	2箇所	建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 窓ガラスのシールを打ち替えること
AW2 1階楽屋 102、103 2階楽屋 104、105 1階男子便所、女子便所	片開き窓 W602.5×H1, 913 ガラス：FL6	6箇所	同上
AW3 2階トイレ、浴室	突き出し窓 W582.5×H523 ガラス：FL6	2箇所	同上
AW4 1階楽屋兼事務所	コーナーFIX W1, 755.5×H973 ガラス：FL6	1箇所	同上
AW6 2, 3, 4階 階段室	堅軸内片開き窓 W650×*(各階梁下より床面まで) ガラス：FL6	3箇所	同上
AW7 4階 304 会議室 5階集会室	片開き窓、FIX W7, 155×H1, 300 ガラス：FL6, FL10	2箇所	同上
AW10 2階廊下(2) 3階廊下(1)(2)	FIX 窓 W140×H73 ガラス：FL6	3箇所	同上
AW34	内開き窓	2箇所	同上

部位	既設仕様	数量	改修仕様
小ホール3階、4階バルコニー	W830×H1, 813 W830×H2, 043 ガラス：FL8		
AW34A 小ホール5階バルコニー	内開き窓、FIX W830×H2, 338 ガラス：FL8	1箇所	同上
SW1 5階くつろぎスペース南側	耐候性鋼サッシ嵌め殺し窓 一部アルミ片開き窓 耐候性鋼ウェザーコートプレ パレン塗装 アルミ部分アクリル焼付塗装 A-BE 焼付塗装 A-BE W37, 000×2, 100 ガラス：FL8、FL15	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙や ひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと サッシは既設同等で再塗装すること 窓ガラスのシールを打ち替えること
SW2 広場南面開口	耐候性鋼サッシ嵌め殺し窓 一部アルミ片開き窓 耐候性鋼ウェザーコートプレ パレン塗装 アルミ部分アクリル焼付塗装 A-BE 焼付塗装 A-BE ガラス：FL6、FL8、FL10	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙や ひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと サッシは既設同等で再塗装すること 窓ガラスのシールを打ち替えること
SW5 5階くつろぎスペース吹抜側	スチールサッシ嵌め殺し窓 スチールSOP外部用 W14, 800×4, 600 ガラス：W10、W12	1箇所	サッシは既設同等で再塗装すること 窓ガラスのシールを打ち替えること
SW9 小ホールホワイエ	耐候性鋼サッシ嵌め殺し窓 一部アルミ突出窓 開き部分アルミアクリル 焼付塗装 A-BE W6, 800×H6, 800 ガラス：FL6、FL12	1箇所	建具周囲のモルタル部分空隙や ひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと 耐候性鋼サッシは既設同等で再 塗装すること 窓ガラスのシールを打ち替えること
スチール製カーテンウォール面	耐候性鋼 ウェザーコートプレ パレン処理	432 m ² (全体)	全体の 10%程度の部分修理とし、錆の安定化を図る
同上カーテンウォール面シーリング	外部シーリング	518m	外部シーリング 更新
塗装面(1期屋上マシンハッチ外壁面、トップライト内壁面)"	コンクリート打放しVE他	282 m ²	トップコート塗り替え
同上塗装面シーリング	外部シーリング	254m	外部シーリング 更新
耐候性鋼板パネル面(塔屋外壁面、北側低層部東・西・北面)	耐候性鋼板パネル	209 m ² (全体)	全体の 10%程度の部分修理(塗装、補修)を行う
同上鋼板パネル面シーリング	外部シーリング	324m	外部シーリング 更新
塗装面(2期6F 庭園内壁面)	吹付仕上げ(複層仕上塗材) セメント系下地調整塗材	253 m ²	既設同等で更新
同上塗装面シーリング	外部シーリング	202m	外部シーリング 更新
シート防水面(2期EV機械室外壁)	露出シート防水(加硫ゴム系) 防水下地モルタル塗り	88 m ²	既設同等で更新
アルミ製カーテンウォール面(北側 新設EVシャフト外壁)	アルミ製カーテンウォール	75 m ²	既設のままとする (2004年施工)
同上シーリング	外部シーリング	146m	既設のままとする (2004年施工)

部位	既設仕様	数量	改修仕様
レンガ壁シーリング (北側開口部周辺)	建具周辺の目地のみ外部シーリング	約 40 m ²	シール材を撤去し、深目地の意匠に戻す 但し、建具周辺の防水はレンガ下地モルタルの塗膜防水によるものとする
軒天井 (南側玄関ポーチ 外部吹抜)	V型デッキプレート 塗装	200 m ²	アルミスパンドレルに更新 先端の鋼材内側の鳥の巣を除去し、再度鳥が巣を設けないような対策を施すこと
軒天井(1期南玄関ポーチ外部吹抜)	ボード軒天井	40 m ²	既設同等で更新
軒天井(1期北側玄関ポーチ)	ボード軒天井	168 m ²	既設同等で更新
軒天状(1期北側玄関キャノピー屋根)	アルミパンチングメタル	60 m ²	アルミスパンドレルに更新
軒天井回り縁(1期北側玄関キャノピー周囲)	高耐候性塗料塗り (DP)	20 m ²	鉄鋼面フッ素樹脂
大ホール搬入口軒天	アルミスパンドレル	42 m ²	既設同等で更新
小ホール搬入口軒天	アルミスパンドレル	31 m ²	既設同等で更新

ウ 外壁レンガタイル改修工事

総足場をかけ、原則として既設ファスナー(2箇所／m²)の中間でアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法により固定を行い、ファスナーと合わせて4箇所／m²が固定されるように補強する。また、全面打診を行い、明らかに浮きのある部分については、同様のアンカーピニギング樹脂注入工法で固定する。

割れ、欠け、表面剥離等のあるレンガタイルは、その部分のみ撤去して張り替えること。白華の出ている部分も含め、全体を洗浄すること。部分補修、洗浄の際は、できるだけ東南面に自生する薦に影響を与えないこと。

既設の施工方法、劣化状況については下記報告書を参照のこと。

- 平成26年12月 厚木市文化会館外壁等調査・診断業務委託報告書(日建設設計コンストラクションマネジメント)
- 平成28年9月 厚木市文化会館外壁等調査・診断業務委託その2報告書(日建設設計コンストラクションマネジメント)

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
仮設		一式	枠組み足場約 7,700 m ² 安全手摺、養生シート 清掃、出入口安全対策等
外壁レンガタイル	レンガブロックタイル H60×D70×L210 H60×D70×L100 の 2 種 モルタル t20~30 各階の打ち継ぎ目地に荷重受け 金物 L50×50×t6 ファスナー φ 5、ピッチ上下 450、左右 1,100 の千鳥配置	6,826 m ²	既設ファスナーの中間にアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法を行い、軸体に繋結する 剥離面に確実に樹脂が注入されるように、FST 工法(※)などを使うことが望ましい
レンガタイル面シーリング	2成分型ポリサルファイド系シーリング 20×15	1,823m	既設同等で打ち替え

※FST 工法 : FS テクニカル株式会社のエポキシ樹脂充填工法(NETIS 登録番号 : KT-150123-VR)

エ 外構改修工事

外構床のレンガタイルの割れの補修、駐車場のアスファルト舗装更新、車止め、グレーチング、フェンスの交換、溢れ池の撤去、自転車置場の塗装、植栽のメンテナンスなどを行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
レンガタイル張り舗装 (歩道他)	モルタル下地、レンガタイル貼り	2,622 m ² (全体)	割れ、陥没が見られる箇所につき部分修理 レンガタイル舗装面全体の 10%程度を見込む
アスファルト舗装 (駐車場)	アスファルトコンクリート t50 ※大小ホールの搬入口については、既設の水勾配が片流れのため、停めた車の荷台が斜めになり、搬入しづらい状況である	7,486 m ²	アスファルト層のみ既設同等で原則として全面更新とすること 北側及び西側の臨時駐車場を除く ※大小ホールの搬入口については、水勾配を中心から両側に取り、停めた車の荷台が水平になるように舗装すること アスファルト端部に側溝を設け、水下の処理をすること
溢れ池	W8.8m×L27m 水深 300mm 那智黒敷き詰め 縁石：花崗岩本磨き W400×t30 円弧仕上	239 m ²	撤去してレンガタイル貼り 池に代わる修景施設等を設けることは事業者の任意提案によるが、増床となる施設は不可とする
自転車置場 塗装	屋根：カラー鋼板折板葺き 柱梁 鉄骨：塗装 ブレース丸鋼：塗装	一式	屋根折板、柱、梁、ブレースを下地処理の上既設同等で塗装
トラフィックペイント	トラフィックペイント(W=150) 1 区画車幅約 2.3m 第 1 駐車場 第 2 駐車場 第 3 駐車場	1,210m 584m 640m	車の駐車区画線を再塗装とする 第 1 駐車場の隣接するブロック間は、車幅の標準間隔を 2.5m 程度としてループ状の 2 重線で区画すること 車幅拡張に伴い、駐車台数が 1 割程度減ることは許容する 第 2、第 3 駐車場の車幅は既設と同じとする
北側駐車場中間植栽帯	W4m×L11.5m 2 つのコーナー r=3m で面取り	2 箇所	撤去して駐車場とする トラフィックペイントの再塗装と整合させ、駐車台数の確保に努めること
車止め	コンクリート製駐車場ブロック	358 個	既設同等で更新
ポール型車止め	ステンレス製	10 本	既設同等で更新
グレーチング	W300×L995 W350×L995 W375×L995 W400×L995	79.5 枚 0 枚 109 枚 11.5 枚	第 1 駐車場西にある W350 と第 3 駐車場入口の W400 は既設のままとする その他のものは既設同等で更新
排水枠蓋	スチール製格子 □500×t35 □650×t35	7 枚 2 枚	既設同等で更新
フェンス	V ネットフェンス 5 型 H=1200、柱 VA	289m	既設同等で更新 北側及び西側の臨時駐車場も含む
灰皿	ステンレス製 □200×D150、埋込型	10 箇所	8 箇所は撤去して周辺と同じレンガタイル仕上とする

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電話ボックス	天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル 床：レンガタイル	8 m ² 0 m ² 0 m ²	使用中の2箇所は既設のままする 天井を既設同等で更新
植栽	ケヤキ、ヤナギ、クス、マテバシイ、モミジ、サルスベリ、ツツジ他	一式	既存樹木剪定：現状の半分程度の樹冠となるように剪定すること 既存樹木の伐採：南側道路付近の樹木については適宜間引きすること 低木刈込、人力除草：適宜 駐車場の植栽帯で枯れている部分に、オオムラサキツツジ×20程度を新植

(2) 内部劣化部改修工事

ア 内装改修工事

下記の室及び部位の床・巾木・壁・天井等の更新及び補修・清掃等を行う。
特記なき部屋の内装は既設のままする。

既設和便器を洋便器に更新する際に、床穴補修、壁痕補修、ブースの調整等を行う。

天井に設置もしくは隠ぺいされている設備機器を更新するために、必要がある場合は天井を貼り替えること。その場合は、流用できる軽量鉄骨下地は残すこと。

雨水配管や空調配管の堅管更新の際に、解体が必要なPS等の壁を撤去、再構築すること。コンクリートスラブ貫通部分は、配管更新前後のハツリとモルタル埋めを行い、防火区画を形成すること。

カーテン・ブラインド類は備品工事で更新すること。

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
B1F	展示室	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ビニルクロス 巾木：ビニル巾木	420 m ² 420 m ² 380 m ² 86m	床、天井、壁、巾木を既設同等で更新する
B1F	ホワイエ	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 EP塗装 壁：石膏ボードクロス+EP塗装 巾木：	0 m ² 140 m ² 203 m ² 0m	壁を既設同等で塗装を行う 天井は既設同等で貼り替える 床、巾木は更新せず既設流用とする
B1F	放送室 (倉庫として使用中)	床：ニードルパンチカーペット 天井：岩綿吸音板 EP塗装 壁：石膏ボードクロス+EP塗装 巾木：モルタル	9 m ² 9 m ² 30 m ² 12m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
B1F	廊下（1）（2）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 89 m ² 155 m ² 0m	天井を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 床、巾木は更新せず既設流用とする
B1F	荷捌室 (倉庫として使用中)	床：塗床 天井：岩綿吸音板+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装	18 m ² 0 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う 天井、壁は更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
B1F	倉庫（1）（2） (3) (4)	床：防塵塗装 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	106 m ² 0 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う
B1F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：岩綿セメント板+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 流し台	5 m ² 5 m ² 23 m ² 9m	床、巾木を既設同等で更新する 天井、壁は既設同等で塗装を行う 流し台は既設流用とする
B1F	男子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
B1F	女子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
B1F	多目的トイレ	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
B1F	中央監視室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	18 m ² 18 m ² 43 m ² 17m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
B1F	機械室 (3ヵ所)	床：モルタル金鑄 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	463 m ² 0 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う
B1F	電気室 (2ヵ所)	床：モルタル金鑄 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	78 m ² 0 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う
B1F	発電機室	床：モルタル金鑄 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	25 m ² 0 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う 発電機基礎を更新する 発電機の更新に伴い、必要であれば、機械室との間の壁を一時撤去し、更新後に復旧すること
B1F	機械室廊下	床：モルタル金鑄 壁：RC打ち放し+EP塗装	65 m ² 0 m ²	床の防塵塗装を行う
B1F	EV機械室	床：モルタル金鑄 天井：グラスウールクロス包み 壁：グラスウールクロス包み	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
1F	機械室（1）（2）	床：モルタル金鑄 天井：ロックウール吹付 壁：ロックウール吹付	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
1F	外部便所(男)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
1F	外部便所(女)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り	0 m ² 0 m ² 0 m ²	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		巾木：ステンレス ベース：メラミン樹脂化粧板	0m	床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ベース：洋便器化に伴う調整
1F	大ホール客席	床：フローリング 天井：特定天井 壁：天然木化粧石綿シート張り	540 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 既設床を撤去する際は、椅子を外すことになるので、椅子のクリーニング計画及び天井の補強工事のための仮設足場計画を効率よく計画すること 特定天井は別途記載 壁は更新せず既設流用とする
1F	大ホール舞台	床：木造床組、杉相欠け t24 斜め張り、ヒノキ集成材 t24 一部モルタル下地長尺リノリウムシート 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	358 m ² 149 m ² 0 m ² 0 m ²	木造床組は既設流用し、下地合板 t24+ヒノキ集成材 t24 で貼り替え リノリウムシートは既設同等で貼り替え 天井、壁は更新せず既設流用とする
1F	大道具置場 (大ホール)	床：ビニルシート 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	80 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする
1F	ピアノ庫 (大ホール)	床：ビニルシート 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	15 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする 壁の保護材は撤去する
1F	係員室 (ピアノ庫隣・倉庫として使用中)	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	6 m ² 6 m ² 23 m ² 10m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
1F	清掃員控室 (湯沸・便所含む)	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	48 m ² 48 m ² 88 m ² 35m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
1F	倉庫（1）（2）	床：モルタル 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
1F	倉庫（3） (スプリングラー制御弁室)	床：モルタル 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
1F	便所 (大ホール上手倉庫3隣)	床：磁器質タイル 天井：RC 打ち放し 壁：陶器質タイル	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
1F	楽屋兼主催者控室 (楽屋201として使用中)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 カウンター、鏡	0 m ² 30 m ² 70 m ² 0m	壁を既設同等で塗装を行う 天井を既設同等で貼り替える 床、巾木、鏡は更新せず既設流用とする
1F	女子便所 (楽屋201向かい)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
1F	舞台事務室	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	14 m ² 14 m ² 40 m ² 16m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
1F	清掃用具室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード	12 m ² 0 m ²	床、巾木を既設同等で更新する

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	35 m ² 14m	壁は既設同等で塗装を行う 天井は更新せず既設流用とする
1F	廊下（1）（2）	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 85 m ² 255 m ² 116m	天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 床は更新せず既設流用とする
1F	倉庫（廊下2）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
1F	シャワー室	床：ビニルシート 天井：ケイ酸カルシウム板+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 ユニットシャワー、洗面台	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
1F	大ホール樂屋（101）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 カウンター、洗面台、鏡	0 m ² 36 m ² 56 m ² 23m	天井は既設同等で貼り替える 壁の傷みを補修し、既設同等で塗装を行う 巾木を既設同等で更新する 床、洗面台、鏡は更新せず既設流用とする カウンターは下地調整の上クリア塗装を行う
1F	大ホール樂屋（102）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 更衣ブース カウンター、洗面台、鏡	0 m ² 22 m ² 48 m ² 20m 2 m ²	天井は既設同等で貼り替える 壁の傷みを補修し、既設同等で塗装を行う 巾木を既設同等で更新する 床、洗面台、鏡は更新せず既設流用とする カウンターは下地調整の上クリア塗装を行う 更衣ブースは床の木部分の塗装を行う
1F	大ホール樂屋（103）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 更衣ブース カウンター、洗面台、鏡	0 m ² 16 m ² 41 m ² 17m 2 m ²	天井は既設同等で貼り替える 壁の傷みを補修し、既設同等で塗装を行う 巾木を既設同等で更新する 床、洗面台、鏡は更新せず既設流用とする カウンターは下地調整の上クリア塗装を行う 更衣ブースは床の木部分の塗装を行う
1F	樂屋兼事務室 (主催者控室として 使用中)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 14 m ² 38 m ² 16m	天井は既設同等で貼り替える 壁の傷みを補修し、既設同等で塗装を行う 巾木を既設同等で更新する 床は更新せず既設流用とする
1F	大ホール樂屋廊下	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 30 cm 壁カウンター	65 m ² 65 m ² 173 m ² 72m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 壁カウンターは更新せず既設流用とする
1F	風除室 (樂屋付近)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装	0 m ² 0 m ² 15 m ²	壁の傷みを補修し、既設同等で塗装を行う 巾木を既設同等で更新する

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		巾木：ビニル巾木	6m	床、天井は更新せず既設流用とする
1F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 流し台	13 m ² 13 m ² 22 m ² 10m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 流し台は既設流用とする
1F	男子便所 (大ホール樂屋隣)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
1F	女子便所 (大ホール樂屋隣)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
1F	多目的トイレ (大ホール樂屋隣)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	玄関ホール	床：花崗岩 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル張り	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
2F	風除室（1）（2）	床：レンガタイル張 天井：アルミパネル（F-BE） 壁：レンガタイル張	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
2F	守衛室兼防災センター	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	10 m ² 10 m ² 33 m ² 13m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
2F	受付	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：レンガ張り カウンター：御影石	7 m ² 7 m ² 20 m ²	(5)機能及び美観改善工事ウ2階受付及び守衛控室の改修参考のこと
2F	守衛控室	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	7 m ² 7 m ² 25 m ² 10m	(5)機能及び美観改善工事ウ2階受付及び守衛控室の改修参考のこと
2F	小ホールホワイエ (2~3F階段含む)	床：カーペット 天井：岩綿吸音板+EP塗装 壁：レンガ張り 巾木：木巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	130 m ² 130 m ² 0 m ² 40m 60m	床、天井、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設流用とする
2F	ホワイエ前室	床：花崗岩 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル張り 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	小ホール客席	床：フローリング 天井：チーク合板（特定天井） 壁：ケイカル板化粧シート張り	230 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 既設床を撤去する際は、椅子を外すことになるので、椅子のクリーニング計画及び天井の補強工事のための仮設足場計画を効率よく計画すること 特定天井は別途記載 壁は既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
2F	小ホール舞台	床：木造床組、杉相欠け t24 斜め張り、ヒノキ集成材 t24 一部モルタル下地長尺リノリウムシート 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	188 m ² 65 m ² 0 m ² 0 m ²	木造床組は既設流用し、下地合板 t24+ヒノキ集成材 t24 で貼り替え リノリウムシートは既設同等で貼り替え 天井、壁は既設流用とする
2F	多目的室（大ホール・映写室として使用中）	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装 巾木：ビニル巾木	一式	男子便所に改修するため床、壁、天井、全て更新 詳細は(5)機能改善工事を参照
2F	電源室（多目的室隣）	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装 巾木：ビニル巾木	一式	男子便所に改修するため床、壁、天井、全て更新 詳細は(5)機能改善工事を参照
2F	救護室（大ホール）	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：EP塗装 巾木：ビニル巾木 ソファ、ベッドスペース	0 m ² 0 m ² 25 m ² 0m	壁は既設同等で塗装を行う 床、天井、巾木、ソファ、ベッドスペースは更新せず既設流用とする
2F	売店（大ホール）	床：ビニルタイル 天井：石膏ボード+EP塗装 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	一式	女子便所に改修するため床、壁、天井、ブースとも、全て更新 詳細は(5)機能改善工事を参照
2F	リハーサル室	床：フローリング（ニードルパンチカーペット敷き） 天井：岩綿吸音板 壁：有孔ボード、石膏ボード+EP塗装 カウンター：メラミン化粧板 レッスンバー：ステンレス 3段鏡、レッスンバー（木製）	83 m ² 83 m ² 90 m ² 2 m ² 5m	床フローリング、ニードルパンチカーペット、天井、ステンレスレッスンバー、カウンターを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 鏡、木製レッスンバーは更新せず既設流用とする
2F	大ホール樂屋 105	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 更衣ブース カウンター、鏡、洗面台、天井ポール	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m 2 m ²	内装は更新せず既設流用とする 更衣ブースは床の木部分の塗装を行う カウンター、鏡、洗面台、天井ポールは更新せず既設流用とする
2F	大ホール樂屋 104	洋室部分 床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 洗面台、鏡、ソファ、テーブル 和室部分 床：ビニルタイル畳、框 6畳 天井：岩綿吸音板 壁：EP塗装 カウンター、鏡	0 m ² 0 m ² 10 m ² 0m 6 畳 9 m ² 25 m ²	洋室部分の天井は貼り替える 床、壁、洗面台、鏡は更新せず既設流用とする ソファ、テーブルは既設同等で更新する 和室部分の天井、畠、框を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う (窓下の劣化は補修を行う) カウンター、鏡は更新せず既設流用とする
2F	倉庫（1）	床：RC 打放し 壁：RC 打放し 天井：RC 打放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
2F	倉庫（2）	床：RC 打放し 壁：RC 打放し	0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		天井：RC 打放し	0 m ²	
2F	浴室	浴室部分 床：磁器質タイル 天井：バスリブ（硬質塩ビ製） 壁：半磁器タイル 脱衣所部分 床：ビニルシート 天井：ケイ酸カルシウム板+VE 塗装 壁：耐水ボード+VE 塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	浴室部分、脱衣所部分とも、更新せず既設流用とする
2F	シャワー室	床：ビニルシート 天井：ケイ酸カルシウム板+VE 塗装 壁：耐水ボード+VE 塗装 巾木：ビニル巾木 ユニットシャワー	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	男子便所 (楽屋 202 隣り)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	女子便所 (楽屋 202 隣り)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	多目的トイレ	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	大ホール樂屋廊下	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 30 cm 壁カウンター	25 m ² 25 m ² 70 m ² 29m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 壁カウンターは更新せず既設流用とする
2F	廊下（1）（2） (小ホール)	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板 化粧シート張り 巾木：木巾木	75 m ² 75 m ² 0 m ² 68m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする
2F	小ホール樂屋 (202)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 更衣ブース カウンター、鏡、洗面台	0 m ² 8 m ² 55 m ² 0m 2 m ²	天井を既設同等で更新する 壁を既設同等で塗装を行う 更衣ブースの床の木部分の塗装を行う 床、巾木、カウンター、鏡、洗面台は更新せず既設流用とする
2F	小ホール樂屋 (203)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 DS壁：RC 巾木：ビニル巾木 更衣ブース床 カウンター、鏡、洗面台	0 m ² 24 m ² 30 m ² 11 m ² 0m 2 m ²	天井を既設同等で更新する DS側の壁は撤去し、ダクト更新後に復旧する 壁を既設同等で塗装を行う 更衣ブースの床の木部分の塗装を行う 床、巾木、カウンター、鏡、洗面台は更新せず既設流用とする
2F	小ホール樂屋廊下	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 12 m ² 0 m ² 0m	天井を既設同等で更新する 床、壁、巾木は更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
2F	小ホールピアノ庫	床：ビニルシート 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	13 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする 壁の保護材は撤去する
2F	舞台倉庫	床：ビニルシート 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
2F	荷捌用 EV ホール	床：ビニルシート 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	18 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする
2F	大ホールホワイエ (2~3F 階段含む)	床：カーペット 天井：岩綿吸音板+EP塗装 壁：レンガ張り ノンスリップ：金属製タイヤ付	315 m ² 175 m ² 0 m ² 125m	床、天井、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする
2F	廊下（1）（2） (3) (大ホール)	床：カーペット 天井：岩綿吸音板+EP塗装 壁：EP塗装	156 m ² 156 m ² 290 m ²	床、天井を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
2F	男子便所 (大ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ビニル巾木 ブース：メラミン樹脂化粧板	一式	女子便所に改修するため床、壁、天井、ブースとも、全て更新 詳細は(5)機能改善工事を参照
2F	女子便所 (大ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
2F	多目的トイレ (大ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	男子便所 (小ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
2F	女子便所 (小ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
2F	多目的トイレ (小ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
3F	管理事務室	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木 カーテン、ブラインド	47 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	(5)機能及び美観改善工事イ3階管理事務室のレイアウト変更参照のこと
3F	館長応接室 (職員控室として使用中)	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル、クロス+EP塗装 ブラインド	23 m ² 0 m ² 0 m ²	(5)機能及び美観改善工事イ3階管理事務室のレイアウト変更参照のこと

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
3F	大ホール喫煙室 (職員控室として使用中)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル 巾木：ビニル巾木 ブラインド	24 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	(5)機能及び美観改善工事イ3 階管理事務室のレイアウト変更参照のこと
3F	ロッカー室 (応接室として使用中)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	7 m ² 0 m ² 0 m ² 9m	(5)機能及び美観改善工事イ3 階管理事務室のレイアウト変更参照のこと DSの壁は一度撤去し、ダクト更新後に再構築すること
3F	小ホールホワイエ	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル	0 m ² 155 m ² 0 m ²	天井を既設同等で更新する 床、壁は更新せず既設流用とする
3F	母子室	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	14 m ² 14 m ² 30 m ² 13m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
3F	倉庫（母子室隣）	床：モルタル 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
3F	小ホール喫煙室 (多目的室として使用中)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：レンガタイル	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
3F	廊下（1）（2）	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボード+EP塗装 巾木：ビニル巾木	130 m ² 130 m ² 303 m ² 126m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
3F	廊下（3）	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	16 m ² 16 m ² 55 m ² 26m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
3F	廊下（4）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 33 m ² 67 m ² 29m	壁は既設同等で塗装を行う 天井、巾木は既設同等で更新する 床、は更新せず既設流用とする トイレの入口前の仮設小スロープを本設にする
3F	廊下（5）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 22 m ² 0 m ² 0m	天井を既設同等で更新する 床、壁、巾木は更新せず既設流用とする
3F	調光室 (大ホール)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	15 m ² 15 m ² 33 m ² 15m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
3F	調光器室 (大ホール)	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	20 m ² 0 m ² 31 m ² 14m	床、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 天井は更新せず既設流用とする
3F	音響調整室 (大ホール)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	20 m ² 20 m ² 31 m ² 14m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
3F	バルコニー（1） (2)	床：カーペット 天井：ケイ酸カルシウム板紗貼+EP塗装 壁：エキスパンドメタル吸音板	22 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする
3F	男子便所 (管理事務室前)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
3F	女子便所 (管理事務室前)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
3F	小ホール投光室	床：モルタル 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
3F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑲+EP塗装、 タイル 流し台	4 m ² 0 m ² 7 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 天井、壁タイルは更新せず既設流用とする 流し台を既設同等で更新する
3F	大ホールホワイエ	床：カーペット 天井：岩綿吸音板+EP塗装 壁：レンガ張り	175 m ² 229 m ² 0 m ² 0m	床、天井を既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする
3F	男子便所 (大ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行なう 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
3F	女子便所 (大ホールホワイエ)	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行なう 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
4F	会議室 301	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装 巾木：ビニル巾木 木カウンター カーテン、ブラインド	25 m ² 25 m ² 40 m ² 16m 2 m ² 一式	床、天井、巾木、カーテン、 ブラインドを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う カウンターは下地調整のうえ クリア塗装を行う
4F	会議室 302	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装 巾木：ビニル巾木 木カウンター カーテン、ブラインド	66 m ² 66 m ² 65 m ² 26m 2 m ² 一式	床、天井、巾木、カーテン、 ブラインドを既設同等で更新する 壁はクロス貼り面は更新せず 既設流用、塗装面は既設同等で塗装を行う カウンターは下地調整のうえ クリア塗装を行う
4F	会議室 303	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装、グラスウールボード 巾木：ビニル巾木	49 m ² 49 m ² 18 m ² 21m	床、天井、巾木、カーテン、 ブラインドを既設同等で更新する

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		木カウンター カーテン、ブラインド	2 m ² 一式	壁はクロス貼り面は更新せず 既設流用、塗装面は既設同等で塗装を行う カウンターは下地調整のうえ クリア塗装を行う
4F	会議室 304	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボードクロス貼り+EP塗装 巾木：ビニル巾木 木カウンター カーテン	70 m ² 70 m ² 60 m ² 24m 2 m ² 一式	床、天井、巾木、カーテンを既設同等で更新する 壁はクロス貼り面は更新せず既設流用、塗装面は既設同等で塗装を行う カウンターは下地調整のうえクリア塗装を行う
4F	準備室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
4F	廊下（1）	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 75 m ² 186 m ² 81m	壁は既設同等で塗装を行う 天井、巾木は既設同等で更新する 床は更新せず既設流用とする
4F	廊下（2）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木	70 m ² 70 m ² 175 m ² 76m	床、天井、巾木は既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
4F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木 流し台	5 m ² 5 m ² 21 m ² 9m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 流し台を既設同等で更新する
4F	男子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
4F	女子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
4F	多目的トイレ	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
4F	DS (多目的トイレ横)	壁：RC	2 m ²	ダクト更新に伴い貫通部を取り壊し、ダクト設置後に復旧すること
4F	大ホール投光室	床：モルタル 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
4F	小ホール投光室	床：モルタル 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
4F	電気室	床：モルタル金鑲	0 m ²	更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ²	
4F	調光室	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板+EP 塗装 壁：モルタル金鑲+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	15 m ² 15 m ² 36 m ² 16m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
4F	調光機室 (小ホール)	床：ビニルタイル 天井：ヒル石吹付 壁：モルタル金鑲+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	24 m ² 24 m ² 80 m ² 28m	床、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 天井はアスベスト除去工事参照
4F	音響調整室（小ホール）	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	9 m ² 9 m ² 28 m ² 12m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
4F	映写室 (小ホール)	床：ビニルタイル 天井：ロックウール吸音板+EP 塗装 壁：有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	10 m ² 10 m ² 30 m ² 13m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
4F	通路	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 15 m ² 37 m ² 16m	壁は既設同等で塗装を行う 天井、巾木は既設同等で更新する 床は更新せず既設流用とする
4F	倉庫（1）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP 塗装 巾木：ビニル巾木	5 m ² 0 m ² 23 m ² 9m	床、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 天井は更新せず既設流用とする
4F	倉庫（2）	床：モルタル 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
4F	倉庫（3）	床：モルタル 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
5F	くつろぎスペース	床：天然木化粧複合フローリング 天井：岩綿吸音板 壁：RC 特殊型枠打ち放し	108 m ² 108 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井を既設同等で貼り替える 壁は更新せず既設流用とする
5F	厨房	床：磁器質タイル 天井：ケイ酸カルシウム板+VP 塗装 壁：陶器質タイル	45 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	(5)機能及び美観改善工事②3階管理事務室のレイアウト変更と5階厨房撤去に伴う改修参照のこと
5F	厨房職員休憩室 (便所付)	床：ビニルシート、畳 天井：岩綿吸音板 壁：石膏ボード+EP 塗装	6 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	(5)機能及び美観改善工事②3階管理事務室のレイアウト変更と5階厨房撤去に伴う改修参照のこと
5F	食品庫 (倉庫として使用中)	床：ビニルタイル 天井：RC 打ち放し 壁：RC 打ち放し	5 m ² 0 m ² 0 m ²	(5)機能及び美観改善工事②3階管理事務室のレイアウト変更と5階厨房撤去に伴う改修参照のこと
5F	集会室	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板	0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		壁：化粧ケイ酸カルシウム板、 化粧グラスワールボード 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0m	
5F	主催者控室 (準備室として使用中)	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	床、天井、巾木は更新せず既設流用とする 壁は穴、ヒビの補修を行う
5F	ロビー	床：天然木化粧複合フローリング 天井：岩綿吸音板 壁：RC特殊型枠打ち放し	180 m ² 180 m ² 0 m ²	床、天井を既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする
5F	授乳室	床：タイルカーペット 天井：岩綿吸音板 壁：ケイ酸カルシウム板+化粧シート、特殊塩ビシート(ロビ一側) 巾木：ビニル巾木	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
5F	廊下（3）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木	0 m ² 17 m ² 0 m ² 0m	天井を既設同等で更新する 床、壁、巾木は更新せず既設流用とする
5F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：EP塗装 巾木：ビニル巾木 流し台	5 m ² 5 m ² 21 m ² 9m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 流し台を既設同等で更新する
5F	男子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
5F	女子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
5F	和室（1）さつき 和室（2）茶屋	床：畳 天井：杉柾目板貼 壁：ジュラク ふすま、障子 柱、欄間、縁甲板等木部	22 畳 36 m ² 42 m ²	畳を既設同等で更新する 天井を化粧杉柾石膏ボードで貼り替える ふすま、障子を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗替えとする 木部はあく洗いとする
5F	和室前室（1）（2）	床：畳 天井：杉柾目板貼 壁：ジュラク 巾木：木	5 畳 8 m ² 23 m ²	畳を既設同等で更新する 天井を化粧杉柾石膏ボードで貼り替える ふすま、障子を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗替えとする 木部はあく洗いとする
5F	和室玄関（1）（2）	床：瓦 天井：杉柾目板貼 壁：ジュラク 巾木：木	0 m ² 8 m ² 31 m ²	天井を化粧杉柾石膏ボードで貼り替える 壁は既設同等で塗替えとする 床は更新せず既設流用とする 木部はあく洗いとする
5F	倉庫（1）（2） (3)	床：モルタル金鑲 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
			0m	
5F	廊下（1）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：ジュラク 巾木：木巾木	72 m ² 72 m ² 100 m ²	床、天井を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗替えとする 巾木はあく洗いとする
5F	廊下（2）	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	22 m ² 22 m ² 75 m ² 30m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
5F	倉庫（3） 大ホール側	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：RC打ち放し	27 m ² 0 m ² 0 m ²	床を既設同等で更新する 天井、壁は更新せず既設流用とする
5F	ピンスポット室 シーリングスポット室（大ホール）	床：ニードルパンチカーペット 天井：岩綿セメント板+EP塗装 壁：岩綿セメント板+EP塗装	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
5F	ピンスポット室 シーリングスポット室（小ホール）	床：ニードルパンチカーペット 天井：木毛セメント板+EP塗装 壁：木毛セメント板+EP塗装	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
6F	和室（1）（2） ゆりの間 もみじの間	床：畳 天井：杉柾目板貼 壁：ジュラク 巾木：木 ふすま、障子 広縁、柱、欄間、縁甲板等木部 廊下側ガラス部	30畳 48 m ² 55 m ² 0m 25 m ²	畳を既設同等で更新する ふすま、障子を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗替えとする 天井は化粧杉柾目板貼り替える 木部はあく洗いとする 廊下側ガラス部はガラスフィルムを更新する
6F	和室舞台	床：檜フローリング 天井：杉柾目板貼 壁：ビニルクロス	23 m ² 23 m ² 46 m ²	床、壁を既設同等で更新する 天井は化粧杉柾目板貼り替える
6F	ロッカー室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	11 m ² 11 m ² 32 m ² 14m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
6F	湯沸室	床：ビニルタイル 天井：化粧石膏ボード 壁：EP塗装 巾木：ビニル巾木 流し台	17 m ² 17 m ² 38 m ² 16m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 流し台を既設同等で更新する
6F	男子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
6F	女子便所	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木： ブース：メラミン樹脂化粧板	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	内装は既設流用とするが、衛生器具改修に伴う下記補修を行う 床：既設同等で穴補修×1 壁：紙巻き器、手摺痕の補修 ブース：洋便器化に伴う調整
6F	多目的トイレ	床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ステンレス	0 m ² 0 m ² 0 m ² 0m	更新せず既設流用とする
6F	倉庫（1）（2）	床：モルタル金鑄 天井：RC打ち放し 壁：RC打ち放し	0 m ² 0 m ² 0 m ²	更新せず既設流用とする
6F	機械室	床：モルタル金鑄	0 m ²	更新せず既設流用とする

図面階	部位	既設仕様	数量	改修仕様
		天井：グラスウールクロス+金網 壁：RC 打ち放し	0 m ² 0 m ²	
6F	廊下（1）（2）	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：木化粧板 巾木：木巾木	160 m ² 160 m ² 0 m ² 140m	床、天井、巾木を既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする
6F	中庭（屋外）			防水の更新を行う 別途記載
	階段室A (1F～6F) G-H 通り×3-4 通り 間	床：ニードルパンチカーペット 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	170 m ² 410 m ² 150m 195m	床、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
	階段室B (B1F～3F) 2F 守衛室～3F 管理事務室	床：ビニルタイル 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	68 m ² 243 m ² 80m 160m	床、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
	階段室C (B1F～6F) 大ホール下手側	床：カーペット 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	120 m ² 426 m ² 140m 280m	床、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
	階段室D (B1F～5F) 大ホール上手側	床：カーペット 壁：RC 打ち放し ノンスリップ：金属製タイヤ付	30 m ² 0 m ² 85m	床、ノンスリップを既設同等で更新する（床は1階部分のみ） 壁更新せず既設流用とする
	階段室E (1F～5F) 外部トイレ奥	床：ビニルタイル 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	140 m ² 437 m ² 140m 185m	床、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う
	階段室F (B1F～6F) 小ホール西側	床：タイルカーペット 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	120 m ² 365 m ² 120m 150m	床、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 壁の傷みの補修を行う
	階段室G (B1F～3F) 展示室ホワイエ	床：カーペット 壁：モルタル金鑄+EP 塗装 階段裏：岩綿吸音板 巾木：金属 ノンスリップ：金属製タイヤ付 ガラス部：ガラスフィルム	60 m ² 300 m ² 6 m ² 0m 48m 30 m ²	床、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は既設同等で塗装を行う 階段裏の劣化した岩綿吸音板を更新する ガラスフィルムの張り替えを行う 巾木は更新せず既設流用とする
	階段室 J (5F～6F)	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：木化粧板 巾木：ビニル巾木 ノンスリップ：金属製タイヤ付	30 m ² 30 m ² 0 m ² 22m 40m	床、天井、巾木、ノンスリップを既設同等で更新する 壁は更新せず既設流用とする

イ ホール客席椅子工事
大小ホールとも、下記の仕様でクリーニングを行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
大ホール客席椅子	背：成型合板芯成形ウレタンフォーム入り張り包み	移動席： 144脚 固定席： 1268脚	・床面をシート養生し、床面の損傷、汚染を防止する ・前処理材を散布して汚れを浮かし、除去しやすくする

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	背裏: t20 ぶな成形合板表面オーク柾目突板練付ポリウレタン塗装ハードコート仕上げ 座: t1.2 鋼板プレス枠波形スプリングt40 モールドウレタン入り張り包み 座裏: t13 合板オーク柾目突板練付ポリウレタン塗装ハードコート仕上げ 肘: 肘当て: オーク材 ポリウレタン塗装ハードコート仕上げ 脚: アルミ鋳造、合成樹脂焼付塗装	(内 560 脚 はハイバック)	<ul style="list-style-type: none"> ・エクストラクション機にて、清水(温水・冷水)を散布する ・洗浄で除去できなかった、飲料等のシミを専用シミ抜き剤にて除去し、再度洗浄する ・専用ガム除去剤にて、ガムを除去する ・座裏、背裏、肘部をアルカリ性洗剤及びウエスタオルにて拭き上げる ・ブラシでモケットの目を一定にそろえる ・床面の養生シートを撤去する ・12 時間自然乾燥させる
小ホール客席椅子	大ホールと同じ	376 脚	大ホールと同じ

ウ 建具改修工事

下表の建具の更新、再塗装、補修、清掃、サイン更新等を行う。下表に記載なき扉は既設流用とする。

3階管理事務室周り、5階厨房周りの建具は事業者の提案により、撤去、更新、新設、位置変更などを行う。

	凡例記号	凡例意味
凡例	CL	清掃 (特記なき限り扉、枠共)
	PT	下地調製の上再塗装 (塗料は既設同等) (特記なき限り扉、枠共)
	TU	部分的な傷のタッチアップ (特記なき限り扉、枠共)
	SN	サイン更新

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-1	4F 会議室 304～廊下(1)	1	900×2, 100	TU
SD-1A	6F 廊下(1)～通路	1	915×2, 100	PT、SN
SD-1B	5F 倉庫(3)～主催者事務室	1	900×2, 100	PT、SN
SD-1C	3F 管理事務室～館長応接室～大ホール喫煙室	2	900×2, 100	PT、SN
SD-1D	3F 廊下(5)～廊下(4)	1	900×2, 100	PT、SN
SD-1E	2F 小ホール樂屋廊下～EVホール	1	1, 155×2, 670	PT、SN
SD-1F	1F 清掃員控室 3F 音響調整室 4F 倉庫(3) 6F EV 機械室	4	897×2, 095 900×2, 095 900×2, 095 900×2, 100	PT、SN 4F 倉庫(3)は TU
SD-1F'	1F 倉庫(1)～プラットホーム	1	570×1, 620	PT、SN
SD-1G	6F 機械室	1	900×2, 100	PT、SN
SD-1H	1F 大道具置場下 1F 湯沸室 2F TEL カウンター 2F 樂屋廊下 3～6F 階段	8	900×2, 095	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-1J	4F、5F 投光室(1) 3F 投光室(2)	3	900×2,095	PT、SN
SD-1K	4F 投光室(2)	1	897×2,095	PT、SN
SD-1L	4F DS～廊下(1)	1	900×2,100	TU
SD-1M	4F、5F ブリッジ(階段棟)	2	850×2,232	PT、SN
SD-1N	1F 楽屋廊下 B1F 機械室廊下	2	900×2,100	PT、SN
SD-1P	1F 楽屋廊下	1	898×2,095	PT、SN
SD-1Q	B1F 電気室	1	898×2,095	TU
SD-1R	B1F ボイラー室、機械室	2	900×2,095	TU
SD-1S	B1F 廊下(1)	1	900×2,100	TU
SD-2	B1F ボイラー室	1	1,800×2,095	TU
SD-2A	B1F 発電機室	1	900×2,095	TU
SD-3	B1F 機械室	1	1,798×2,240	TU
SD-3A	B1F 発電機室	1	1,800×2,245	TU
SD-5	B1F 中央監視室	1	1,200×2,095	TU
SD-7	3F PS～管理事務室		1,500×2,250	PT、SN
SD-7A	B1F 電気室(2)	1	1,498×2,240	TU
SD-8	4F、5F ブリッジ	2	1,230×1,943	PT、SN
SD-8A	5F 廊下(2)～倉庫	1	570×770	PT、SN
SD-8B	2F 受付	1	900×2,095	PT、SN
SD-9	1F 女子便所(3)～廊下	1	740×2,050	PT、SN
SD-9A	1F 男子便所(4)～廊下	1	740×2,050	PT、SN
SD-9D	1F PS～女子便所	1	600×1,200	TU
SD-9D'	1F PS～女子便所(3)	1	600×600	TU
SD-10	1F 廊下～シャワー室	1	800×1,950	PT、SN
SD-10A	1F 階段	1	900×1,946	PT、SN
SD-10A	1F 廊下(2)～楽屋	1	900×1,946	PT、SN
SD-10B	1F 清掃用具庫	1	900×1,946	PT、SN
SD-10C	1F 舞台事務所	1	900×1,950	PT、SN
SD-10D	1F 廊下(2)～階段	1	900×1,940	PT、SN
SD-11	1F 湯沸室	1	900×2,085	PT、SN
SD-12	2F 多目的室～廊下(3)	1	900×2,100	PT、SN
SD-12A	2F 多目的室～廊下(3)	1	900×2,100	PT、SN
SD-12B	1F 大ホール楽屋廊下～楽屋 101, 102, 103	1	900×2,100	PT、SN
SD-12C	1F 大ホール楽屋廊下～楽屋兼事務室	1	900×2,100	PT、SN
SD-13	1F 大道具置場～大ホール楽屋廊下	1	1,695×2,100	PT、SN
SD-13A	1F 廊下～大ホール楽屋廊下	1	1,700×2,100	PT、SN
SD-13B	1F 廊下(2)～楽屋兼主催者控室	1	1,700×2,100	PT、SN
SD-14	5F ESP	1	698×1,495	TU
SD-14A	5F ブドウ棚	1	700×1,375	TU
SD-15	1F 大ホール楽屋廊下	1	1,000×2,095	PT、SN
SD-15A	2F 大ホール楽屋廊下	1	1,000×2,095	PT、SN
SD-15B	3F 調光器室	1	1,000×2,100	TU
SD-16	1F 大ホール楽屋廊下～男子便所	1	840×2,050	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-16A	1F 大ホール樂屋廊下～女子便所	1	840×2, 050	PT、SN
SD-16B	1F SK～大ホール樂屋廊下	1	600×2, 035	PT、SN
SD-17	1F 大ホール舞台	1	890×2, 156	PT、SN
SD-19	3F 階段室～館長応接室	1	714×2, 100	PT、SN
SD-19A	2F リハーサル室～階段	1	700×2, 100	PT、SN
SD-19B	1F 倉庫(3)	1	700×2, 095	PT、SN
SD-19C	4F 湯沸室	1	900×2, 095	PT、SN
SD-19D	5F フライギヤラリー	1	700×2, 095	TU
SD-19E	5F 倉庫	1	900×2, 095	TU
SD-19F	6F キャットウォーク	1	700×2, 095	TU
SD-21	1F 便所前室	1	750×2, 095	PT、SN
SD-22	1F 便所前室	1	725×2, 095	PT、SN
SD-23	1F ピアノ庫	1	7, 000×2, 120	PT、SN
SD-26	1F 舞台側～廊下	1	1, 258×2, 100	PT、SN
SD-26A	1F 舞台側～廊下	1	1, 270×2, 100	PT、SN
SD-27	5F 廊下(3)～厨房	1	1, 060×2, 008	事業者提案による
SD-27A	1F 階段室 (階段棟)	1	1, 010×2, 043	既設同等で更新
SD-28	1F PS～通路 (階段棟)	1	570×2, 060	PT、SN
SD-29	3F 廊下(4)～男子便所(4)	1	800×2, 050	PT、SN
SD-29A	3F 廊下(4)～女子便所(3)	1	800×2, 050	PT、SN
SD-29B	2F 小ホール樂屋廊下～女子便所	1	870×2, 050	PT、SN
SD-29C	2F 小ホール樂屋廊下～男子便所	1	870×2, 050	PT、SN
SD-30	2F 楽屋(2)～小ホール樂屋廊下	1	900×2, 055	PT、SN
SD-30A	2F 楽屋(1)～小ホール樂屋廊下	1	900×2, 055	PT、SN
SD-31	2F 小ホール樂屋廊下	1	900×2, 035	PT、SN
SD-33	2F 防災センター出入口～外部	1	1, 295×2, 135	PT、SN
SD-34	2F 廊下～守衛室防災センター	1	750×2, 100	PT、SN
SD-36	2F 受付～倉庫(1)	1	900×2, 100	PT、SN
SD-36A	2F 受付～大ホールホワイエ	1	900×2, 130	PT、SN
SD-37	4F 大ホール～廊下(1)(2)	3	1, 302×2, 295	PT、SN
SD-37A	3F バルコニー(1)～廊下(1)	1	1, 257×2, 400	PT、SN
SD-37B	3F 大ホール～廊下(3)	2	1, 262×2, 250	PT、SN
SD-37C	2F 隧道(1)(2)～廊下(1)(2)	2	1, 822×2, 050	PT、SN
SD-37D	2F 大ホール前室～ホワイエ	2	3, 622×2, 100	PT、SN
SD-37E	2F 大ホール客室～大ホール前室	2	3, 622×2, 400	PT、SN
SD-37F	1F 大ホール客室～廊下	1	1, 852×2, 400	PT、SN
SD-37G	3F バルコニー(2)～廊下(2)	1	1, 532×2, 400	PT、SN
SD-37H	1F 大ホール客室～廊下	1	1, 862×2, 400	PT、SN
SD-38	2F SK～男子・女子便所(大ホール)	1	650×1, 650	PT、SN
SD-39	2F PS～多目的便所	1	600×600	TU
SD-39A	B1F PS～男子便所	1	500×600	TU
SD-39B	B1F PS～女子便所	1	500×600	TU
SD-39C	RF 紙氣塔～外部	2	610×595	PT、SN
SD-40	2F 廊下(3)～救護室	1	900×2, 100	PT、SN
SD-40	5F 授乳室	1	900×2, 100	PT、SN
SD-41	2F リハーサル室	1	748×2, 095	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-42	2F リハーサル室～大ホール樂屋廊下	1	1,410×2,070	PT、SN
SD-43A	2F 樂屋廊下～脱衣室	1	900×2,100	PT、SN
SD-43B	4F	3	900×2,100	PT、SN
SD-43C	4F 会議室 302～廊下(1)	1	900×2,100	PT、SN
SD-43D	3F 廊下(4)～管理事務室	1	900×2,100	PT、SN
SD-43F	3F 湯沸室	1	900×2,100	PT、SN
SD-43G	3F ロッカー室	1	900×2,100	PT、SN
SD-43H	4F 準備室	1	900×2,095	PT、SN
SD-43J	4F 倉庫(1)	1	900×2,095	PT、SN
SD-43L	5F 廊下(3)～食品庫	1	900×2,095	事業者の提案による
SD-43M	5F 廊下(3)～フライギャラリー	1	900×2,095	事業者の提案による
SD-43R	5F 廊下(3)～休憩室	1	900×2,095	事業者の提案による
WD-1	5F 休憩室トイレ	1	650×2,000	事業者の提案による
SD-44	5F 廊下(3)～DS	1	755×2,110	事業者の提案による
SD-49A	3F 調光室	1	897×1,865	PT、SN
SD-51	3F ファンルーム	1	600×1,600	TU
SD-52	3F 階段室	1	895×1,473	PT、SN
SD-53	3F 投光室(1)	1	900×1,865	TU
SD-53A	3F 投光室(2)	1	900×1,955	TU
SD-54	3F 通路	1	700×1,955	TU
SD-55	4F 会議室 303～廊下(1)	1	900×2,100	PT、SN
SD-55A	4F 会議室 303～廊下(1)	1	900×2,100	PT、SN
SD-56	1F 舞台側～廊下	1	1,315×2,100	PT、SN
SD-58	4F 立見席天井裏	1	720×2,055	TU
SD-63	5F ロビー～廊下(3)	1	1,220×2,100	PT、SN
SD-64	5F 廉房	1	648×1,820	事業者の提案による
SD-64A	5F くつろぎスペース	1	673×1,820	事業者の提案による
SD-66	5F 主催者控室	1	900×2,210	PT、SN
SD-68	4,5F 湯沸室	2	850×2,095	PT、SN
SD-69	5F 湯沸室	1	900×1,960	PT、SN
SD-70	5F 集会室～ロビー	2	1,600×2,190	PT、SN
SD-70A	5F 集会室～ロビー	1	1,580×2,190	PT、SN
SD-71	5F くつろぎスペース～廊下(2)	1	1,230×2,215	PT、SN
SD-72	5F 集会室～廊下(2)	1	1,800×2,190	PT、SN
SD-73	5F 廊下(2)～倉庫(3)	1	1,800×2,100	PT、SN
SD-74	5F 集会室～廊下(2)	1	850×2,190	PT、SN
SD-75	5F シーリングスポット室～キャットウォーク	1	697×2,175	TU
SD-75A	5F シーリングスポット室～キャットウォーク	1	697×2,175	TU
SD-76	5F 廊下(2)～キャットウォーク	1	750×1,798	TU
SD-78	6F	1	870×2,055	TU
SD-78A	6F	1	870×2,055	TU
SD-81	6F 便所	2	600×1,200	PT、SN
SD-81'	5F 便所	2	600×600	PT、SN
SD-81A	4F 女子便所	1	600×600	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-81C	6F 女子便所	1	600×1,000	PT、SN
SD-81D	3F PS～男子便所(1)	2	600×1,200	TU
SD-81E	3F PS～女子便所(1)	1	600×1,200	TU
SD-81F	3F PS～女子便所(1)	1	600×600	TU
SD-81G	2F PS～男子・女子便所	1	600×1,000	TU
SD-81G'	2F PS～男子・女子便所	1	600×1,200	TU
SD-81G”	2F PS～男子・女子便所	1	600×600	TU
SD-81H	2F PS～女子便所	1	600×600	TU
SD-81J	B1F PS～男子便所	1	600×1,200	TU
SD-81K	B1F PS～男子便所	1	600×1,800	TU
SD-81L	RF 給気塔～外部	1	610×1,195	PT、SN
SD-85	1F 舞台控室～大ホール樂屋廊下	1	1,200×2,095	PT、SN
SD-86	6F 多目的便所	1	1,200×2,100	PT、SN
SD-86A	2F	1	990×2,050	PT、SN
SD-86B	2F 多目的トイレ	1	1,116×2,100	PT、SN
SD-86C	2F 多目的トイレ	1	1,103×2,100	PT、SN
SD-86D	1F 多目的トイレ	1	1,000×2,100	PT、SN
SD-88A	3, 4F 小ホール客席上部～投光室	4	800×1,900	CL
SD-88B	3F 投光室(2)	1	800×1,900	TU
SD-89	5F 女子便所(1)	1	600×1,800	PT、SN
SD-89A	3F PS～男子便所(4)	1	600×1,800	TU
SD-89B	B1F 清掃用具庫～女子便所	1	600×1,800	TU
SD-91	2F 小ホール樂屋廊下～舞台裏	1	1,500×2,020	PT、SN
SD-95	4F 男子便所	1	600×1,800	PT、SN
SD-96	2F PS～女子便所	1	400×600	TU
SD-103	RF EV 機械室	1	1,215×2,005	PT、SN
SD-103A	B1F EV 機械室	1	1,500×2,100	既設同等で更新
SD-103B	1F 清掃用具庫	1	1,200×2,100	既設同等で更新
SD-104	6F 階段室～廊下(1)	1	850×2,100	PT、SN
SD-104A	5F シーリングスポット室～DS	1	900×2,100	TU
SD-104B	5F ピンスポット室～倉庫(3)	1	910×2,115	TU
SD-104C	3F 母子室～倉庫	1	900×2,100	TU
SD-104D	3F 母子室～小ホールホワイエ	1	905×2,100	PT、SN
SD-104E	4F 音響調整室	1	900×2,097	PT、SN
SD-104F	5F キャットウォーク～小ホール倉庫(2)	1	900×2,095	TU
SD-104G	6F 倉庫(2)	1	897×2,098	TU
SD-104H	6F 倉庫(1)	1	897×2,098	TU
SD-104J	6F ロッカー室	1	897×2,100	PT、SN
SD-105	6F 女子便所	1	800×2,100	PT、SN
SD-105A	6F 男子便所	1	800×2,100	PT、SN
SD-105B	5F 男子便所(2)	1	800×2,100	PT、SN
SD-105C	5F 女子便所(1)	1	800×2,100	PT、SN
SD-105D	4F 男子便所	1	700×2,100	PT、SN
SD-105E	4F 女子便所	1	700×2,100	PT、SN
SD-105F	B1F 廊下～男子便所	1	850×2,100	PT、SN
SD-105G	B1F 廊下～湯沸室	1	850×2,000	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-106	6F 廊下(1)～階段室	1	1,600×2,100	PT、SN
SD-108	B1F 廊下～女子便所	1	850×2,100	PT、SN
SD-108A	B1F 物入	1	897×1,988	PT、SN
SD-108B	1F 清掃員室	1	848×2,100	PT、SN
SD-111	1F 倉庫(2)、機械室(1)、(2)	3	1,816×1,873	PT、SN
SD-112	1F 廊下(3)	1	1,047×2,100	PT、SN
SD-114	RF 階段室	1	755×2,005	PT、SN
SD-115	1F 清掃員控室	1	815×1,953	PT、SN
SD-116	2F 舞台倉庫	1	2,000×2,000	PT、SN
SD-116A	2F 舞台倉庫	1	2,000×2,000	PT、SN
SD-116B	3F ピアノ庫	1	2,000×2,000	PT、SN
SD-117	2F 小ホール客席～隧道	1	1,227×2,005	PT、SN
SD-117A	2F 小ホール客席～隧道	1	1,177×2,005	PT、SN
SD-118	3F 小ホール前室～ホワイエ	2	1,240×2.080	PT、SN
SD-118A	3F 小ホール客席～小ホール前室	2	1,240×2.080	PT、SN
SD-118B	2F 小ホール客席～廊下(2)	1	1,177×2,005	PT、SN
SD-118C	2F 小ホール客席～廊下(1)	1	1,227×2,005	PT、SN
SD-119	2F 花道～隧道	1	2,287×2,110	PT、SN
SD-119A	2F 花道～隧道	1	2,287×2,110	PT、SN
SD-121	2F ホワイエ前室	1	1,765×2,109	PT、SN
SD-122	2F 物入	1	800×2,100	既設同等で更新
SD-123	3F 小ホールホワイエ～廊下(5)	1	1,120×2,100	PT、SN
SD-124	4F EV通路～廊下(1)	1	1,220×2,105	PT、SN
SD-127	6F 湯沸室	1	1,798×2,098	PT、SN
SD-128	6F 階段	1	897×2,100	PT、SN
SD-150	3F PS～廊下(3)	1	450×450	PT、SN
SD-151	3F PS～廊下(3)	1	450×450	PT、SN
SD-0	1F 廊下(2)～廊下(1)	1	900×1,945	PT、SN
SD-0A	2F 多目的室～電源室	1	700×2,100	PT、SN
SD-0B	2F 楽屋(2)～シャワー室(1)	1	1,785×2,465	PT、SN
STD-1A	1F 外部風除室	1	1,785×2,465	CL
STD-1B	1F 大ホール楽屋廊下	1	1,785×2,170	CL
STD-5	1F 外部～廊下(2)	1	2,245×2,455	既設同等で更新、SN 外部に車椅子で出られる ように、段差解消のため のスロープ(着脱式)を設 ける
STD-9	1F 廊下(3)～外部	1	1,325×2,085	CL
STD-2A	2F 大ホールホワイエ～玄関ホール	1	3,460×2,670	CL
STD-2B	2F 玄関ホール～小ホールホワイエ 前室	1	3,510×2,670	CL
STD-7	2F 小ホールホワイエ～小ホールホ ワイエ前室	1	4,220×2,760	CL
STD-3A	2F 外部～風除室(1)	1	7,147×2,390	CL
STD-3B	2F 風除室(1)～玄関ホール	1	8,432×2,390	CL
STD-4A	2F 外部～風除室(2)	1	2,839×2,325	CL
STD-4B	2F 風除室(2)～玄関ホール	1	2,839×2,325	CL

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
STD-9	6F パラボラアンテナ基礎～プリッジ	1	1,006×2,000	PT、SN
STD-10	2F 大ホールホワイエ～非常用出口	1	10,400×2,100	既設同等で更新
M-1	6F 女子便所、男子便所	2	L=2,351	PT、SN
M-2	4F 会議室横便所	1	L=2,320	PT、SN
M-3	2F 便所(5)、(6)	4	L=2,135	PT、SN
M-4	B1F 女子便所、男子便所	5	L=2,260	PT、SN
M-5	5F 女子便所、男子便所、授乳室	3	L=2,360	PT、SN
M-6	3F 男子便所、女子便所(1)	2	L=2,160	PT、SN
SF-1	2F 男子便所	2	L=2,240	PT、SN
SF1-A	2F 男子便所	1	L=2,230	PT、SN
SF-2	2F 女子便所	2	L=2,240	PT、SN
SF-3	B1F 男子便所	2	L=2,260	PT、SN
SW-10	2F 受付～玄関ホール	1	1,000×800	シール打ち替え、PT
SW-21	5F 大ホールピنسポット室	1	6,270×1,000	シール打ち替え、PT
SW-22	5F 小ホールピースポット室	1	3,560×1,000	シール打ち替え、PT
SD-82	RF ファンルーム(1)	1	3,070×1,340	PT、SN
SD-83	RF ファンルーム(2)	1	4,850×795	PT、SN
AD-1	2F 浴室	1	1,896×2,100	PT、SN
AD-101	4F 多目的便所	1	1,030×2,100	PT、SN
AD-101A	2F 便所(5)、(6)	1	1,030×2,100	PT、SN
AW-1	1F 楽屋(1) 2F リハーサル室	2	2,275×1,013	シール打ち替え、PT
AW-2	1F、2F 楽屋 101、102、103 1F 男子、女子便所	6	602.5×1,913	シール打ち替え、PT
AW-3	2F トイレ・浴室	2	582.5×523	シール打ち替え、PT
AW-4	1F 楽屋兼事務所	1	1,755.5×973	シール打ち替え、PT
AW-5	1F 楽屋兼事務所	1	1,500×600	シール打ち替え、PT
AW-6	2, 3, 4F 階段室	3	800×3,000	既設同等で更新
AW-6A	3F 階段室	1	800×3,000	既設同等で更新
AW-6B	2F 階段室	1	800×3,000	既設同等で更新
AW-6D	4F 階段室	1	800×3,000	既設同等で更新
AW-6E	5F 階段室	1	800×3,000	既設同等で更新
AW-6F	6F 階段室	1	800×3,000	既設同等で更新
AW-7	4F 304 会議室、5F 集会室	2	7,155×1,300	シール打ち替え、PT
AW-8	2F 廊下(1)	1	936.2×1,163	シール打ち替え、PT
AW-9	2F 守衛室、防災センター	1	(539+595)×1,132	シール打ち替え、PT
AW-10	2, 3F 廊下(2) 3F 廊下(1)	3	140×73	シール打ち替え、PT
AW-31	2F 多目的室	1	2,400×1,450	シール打ち替え、PT
AW-34	3, 4F 小ホールバルコニー	2	830×1,813(2,043)	シール打ち替え、PT
AW-34A	5F 小ホールバルコニー	1	830×2,338	シール打ち替え、PT
AW-35	6F ロッカー室	1	760×1,278	シール打ち替え、PT
AW-35A	6F 倉庫(1)	1	760×1,278	シール打ち替え、PT
SD-103	B1F EV 機械室、荷捌室	1	1,200×2,070	PT、SN
SD-103-1	B1F 放送室、展示室	1	895×2,070	グレモン錠を普通錠にして更新
SD-103-2	B1F 荷捌室、展示室	1	1,800×2,100	既設同等で更新

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-104	B1F 倉庫(1)、展示室	1	2,000×2,100	既設同等で更新
SD-105	B1F 倉庫(2)、展示室	1	1,810×2,100	既設同等で更新
SD-106	B1F 倉庫(3)、展示室	1	1,700×2,630	既設同等で更新
SD-107	B1F 廊下(1)、展示室	3	1,800×2,100	既設同等で更新
SD-107-1	B1F 廊下(1)、展示室	1	1,185×2,100	既設同等で更新
SD-108	B1F ホワイエ、展示室	1	1,800×2,100	既設同等で更新
SD-109	B1F 廊下(1)～倉庫	1	700×2,005	PT
SD-4	B1F バッテリー室	1	650×2,100	PT、SN
SD-84	B1F 倉庫(4)	1	2,500×2,100	PT、SN
SD-85	B1F DS	1	640×1,450	既設同等で更新
SD-1	B1F 椅子収納庫	2	900×2,100	TU
SD-104-1	1F 通路～倉庫(1)	1	900×2,070	CL
SD-104-2	1F PS～清掃用具庫	1	695×1,000	PT、SN
SD-104-3	1F 大道具搬入口	1	3,000×2,960 グレモン錠	遮音等級 T-3 で更新 ゼロタイトにより沓摺段差なしとし、舞台レベルまで RC 床をはつてなでつける
SD-15	1F EPS	1	700×1,450	PT、SN
SD-20	1F EPS	1	700×1,450	PT、SN
SD-27B	2F 小ホールレターン～廊下(2)	1	600×990	レバーハンドル交換
SD-122-2	1F EPS	1	700×1,450	PT、SN
SD-0A	2F 多目的室～電源室	1	695×2,095	男子便所に改修のため撤去
SD-0A-1	2F 楽屋(2)点検口	1	700×995	PT、SN
SD-104-4	3F 倉庫～投光室(1)	1	900×2,070	TU
SD-130	3F 投光室(1)～外	1	800×2,070	既設のまととする(定閉)
SD-130-1	3F 倉庫～外	1	800×2,070	既設のまととする(定閉)
SD-104-6	3F EPS(大ホール下手)	1	695×1,450	PT、SN
SD-104-7	3F EPS(廊下(5))	1	695×1,550	PT、SN
SD-48	3F 音響調整室	1	1,000×1,750	扉撤去済み、枠のみ PT
SD-47-1	3F バルコニー(1)～音響調整室	1	1,000×1,985	PT、SN
SD-47-2	3F バルコニー(2)～調光室	1	1,000×1,985	PT、SN
SD-14	3F EPS(大ホール上手、下手)	2	700×1,450	TU
SD-130-2	4F 投光室(3)	1		
SD-130-3	4F 倉庫	1		
SD-104-8	4F 小ホール投光室(4)～DS	1	900×2,100	PT、SN
SD-104-9	4F 小ホール投光室(3)～倉庫(2)	1	900×2,100	PT、SN
SD-104-10	4F 小ホール調光器室～倉庫(2)	1	900×2,100	PT、SN
SD-104-11	4F 小ホール調光器室～調光室	1	850×2,100	TU
SD-104-12	4F 小ホール映写室～調光室	1	850×2,100	TU
SD-104-13	4F 小ホール映写室～音響調整室	1	850×2,100	TU
SD-57	4F 大ホール下手フライギャラリー	1		
SD-20-1	4F EPS(大ホール上手)	1	700×1,450	PT、SN
SD-1-1	4F 電気室	1	900×2,100	PT、SN
SD-104-14	5F 倉庫(1)～シーリングスポット室	1	900×2,070	PT、SN

建具記号	使用場所	数量	内法寸法 (W×H)	改修仕様 (記号意味は凡例参照)
SD-130-4	5F 倉庫(1)～フライギヤラリー	1	900×1,320	PT、SN
SD-130-5	5F 倉庫(2)～外部	1	900×2,070	PT、SN
SD-131	5F ファンルーム～フライギヤラリー	1	900×1,320	PT、SN
SD-104-15	5F 倉庫(1)～倉庫(2)	1	900×2,100	PT、SN
SD-104-17	5F ピンスポット室	2	680×2,065	PT、SN
SD-131-1	5F 廊下(3)～フライギヤラリー	1	900×1,005	PT、SN

エ サイン工事

全館のサインを更新する。更新の際に、特に地下の展示室への動線が分かれづらくなっているものを改善すること。

内容	既設仕様	数量	改修仕様
催し物案内板	SUS 内照式 W1800×H2000	1 台	全面的に更新
駐輪場サイン	SUS 焼付塗装シート貼り W400×H1800	1 台	全面的に更新
外部トイレ案内	SUS 焼付塗装シート貼り W400×H1800	1 台	全面的に更新
全館案内板	透明アクリル板 IJ 出力貼+シート貼 W1800×H900	3 箇所	全面的に更新すると共に、必要箇所に増やすこと
フロア案内板	透明アクリル板 IJ 出力貼+シート貼 W900×H900	8 箇所	全面的に更新
ホール座席案内板	透明アクリル板 IJ 出力貼+シート貼 W900×H900	2 箇所	全面的に更新
誘導サイン	SUS 加工内照式シート切り文字 W1800×H300	20 箇所	全面的に更新すると共に、必要箇所に増やすこと
室名サイン A	SUS フレームアクリル板シート切文字 W250×H250	40 箇所	全面的に更新
室名サイン B	SUS フレームアクリル板シート切文字 材質表示付 W250×H250	15 箇所	全面的に更新
室名サイン C	シート切り文字 H50	200 箇所	全面的に更新
ピクトサイン A	カラーアクリル板アクリル切抜ピクト W300×H2000	30 箇所	全面的に更新
ピクトサイン B	スチールプラケットアクリル切抜ピクト 突き出し	30 箇所	全面的に更新
ピクトサイン C	IJ 出力貼り W200×H200	4 箇所	全面的に更新
階数表示	SUS 切り文字 H200	40 箇所	全面的に更新
EV 内案内板	アクリル板シート切り文字 W350×H350	4 台	全面的に更新
手摺点字	点字シート	約 100 箇所	全面的に更新
レストラン・売店・受付 サイン	H150 樹脂文字×10 程度	4 箇所	全面的に更新
避難経路図	アクリル板 IJ 出力貼り W600×H600	14 箇所	全面的に更新
スタンドサイン	W300×H1200	10 台	全面的に更新

オ アスベスト除去工事

下表の部位のアスベストが飛散しないように、封じ込めもしくは除去を行うこと。断熱機能を必要とする部位には、代替の断熱材を施工すること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
B1F～6F 煙突内	アスベストライニング	47 m ²	封じ込めもしくは、レベル 2 にてライニングを除去し、適切な断熱材または鋼管にて再被覆すること
1F 機械室(1)	配管エルボ石綿保温材	約 20 箇所	直管部にて配管を切断し、レベル 2 にて適切に廃棄すること

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
			切断した配管は適切な工法で復旧すること
1F 機械室(2)	配管エルボ石綿保温材	約 10 箇所	直管部にて配管を切断し、レベル 2 にて適切に廃棄すること 切断した配管は適切な工法で復旧すること
4F301 会議室	天井裏外壁側：外装成形材(ケイ酸カルシウム板第二種)	5 m ²	封じ込めもしくは、レベル 2 にて成形材を除去し、適切な外装成形材にて再被覆すること
4F302 会議室	天井裏外壁側：外装成形材(ケイ酸カルシウム板第二種)	10 m ²	封じ込めもしくは、レベル 2 にて成形材を除去し、適切な外装成形材にて再被覆すること
4F303 会議室	天井裏外壁側：外装成形材(ケイ酸カルシウム板第二種)	8 m ²	封じ込めもしくは、レベル 2 にて成形材を除去し、適切な外装成形材にて再被覆すること
4F304 会議室	天井裏外壁側：外装成形材(ケイ酸カルシウム板第二種)	9 m ²	封じ込めもしくは、レベル 2 にて成形材を除去し、適切な外装成形材にて再被覆すること
4F 調光機室(小ホール)	天井：ヒル石吹付	24 m ²	封じ込めもしくは、レベル 1 にて吹付材を除去し、適切な吹付材にて再被覆すること
6F 機械室	配管エルボ石綿保温材	約 50 箇所	直管部にて配管を切断し、レベル 2 にて適切に廃棄すること 切断した配管は適切な工法で復旧すること

(3) バリアフリー関連工事

ア 点字ブロック追加工事

主となる階段の上下端、方向転換する踊り場等に点字ブロックを敷設する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
階段室 A G-H 通り × 3-4 通り 間	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	36.0m (1.2m×30 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端 10 箇所、踊り場 20 箇所
階段室 B (守衛室→管理事務室)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	14.4m (1.2m×12 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端 6 箇所、踊り場 6 箇所
階段室 C 大ホール舞台下手 (B1 階→6 階)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	9.6m (1.2m×8 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 主催者、出演者が使う 1 階から 2 階のみ 上下端 4 箇所、踊り場 4 箇所
階段室 D 大ホール舞台上手	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	0m	舞台スタッフのみが使う階段であるため 点字タイルは不要とする
階段室 E 外部便所→5 階ブリッジ	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	21.6m (1.2m×18 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端 5 箇所、踊り場 13 箇所
階段室 F I-J 通り × 1-3 通り 間	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	28.8m (1.2m×24 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端 12 箇所、踊り場 12 箇所
階段室 G 地下展示室→小ホールホワイエ	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	18.0m (1.5m×12 箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端 4 箇所、踊り場 8 箇所
階段室 J 5 階和室→6 階	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	3.0m	点字タイル 300×300×t8 (ベース部 t2、軟質合成ゴム製) 貼付

部位	既設仕様	数量	改修仕様
		(1.5m×2箇所)	上下端2箇所
階段1 (大ホール2階ホワイエ下手→3階ホワイエ下手)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	7.2m (1.8m×4箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所、踊り場2箇所
階段2 (大ホール2階ホワイエ上手→3階ホワイエ上手)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	6.0m (1.5m×4箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所、踊り場2箇所
階段3 大ホール2階下手廊下(1)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	3.0m (1.5m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段4 大ホール2階上手廊下(2)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	3.0m (1.5m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段5 大ホール3階下手廊下(1)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	3.0m (1.5m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段6 大ホール3階上手廊下(2)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	3.0m (1.5m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段7 大ホール3階下手廊下(1)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	2.4m (1.2m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段8 大ホール3階上手廊下(2)	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	2.4m (1.2m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段9 大ホール3階女子便所前	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	2.4m (1.2m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段10 大ホール3階男子便所前	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	2.4m (1.2m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
階段11 北側1階楽屋入口→2階入口	上下端、踊り場とも誘導ブロックなし	4.8m (2.4m×2箇所)	点字タイル 300×300×t8 (ベース部t2、軟質合成ゴム製) 貼付 上下端2箇所
外部 北側身障者駐車場→4号エレベーター	誘導ブロックなし	56m	磁器点字タイル 300×300×t15
外部 西側スロープ上下	上下端に誘導ブロックなし	4m (2m×2箇所)	磁器点字タイル 300×300×t15
外部 南階段上下	上下端に誘導ブロックなし	34m	磁器点字タイル 300×300×t15
外部 南西階段上下	上下端に誘導ブロックなし	8m (2m×4箇所)	磁器点字タイル 300×300×t15
外部 南車寄せ→守衛室	誘導ブロックなし	65m	磁器点字タイル 300×300×t15

(4) 法令変更対応工事

ア 大ホール特定天井耐震化工事

令和3年8月に市が取得した任意評定の補強案に沿って、既設の天井を耐震補強し、既存不適格を解消すること。既設は、平成20年に一度安全対策

工事を行っており、キャットウォークやシーリングスポット室架構の間にライトゲージを掛け、そこからXY方向のV字プレースで既設のLGS下地を留めている。但し、側壁上部のキャットウォーク外側の斜め部分や、シーリングスポット室の下側などで、人が入れなかつた部分では何も補強がされていない。今回の工事では、それらの部分も含めて、補強が不足している部分に準構造材やプレースを追加する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
大ホール天井	<p>【竣工時】</p> <p>a) 天井ボード：ケイカル板 t=6mm、ビス留 (@200～300程度)</p> <p>b) 軽量鉄骨下地：JIS19型 妻方向に野縁 (CS-19, CW-19@200～300) 柄方向に野縁受け (CC-19@約900)、クリップ、ハンガー留め</p> <p>c) 吊り材：丸鋼 ($\phi 9$@900～1800) 吊り元はスラブ下の鉄筋トラス掛け 丸鋼長さは5000～12000程度</p> <p>d) キャットウォーク： C125×65×6×8 を L アンダルで繋ぎ、エキスピンドメタルの歩行面 吊材は丸鋼 ($\phi 12$@600～1400) で屋根スラブ下の鉄筋トラス掛け</p> <p>【平成20年度安全対策工事】</p> <p>a) 天井ボード：既設のまま</p> <p>b) 軽量鉄骨下地：野縁は既設のまま、追加した野縁受けより耐震補強クリップ留め、既設野縁受けとのクリップは耐震補強クリップ留め</p> <p>c) 吊りボルト：全ネジ ($\phi 9$) の吊りボルトを、2次部材から吊元金物でビス留め</p> <p>d) プレース：吊元 2次部材と固定先のふところ寸法により 3種類の軽量鉄骨を使用 ふところ 530mm 以下では N-38×12×1.2 ふところ 1060mm 以下では N-20×20×1.4 ふところ 1900mm 以下では C-60×30×10×1.6</p> <p>e) 吊りボルト受け： C-100×50×20×1.6 (@700～1000) を 2次部材のブドウ棚から L アンダルとボルトで固定</p> <p>f) C型鋼(2次部材のブドウ棚)：C-100×50×20×3.2 (@1000～3600) もしくは 2C-125×50×3.2 (@1800程度) を、キャットウォーク及びシーリングスポット室の鉄骨より、L アンダルとボルトで固定</p> <p>g) キャットウォーク補強：丸鋼 ($\phi 16$) で妻方向に 2組～4組を配置、吊先は C125×65×6×8 に羽子板と L アンダルとボルトで固定、吊元は梁</p>	925 m ²	任意評定取得時の補強図による。 (別紙)

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	のH鋼に羽子板とガセットプレートでボルト固定		

イ 小ホール天井耐震化工事

令和3年8月に市が取得した任意評定の補強案に沿って、既設の天井を耐震補強し、既存不適格を解消すること。既設は、平成20年に一度安全対策工事を行っており、キャットウォークやシーリングスポット室架構の間にライトゲージを掛け、そこからXY方向のV字ブレースで既設のLGS下地を留めている。但し、シーリングスポット室の下側などで、人が入れなかった部分では何も補強がされていない。今回の工事では、それらの部分も含めて、補強が不足している部分に準構造材やブレースを追加する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
小ホール天井	<p>【竣工時】</p> <p>a) 天井ボード：舞台側 石膏ボード $t=12.5\text{mm}$、ビス留め (@200程度)</p> <p>客席後部側 合板 $t=5.5\text{mm}$、ビス留め (@200程度)</p> <p>b) 軽量鉄骨下地：一般普及品 妻方向に野縁 (SB-19, WB-19@360) 桁方向に野縁受け (C-38@約 900) クリップ、ハンガー留め</p> <p>c) 吊り材：丸鋼 ($\phi 8.3@900 \sim 1200$) 吊り元はスラブにアンカー留め、もしくはキャットウォークや既設2次部材 (L50×50、C60×30、C100×50等) に溶接 丸鋼長さは0.4~3.6m程度</p> <p>d) キャットウォーク：溝型鋼 C200×50 をチェックカープレートで溶接し歩行面としている。吊材は丸鋼 ($\phi 16@3500$程度)、吊り元は梁にガセットプレートでボルト留め</p> <p>【平成20年度安全対策工事】</p> <p>a) 天井ボード：既設のまま</p> <p>b) 軽量鉄骨下地：野縁は既設のまま、追加した野縁受けより耐震補強クリップ留め、既設野縁受けとのクリップは耐震補強クリップ留め</p> <p>c) 吊りボルト：全ネジ ($\phi 9$) の吊りボルトを、2次部材から吊元金物でビス留め</p> <p>d) ブレース：吊元2次部材と固定先のふところ寸法により2種類の軽量鉄骨を使用している。 ふところ 530mm以下では N-38×12×1.2 ふところ 1060mm以下では N-20×20×1.4</p> <p>e) 吊りボルト受け：</p>	250 m ²	任意評定取得時の補強図による。 (別紙)

	C-60×30×1.2(@700～1000)を、2次部材のブドウ棚からLアングルでビス固定 f) C型鋼(2次部材のブドウ棚) : C-60×30×1.2(@600～1200)を、キャットウォーク及びシーリングスポット室の鉄骨より、Lアングルでボルト固定		
--	--	--	--

ウ ピロティ天井耐震化工事

既設天井面材を下地から撤去し、準構造直貼りで張り替える。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
ピロティ天井	図面では標準仕様書、標準詳細図によるとなっているが、下地が目視できないため不明。 表面は岩綿吸音板（溝型）EP塗装	240 m ²	下地から全て撤去し、下記仕様による準構造材で下地を形成し、意匠性は既設と同等で張替え ・下地鉄骨：耐震性が担保される範囲で、鉄骨の重量増により、屋根躯体スラブの許容荷重を超えないよう、できるだけ軽いメンバーを選定すること ・準構造材の組み方は任意とする ・野縁受は準構造材からアングルピースもしくはブラケット金具等で緊結し、吊材を用いないこと ・野縁は耐震クリップにて野縁受けに緊結する ・面材 石膏ボード t12.5+岩綿吸音板（溝型）EP塗装

エ エレベーター法令変更対応工事

1～4号機は、耐震対策(2014年版Aクラス)を施す。4号機は戸開走行保護装置を設置する。荷物用油圧エレベータは全撤去し、現行法の基準に沿つてモータ式で更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1号機 地下1階～5階	乗用 11人乗 (750kg) 速度 60m／分、4ストップ かご内法 W1400×D1350 交流インバータ制御方式 車椅子仕様付	1台	基本仕様は既設のままで、耐震対策(2014年版Aクラス)を施す
2号機 1階～5階	乗用 11人乗 (750kg) 速度 60m／分、5ストップ かご内法 W1400×D1350 交流インバータ制御方式 車椅子仕様付	1台	基本仕様は既設のままで、耐震対策(2014年版Aクラス)を施す
3号機 地下1階～6階	乗用 11人乗 (750kg) 速度 45m／分、5ストップ かご内法 W1400×D1350 交流インバータ制御方式 車椅子仕様付	1台	基本仕様は既設のままで、耐震対策(2014年版Aクラス)を施す
4号機 1階～2階	乗用 15人乗 (1000kg) 速度 45m／分、2ストップ	1台	基本仕様は既設のままで、戸開走行保護装置、停電時最寄階自動着床装置、地

	かご内法 W1600×D1500 交流インバータ制御		震時管制運転装置、耐震対策（2014年版Aクラス）を施す
荷物用 地下1階～2階	荷物用 1700kg 速度 30m／分、3 ストップ かご内法 W2200×D3800 油圧式 単式自動運転方式	1台	既設は全て撤去し、モーター式で現行法に準拠して更新する 荷物用 1700kg 以上、速度 45m／分とし、 かご内寸法は、できるだけ既設同様に確保すること

才 その他の遵法性対応工事

防火区画、排煙区画等の未形成部分を区画する。階段に手すりを設ける。
既設防火シャッターに危害防止装置を設置する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
C 階段と B1F 椅子収納庫との区画	C 階段で B1F 椅子収納庫との区画がないため、堅穴区画未形成	一式	C 階段と B1F 収納庫との間に区画形成のための開き扉（特定防火設備 W1000×H2000 1箇所）を設置
B1F 展示室の DS ガラリ	展示室に面している DS のガラリに FD がない	一式	既存ガラリ 6 箇所撤去 FD 付ガラリ W600×H2000 6 箇所設置
トップライト	トップライトに線入りガラスが使われており、耐火構造要求を満たしていない	一式	既存トップライト撤去の上、トップライト (15 m ²) 新設
2F 小ホールホワイエ 便所異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	便所(5)(6)に扉(片開き・常時閉鎖式・不燃扉 W1000×H1800)と、防煙垂れ壁 H300 2箇所を設置
2F 大ホール廊下(3)-廊下(1)(2)異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	廊下(3)-廊下(1)間及び廊下(3)-廊下(2)間に扉(両開き・常時閉鎖式・不燃扉 (W(900+900)×H2100、2 箇所)を設置
3F 大ホールホワイエ-大ホール喫煙室異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	大ホール喫煙室のガラリを撤去し、FD 付ガラリ (W400×H2700 1 箇所) を設置 但し、管理事務室のレイアウト変更によりガラリを無くす事も可とする
4F 廊下(2)-倉庫異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	既存ガラリ 1 箇所撤去の上、FD 付ガラリ (W700×H1000 1 箇所) を設置
5F 廊下(1)-J 階段異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	5F 廊下(1)-J 階段間に扉(両開き・常時開放式・煙感知器連動・不燃扉 W(900+900)×H1900)と、防煙垂れ壁 (H300 1 箇所) を設置
6F 廊下(2)-廊下(1) 異種排煙区画	異種排煙区画が未成立となっている	一式	6F 廊下(2)-廊下(1)間に、扉(両開き・常時開放式・煙感知器連動・不燃扉 W(900+900)×H1900)と、防煙垂れ壁 (H300 1 箇所) を設置
小ホールホワイエ 2F と 3F の排煙区画	小ホールホワイエの 2F と 3F にそれぞれ排煙口があるが、防煙壁がないので区画が未成立	一式	小ホールホワイエ 2F 吹抜側面に防煙壁(ガラス製 H=500、22m)を設置
E 階段	手摺が未設置	一式	手摺(スチール製・SOP・壁面取付、24m)を設置
大ホールシャッター	危害防止装置未設置	一式	SS1(1期工事)に危害防止装置(1箇所)を設置
展示室ホワイエ防火シャッター	危害防止装置未設置	一式	SS1～3(2期工事)に危害防止装置(3箇所)を設置

(5) 機能及び美観改善工事

ア 大ホールトイレ改修(プロジェクター室新設)

大ホール2階の上手側男子トイレを女子トイレに変更し、中央の多目的室を男子トイレに改修する。新設男子トイレの中央部ホール客席側に小型のプロジェクター室を設ける。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
多目的室+電源室	床：ビニルタイル 天井：石膏ボード+EP塗装 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木 大ホール後壁との間にアルミ窓：W2,400×H1,450 耐熱結晶化ガラス(FIX) 【設備】 照明器具一式 空調設備一式 プロジェクター×2 ITV架×1 音響備品等あり	床面積： 約 28 m ²	【男子便所】 電源室との間の間仕切り壁を撤去し、男子便所とプロジェクター室に改修する 衛生器具は8給排水衛生設備に関する要求水準参照 【プロジェクター室】 舞台音響設備で更新する予定のプロジェクターが設置できる、最低限の室の大きさを、舞台正面に確保する プロジェクターのメンテナンスは大ホール客席側からガラス框戸を介して行う。 防火区画をプロジェクター室壁もしくは扉で成立させること。 内部に仮設電源盤(C30A×5)を設ける
大ホール2階男子便所+DS+売店	【男子便所】 床：ビニルシート 天井：岩綿吸音板 壁：ケイカル板化粧シート張り 巾木：ビニル巾木 洋風大便器×2 和風大便器×1 小便器×10 洗面器×4 掃除用流し×1 ハンドドライヤー×2 ベビーベッド×1 ベビーチェア×1 照明器具一式 【DS】 1階のレターンチャンバーとバルコニー席のレターンチャンバーを繋ぐバイパスダクト 【売店】 床：ビニルタイル 天井：石膏ボード+EP塗装 壁：モルタル金鑲+EP塗装 巾木：ビニル巾木 カウンター、シャッター	床面積： 約 40 m ² 衛生器具、照明器具等一式	既設の衛生器具や内装を全て撤去し、DS、売店との間の壁を取り払って平面を拡張して女子便所に改修する 衛生器具数は下記を目安とすること 洋風大便器(洗浄便座付)×10程度 洗面器×6程度 掃除用流し×1 ハンドドライヤー×2 ベビーベッド×1 ベビーチェア：適宜 手摺：大便器、洗面器などに適宜 紙巻器、石鹼入等：適宜 なお、DS撤去に当たっては、大ホールバルコニー席のレターン機能に支障のないようにダクトのバイパスを検討すること。

イ 3階管理事務室のレイアウト変更と5階厨房撤去に伴う改修

既設管理事務室が狭いため、拡張の検討をすること。そのために、館長応接室（現職員控室）、喫煙室（現職員休憩室）、ロッカー室（現応接室）などのレイアウトを見直すこと。また5階の厨房、食品庫、厨房職員休憩室等は

現在使用されていないため撤去し、不足している事務職員用スペースや倉庫等として用いる。室用途、レイアウトは提案による。5階の厨房等撤去後のスペースは、3階管理事務室を補完する機能を持たせると共に、くつろぎスペースとの位置的なつながりを活かす工夫をすること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
3階管理事務室+元館長応接室（現事務室）+喫煙室（現職員休憩室）+ロッカ一室（現応接室） 5階厨房+食品庫+厨房職員休憩室（便所を含む）	<p>【3階】 管理事務室：約 50 m² 館長応接室（現事務室）：約 23 m² 喫煙室（現休憩室）：約 24 m² ロッカ一室（現応接室）：約 6 m²</p> <p>【5階】 厨房：約 49 m² 食品庫：5 m² 厨房職員休憩室、便所：6 m²</p>	一式	<p>3階と5階に下記の部屋を設ける ・管理事務室（受付カウンター付）：既設の什器がおける十分な広さとすること ・応接室：南側カーテンウォールに接することが望ましい ・ロッカ一室：場所は任意 ・職員休憩室：場所は任意 ・5階湯沸室：5階に休憩室等を設ける場合は設置するのが望ましい ・その他の室：提案による なお、現管理事務室から、大ホール3階ホワイエへ抜ける経路は、動線として確保すること（途中の室を通過する前提） 下記の部屋は不要とする ・3階喫煙室 ・5階食品庫 ・5階厨房職員休憩室、便所</p>

なお、改修後の財団側人員配置は下表程度を想定している。この人員配置に必要な什器、事務機器等が配置できるように計画すること。

特別目的会社の維持管理担当企業の常駐職員配置は提案による。

区分	人数	業務内容		業務に使用する主なもの	配置
職員	5人	理事長、常務理事、事務局長 事務局次長（総務）、経理担当		机×5、電話機×5 プリンター×1、PC×4 応接セット×1、金庫×1	3階 事務室奥
	4人	事業担当、貸館担当		机×4、電話機×4、 PC×4、電話機×4、 プリンター×1	
パート職員	6人	チケット販売	電話予約対応	電話機×1、PC×1	3階 管理事務室
		貸館運営	窓口対応 電話予約対応	PC×4、電話機×4、 テレビモニター×2、 ホワイトボード×1	
			舞台打合せ 利用後の確認等		
	2人	共通	問合せ対応 職員補助	※複合機×1、レジスター×1	2階 総合案内
	総合案内	来館者の案内	電話機×1、PC×1、 チケットプリンター×2（キラック）		
	チケット販売	窓口対応	レジスター×1、複合機×1 ※インターネット環境必須		
	(貸館運営)	(鍵の受け渡し)			
合計	17人				

ウ 2階受付及び守衛控室の改修

2階の受付は、現在守衛による案内の機能となっているが、守衛控室との間の壁を撤去し、受付スペース及びカウンターを広く設けることにより、事務作業も可能な受付として事務職員が常駐する場所に変更する。内装、カウンターの形状、照明、電源、空調設備、建具等は提案による。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
2階受付	床：カーペット 天井：岩綿吸音板 壁：レンガ張り カウンター：御影石	7 m ² 7 m ² 20 m ² 1.8m	既設カウンターは撤去し、新設するカウンターの形状や長さは任意とする 次の守衛室と一体となった空間とし、内装を統一すること 仕上は任意とする 無人時に貴重品を管理できるグリルシャッター等の建具を設けること
2階守衛控室	床：ビニルタイル 天井：岩綿吸音板 壁：モルタル金鑄+EP塗装 巾木：ビニル巾木	6 m ² 6 m ² 25 m ² 10m	受付との間の壁を撤去し、受付の拡張スペースとすること

エ 6階庭園の美観改善

6階の庭園は、現在防水シートが露出しているだけの簡素な景観となっている。和室のもみじ・ゆりや周辺の回廊からよく見える中庭であることから、何らかの設えを施し、市民にとって憩える空間に改善する提案を求める。但し、増床となる構築物を作る事は不可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
6階庭園	露出防水シート : 319 m ²	一式	提案による 但し、維持管理に過剰なコストのかかる設えは避けること

オ 浸水対策工事

本敷地は、厚木市洪水浸水ハザードマップにより、浸水深ランク 0.5～3.0m未満の地域に指定されている。既設は特に浸水対策を施していなかったが、グランドレベルより 1m 程度までの浸水に耐えられるように、浸水経路の建具はウォータータイト（止水高 1m、水密性 W-2、漏水量 20ℓ/h・m²以下程度）とし、浸水の恐れのある大ホールの搬入口、荷物用エレベーター乗り場、楽屋入口に止水板を設けること。

カ 大ホール舞台仮設持込装置吊りフック追加工事

ミュージカル、コンサートなどで持ち込まれる機材を安全に吊り込めるよう、舞台すのこ上部に下記仕様のフックを設けること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
持込機器用吊点フック	なし	一式	持込のフライングスピーカ、ライトトラス、LEDスクリーンなどが仮設で吊り込めるように、すのこ上部に吊点フックを設けること。1点の許容荷重は1トン以

			<p>上とし、全体に掛けられる荷重は10トン程度とする。</p> <p>舞台前：オペラカーテン付近 舞台中央：スクリーンの前後2箇所 舞台後部：ホリゾントライトの前付近 横方向はD通りからG通り3スパンを6等分した7点とする。</p> <p>必要であれば、大梁の中間に小梁を設けること。</p>
--	--	--	---

キ 利用者利便施設設置工事

利用者利便施設の設置は任意とする。設置する場合の位置、内容等は事業者の提案による。但し、文化施設に付随するものとして、文化施設の品格を損なわないような内容とすること。運営が成り立つのであれば、位置は館内のどこでも自由とするが、主として5階のくつろぎスペースを想定している。但し、厨房撤去後は職員のバックヤードに供するため、この位置を厨房として再利用することは不可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
館内	新築時はレストランであった5階のくつろぎスペースは、自販機などを置いているため、一種の利便施設と考えられる。	一式	位置、内容は提案による。但し増築は不可とする。

ク その他の機能改善工事

下記に、改善すると望ましい運用に資する項目を列記した。これらについて実施の有無は、事業者の提案に委ねるが、一定の評価基準を設けるものとする。

- ・ 溢れ池の跡地にテントを設置する場合に、レンガタイル床にアンカーできるような仕掛け。
- ・ 大ホール両脇の廊下の幅員を現行法に合わせて拡張し、既存不適格を解消する。
- ・ 大ホール楽屋1の前の階段を、スロープ等として車椅子でも通行可能とする改善。

6 電気設備に関する要求水準

(1) 受変電設備

既設筐体を流用し、劣化した部品を交換し、熱源改修に伴う必要な改修を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電気室キュービクル (B1F)	高圧引込盤 高圧受電盤 高圧分岐盤×4 電灯変圧器盤×5 MCCB盤×5	一式	筐体は流用し、劣化した部品の交換とする また、熱源改修に伴う必要な改修を行うこと

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	高圧コンデンサ盤×3 非常動力 MCCB 盤×2 非常動力変圧器盤 動力 MCCB 盤×3 動力変圧器開閉器盤 動力変圧器盤 【第 2 電気室】 3 φ 4W500kVA トランス盤 MCCB 盤		照明器具の LED 化に伴い、改修後のデマンドが下がることを検討し、適切な容量とすること

(2) 非常用発電機設備

既設発電機は撤去し、現行の負荷計算式に基づいた適切な容量の発電機を設ける。

設置場所は既設と同じ地下 1 階の発電機室を原則とする。但し、容量、冷却方式などの都合により、屋内に設置できない場合は、屋外設置でも可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
非常用発電機 (B1F 発電機室)	3 φ 3W 50Hz 6.6kV 300kVA 水冷式ディーゼルエンジン 起動方式：空気式 運転時間：軽油で 7 時間	一式	3 φ 3W 50Hz 6.6kV 500kVA 程度 冷却方式は空冷式が望ましい ガスタービンエンジンもしくはディーゼルエンジン 起動方式：電気式 運転時間：重油で 8 時間程度 防災負荷を見直して、適切な容量とすること 必要な防災負荷を賄えれば、500kVA 以下とすることも可とする 災害等による停電時の保安用負荷電力供給について提案による

(3) 直流電源設備

蓄電池は平成29年に更新しているので、初期整備では既設流用とする。

令和 9 年頃に蓄電池の更新を行う際に、下記改修仕様で見直すこと。

整流器盤は初期整備で更新とする。更新時には蓄電池設備と直流電源設備をキューピクル収納し一体化できる様にスペースを検討すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
蓄電池設備 (B1F 蓄電池室)	【蓄電池】 HS 型、400AH、54 セル 非常照明への電源供給時間：10 分	一式	初期整備では既設のままする 令和 9 年頃に以下の仕様で更新 MSE 型、400AH、キューピクル収納 非常照明への電源供給時間：30 分
整流器盤 (B1F 電気室)	【整流器盤】 全自動サイリスター整流器(定電圧装置付) DC100V 50A 整流方式：三相全波 冷却方式：自然冷却	一式	既設同等で更新

(4) 太陽光発電設備

屋上に 15kW 程度の太陽光発電設備を設けること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
屋上	なし	一式	発電容量 15kW 程度 屋上軸体の許容荷重 (LL=90kg/m ²) で問題の無い重量とすること 基礎を湿式工法とするか乾式工法とするかは任意とする 屋上防水更新工事と、発電設備設置基礎との整合を図ること

(5) 接地設備

現状では不具合がないため既設流用とするが、既設の状況確認のため接地抵抗測定を行うこと。

(6) 幹線設備

現状では不具合がないため、配管配線ともに既設流用とする。但し、熱源改修に伴う幹線の増設等については、適切に対応することとし、既設の状況確認を含め、絶縁抵抗測定を行うこと。

(7) 動力設備

空調設備、衛生設備、舞台設備等の機器更新に伴う変更に対応し、適切に更新する。

配管配線についても原則として全面更新とする。

21面中、防災専用となっている 4 面 (B1P-1-1, B1P-FP, 5P-1-1, 5P-2) は既設流用とする。

その他、屋上等に新たに設ける空調設備機器に対し、必要な動力盤を新設する。

盤名称	既設仕様	数量	改修仕様
B1P-1-1	AC-GC 3φ-3W200V EP1-2 90.00kW	1 面	既設のままとする
B1P-FP	AC-GC 3φ-3W200V EP1-3 15.00kW	1 面	既設のままとする
B1P-1-2	AC 3φ-3W200V P1-1 60.00kW P1-2 71.81kW P1-3 56.32kW P1-4 63.97kW P1-5 61.60kW	1 面	動力負荷の変更に伴い適切に更新
B1P-1-3	AC-GC 3φ-3W200V EP1-4 53.10kW	1 面	同上
B1P-2	AC 3φ-3W200V P1-6 60.00kW P1-7 64.05kW	1 面	同上
1P-1	AC 3φ-3W200V P1-9 65.23kW	1 面	同上
1P-2	AC 3φ-3W200V P1-10 15.30kW	1 面	同上

盤名称	既設仕様	数量	改修仕様
	AC-GC 3φ-3W200V EP1-5 11.00kW		
1P-3	AC 3φ-3W200V P1-11 51.03kW	1面	同上
2P-1	AC 3φ-3W200V P1-12 38.87kW	1面	同上
3P-1	AC 3φ-3W200V P1-9-1 4.95kW AC-GC 3φ-3W200V EP1-7 分岐 5.50kW	1面	同上
3P-1-2	AC 3φ-3W200V P1-19 2.85kW	1面	同上
3P-2	AC 3φ-3W200V P1-12-1 8.85kW	1面	同上
4P-1	AC 3φ-3W200V P1-12-2 分岐 4.45kW	1面	同上
5P-1-1	AC-GC 3φ-3W200V EP1-8 45.25kW EP1-9 45.00kW	1面	既設のまとめる
5P-1-2	AC 3φ-3W200V P1-13 61.75kW	1面	動力負荷の変更に伴い適切に更新
5P-2	AC 3φ-3W200V P1-12-3 24.46kW AC-GC 3φ-3W200V EP1-6 15.00kW	1面	既設のまとめる
5LP-1	AC 3φ-3W200V P1-12-2 分岐 14.12kW	1面	動力負荷の変更に伴い適切に更新
6P-1	AC 3φ-3W200V P1-14 89.19kW P1-15 86.90kW P1-16 66.70kW	1面	同上
6P-2	AC-GC 3φ-3W200V EP1-7 分岐 44.00kW	1面	同上
6P-3	AC 3φ-3W200V P1-17 分岐 20.45kW	1面	同上
6P-4	AC 3φ-3W200V P1-17 分岐 27.20kW	1面	同上
RP-*	なし	必要面数	新設する屋上設備機器に対し、必要な電力を供給する仕様とする

注)屋上に設置する動力盤については、適切な面数にて対応すること。

(8) 電灯設備

ア 一般照明設備について

LED 照明器具に全面更新とする。照度については、現状と同等もしくは JIS 基準によるものとする。天井改修のない場所の照明器具については、照明器具配置を変更しないで更新するものとする。二次側の配管配線も全面更新とする。また、下記の対応を行う。

- 展示室は、JIS 基準より照度を 10%程度下げる。
- 正面玄関 2 階屋外照明は、床面照度 100 lx 程度とする。
- 2 階事務室前のエレベーターホールの照明は、床面照度 200 lx 程度とする。

イ 非常照明設備

原則として LED ランプの器具に全面更新とする。二次側の配管配線も全面更新とする。

ウ 誘導灯設備

最新型のものに全面更新とするが、近年に LED 型に更新しているものは既設流用で良い。誘導灯信号装置について、非常放送・火災報知設備と連動させるかの必要性を含めて検討し更新を行うこと。二次側の配管配線も全面更新とする。

エ 照明制御設備

LED 照明対応の照明制御設備に全面更新する。また、トイレについては人感センサーによる照明制御を行う。二次側の配管配線も全面更新とする。

オ 舞台作業照明設備

- 大ホールの舞台作業照明を LED ランプの高天井型照明器具に変更し、照度は現状を測定した結果の 2 倍程度とする。
- 楽屋鏡照明用として、LED ランプ（30W）を 20 席 × 5 灯分用意する。
- 舞台下手袖作業灯として LED 照明（30W）を 6 台想定する。舞台袖での制御（点滅・調光）が可能となるようにする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
一般照明設備 (蛍光灯)	埋込型下面開放、埋込型カバー付 埋込型ルーバー付、半埋込型 逆富士型、殺菌灯、低温灯、和風灯 表示灯、反射笠付、片反射笠付 階段灯、流し元灯、システム照明 壁付外灯、庭園灯、ブラケット スタンド、トラフ型、建築化照明 ウォール灯、外灯	一式	既設形状で LED 灯具に更新
一般照明設備 (白熱灯)	埋込型下面開放、ブラケット ウォールウォッシャー、高天井型 埋込型下面開放、足下灯、三色灯 ウォール灯、スポットライト、表示灯 反射笠付、コップ型	一式	既設形状で LED 灯具に更新
一般照明設備 (その他)	シャンデリア、外灯、枕元灯、植込灯 水中灯、埋込型、高天井型、反射笠付 投光器、スタンド	一式	溢れ池用の水中灯は撤去とする それ以外の灯具は、既設形状で LED 灯具に更新
非常照明設備	IL40W-1 灯用(電池別置型) ミニ 40W-1 灯用(電池別置型) JD50W-1 灯用(電池別置型) IL60W-1 灯用(電池別置・角型) IL100W-1 灯用(天井裏ランプ交換型) IL100W-1 灯用(天井裏ランプ交換型加工)	一式	既設形状で LED 灯具に更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	FHT42W-1 灯用(電池内蔵型) FLR40W-1 灯用(電池別置型、笠付) ミニ 40W-1 灯用(電池別置型) FL20W-2 灯用(埋込下面開放、DC 付) FHT32W-2 灯用(埋込下面開放、電池内蔵型) FHF32W-1 灯用(片反射笠付、電池内蔵型) FL20W-2 灯用(反射笠付、DC 付) FHF32W-2 灯用(反射笠付、DC 付) FHF32W-2 灯用(反射笠付、電池内蔵型)		
誘導灯設備 (階段通路誘導灯)	FHF32W-1 灯用(シンプルセルコン階段灯) FHF32W-1 灯用(シンプルセルコン階段灯、天井付電池内蔵型) FHF32W-1 灯用(セルコン階段灯、壁付、電池内蔵型)	一式	最新型のものに更新
誘導灯設備 (客席通路誘導灯)	冷陰極(電池内蔵型指定色)	一式	最新型のものに更新
誘導灯設備 (壁難口誘導灯)	冷陰極(壁直付、電池内蔵型、B 級 BH 型) 冷陰極(自己点検型、B 級 BH 型) 冷陰極(壁埋込、B 級 BH 型) 冷陰極(天井直付型、電池内蔵型)	一式	最新型のものに更新
誘導灯設備 (通路誘導灯)	冷陰極(天井直付、電池内蔵型) 冷陰極(自己点検型、B 級 BH 型) 冷陰極(壁埋込、B 級 BH 型) 冷陰極(壁埋込型、B 級 BH 型)	一式	最新型のものに更新
赤色灯	IL5W-1 灯用(赤色灯、電池別置型、WP) IL50W-1 灯用(赤色灯、電池別置型、WP)	一式	既設形状で LED 灯具に更新
照明制御設備	リモコン式 個別でのセンサー制御はなし	一式	LED 照明対応の照明制御設備に全面更新とする トイレについては人感センサーによる点滅制御とする
大ホールブードウ棚作業照明設備	FHF32W-1 灯用×25	一式	LED ランプの高天井型照明器具に変更し、照度は 2 倍とする
楽屋鏡照明設備	レセップ灯(GW60W-1 灯用)	一式	LED ランプ(30W) 20 席×5 灯分を更新
舞台作業照明設備	スポットライト×6 舞台下手袖にて点滅・調光可	一式	LED 照明にて既設と同等の明るさを確保する 舞台袖での制御は既設同等とする

(9) コンセント設備

コンセント、コンセントプレートは更新し、配管配線については原則として既存流用とする。

- 和室、会議室のコンセントを既設の 2 倍に増設する。
- 楽屋コンセントは、現状の回路をコンセント 2 個で 1 回路に変更する。
- 1 階給湯室にコンセントを 2 個増設する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
コンセント設備	商用電源コンセント 商用/非常用兼用コンセント ：軽合金(プレート)	一式	コンセント、コンセントプレートを更新する ・下記の室はコンセントを 2 倍とする

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	※配置は既設平面図による。		4F 第1会議室～第4会議室 5F さつきの間 6F もみじ・ゆりの間、 ・下記楽屋は現状のコンセント2個につき1回路に変更する 大ホール 101～105の5室 小ホール 201～203の3室 ・大ホール樂屋給湯室にコンセント2個を追加する

(10) 分電盤設備

専用分電盤を除く18面の盤について、劣化した部品を交換する。5面の専用盤の内、映写設備専用盤と厨房用盤は撤去し、残り3面について部品交換する。
二次側配管配線は既設流用とする。

盤名称	既設仕様	数量	改修仕様
B1L-1	AC1φ 3W 200/100V L3-1 22.2kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 1.2kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
B1L-2	AC1φ 3W 200/100V L2-3 73.0kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 2.4kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
1L-1	AC1φ 3W 200/100V L1-1 33.9kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
1L-2	AC1φ 3W 200/100V L1-4 16.6kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 0.3kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
2L-1	AC1φ 3W 200/100V L1-2 37.9kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 1.1kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
2L-2	AC1φ 3W 200/100V L1-4 19.2kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 0.8kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
2L-3	AC1φ 3W 200/100V L2-1 39.5kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-2 1.3kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
2L-4	AC1φ 3W 200/100V L3-1 27.0kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 0.7kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
3L-1	AC1φ 3W 200/100V L1-3 22.5kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 0.9kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
3L-2	AC1φ 3W 200/100V L1-4 20.7kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 1.9kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する

盤名称	既設仕様	数量	改修仕様
3L-3	AC1φ 3W 200/100V L2-1 24.8kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-2 1.6kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
3L-4	AC1φ 3W 200/100V L3-2 18.0kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 0.7kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
4L-1	AC1φ 3W 200/100V L2-2 21.5kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-2 0.9kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
4L-2	AC1φ 3W 200/100V L3-2 26.0kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 1.3kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
5L-1	AC1φ 3W 200/100V L1-3 13.2kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-1 1.3kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
5L-2	AC1φ 3W 200/100V L2-2 15.9kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-2 1.3kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
5L-3	AC1φ 3W 200/100V L3-3 32.0kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 1.6kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
6L-1	AC1φ 3W 200/100V L3-3 31.4kVA AC-DC-GC1φ 2W 100V DC-3 1.5kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
音響用分電盤	AC1φ 3W 200/100V L5-1 15.0kVA	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
映写用分電盤	AC1φ 3W 200/100V L1-2-1 5.0kVA	一面	撤去とする
中継盤(1)	AC1φ 3W 200/100V L5-2	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
中継盤(2)	AC1φ 3W 200/100V L5-2	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
OL-1 (外灯用)	AC1φ 3W 200/100V L1-5	一面	既存流用とし、劣化した部品を交換する
5LP-1 (厨房用)	AC1φ 3W 200/100V L3-3-1	一面	撤去とする

(11) 非常放送設備

全てのスピーカ及びアンプ類を全面更新する。

関係法令に基づき、所轄消防署の指導に従い整備すること。また、改正された消防法の設置基準を確認し、必要に応じてスピーカ配置や回路構成を見直すこと。
非常放送は、防災センターだけでなく管理事務室からも行えるようにすること。

配管・ケーブルラック等については既設流用も可とする。但し、天井の張り替えの道連れのために、既設配管配線が維持できない場合は、原則として更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
非常放送架	電源：AC100V、50/60Hz 定格出力：360W以上 出力制御部：20回線 入力回路部：非常/通常リモコン、アナウンス、マイク、ミキサー等 非常放送操作部：音声警報発報放送、火災放送、非火災放送 ハンドマイク付 モニタースピーカ 0.45W ATT付 非常電源部：ニッケルカドミウム蓄電池、DC24V	一式	既設同等で更新
非常・業務遠隔操作器	電源：DC24V（本体より供給） 制御回路：20局+一斉 グループ選択：5局 セルフチェック機能、モニタースピーカ内蔵 自火報連動：出火階、直上階に自動音声警報放送	一式	既設同等で更新
スピーカ類	天井埋込スピーカ×141 壁掛型スピーカ(ATT付)×25 トランペット型スピーカ×15 アッテネータ×22	一式	改正された消防法の設置基準に合わせること

(12) 電気時計設備

下記改修仕様に示した室の電気時計設備と配線を更新する。配管は既設流用とする。その他の室の既設電気時計と配管配線は撤去とする。不要になった配管の内、コンクリートへの打ち込み配管は残置とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
親時計	定格：AC100V/200V±10% 50/60Hz 共用 時間制度：ラジオコントロール装置により積算誤差0秒 プログラムタイマー：6回路独立 子時計出力：DC24V±10% ケース：鋼板クリームホワイト色塗装 時差修正：NHK-FM放送受信による 電子チャイム：ウェストミンスター他	1台	既設同等で更新
子時計	定格：DC24V30秒運針 文字板：鋼板、白色塗装、文字黒色 指針：黒 ケース：鋼板クリームホワイト塗装 丸型 260φ×39 丸型 310φ×9 角型 260×260×3	一式	下記の室の子時計を更新する 大ホール 楽屋 101～105 の 5 室 小ホール 楽屋 201～203 の 3 室 会議室 301～304 集会室、展示室 もみじの間、ゆりの間 舞台事務室 この他 3F 管理事務室、5F 廉房撤去後に提案する室構成により適宜必要な箇所に設けること

(13) インターホン設備

既設のグループにとらわれず、ワイヤレス化等も検討し使い勝手の良いシステムに全面更新する。配線も更新するが配管は既設流用とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
楽屋用インターホン設備	大ホール楽屋用 親機×1 電話型複合式 12 局壁掛型 子機×7 電話形室内用壁掛型 小ホール楽屋用 親機×1 電話型複合式 12 局壁掛型 子機×10 電話形室内用壁掛型	一式	システムを全面更新する
保守用インターホン設備	一般保守用 親機×1 電話型複合式 24 局壁掛型 子機×12 電話形室内用壁掛型 舞台保守用 親機×1 電話型複合式 12 局壁掛型 子機×8 電話形室内用壁掛型	一式	システムを全面更新する
通用ロイインターホン設備	親機×1 電話スピーカ型相互式 1 局壁掛型 モニター：4 インチ TFT カラー液晶 子機×1 スピーカ型玄関用壁掛型 カメラ：1/4 インチカラーCCD	一式	システムを全面更新する

(14) テレビ共聴設備

アンテナ、ブースター、分配器等の機器を全面更新する。配線も全面更新するが、ケーブルの仕様（現状EM-S7C-FB）については検討すること。配管は既設流用とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
テレビ共聴設備	地上波デジタルアンテナ BS アンテナ 分配器、ブースター、 同軸端子	一式	既設同等で更新

(15) ラジオ共聴設備

機器・配線を全面更新する。配管は既設流用とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ラジオ共聴設備	AM アンテナ 同軸端子	一式	既設同等で更新

(16) 電話配管配線設備

電話機・電話交換機は別途とする。配管配線、電話アウトレット、端子盤は既設流用とする。但し、内装の改修に伴って取り外し再取付が必要な場合は本工事で行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電話配管配線設備	配管配線一式 電話アウトレット一式 端子盤×11、MDF×1	一式	既設流用とする

(17) 休憩表示設備

機器及び配線を全面的に更新する。配管は既設流用とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
大ホール休憩表示設備	●表示装置 定格：AC100V 50/60Hz 100VA 表示ユニット：透過式液晶素子 禁煙マーク、休憩時間表示 蛍光灯：FL-20W×3 ケース：鋼板、クリームホワイト塗装 ●操作器 定格：AC100V 50/60Hz 50VA 時間精度：誤差±0.7秒 停電補償時間：10時間 ニッケルカドミウム蓄電池 500mAH ケース：鋼板 BN-40 3分艶	一式	LED型に全面更新する
小ホール休憩表示設備	●表示装置 定格：AC100V 50/60Hz 100VA 表示ユニット：透過式液晶素子 禁煙マーク、休憩時間表示 蛍光灯：FL-20W×3 ケース：鋼板、クリームホワイト塗装 ●操作器 定格：AC100V 50/60Hz 50VA 時間精度：誤差±0.7秒 停電補償時間：10時間 ニッケルカドミウム蓄電池 500mAH ケース：鋼板 SS-7 3分艶	一式	LED型に全面更新する

(18) トイレ呼出表示設備

機器及び配線を全面的に更新する、配管は既設流用とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
トイレ呼出表示設備	●表示器（3階管理事務室に設置） AC100V、壁掛型、表示窓 10室（実装 8室） 呼び出し音と表示窓点滅 ●呼出ボタン みんなのトイレ（B1F×1、1F×1、2F×4、4F×1、6F×1）に設置	一式	LED型に全面更新する

(19) 自動火災報知設備・防排煙設備

自動火災報知設備受信機・副受信機は令和3年度に更新済みなので機器は既設のままとする。但し受信機の設置位置を守衛室のままとするか、拡張した管理事務室とするかは、市と協議の上決定する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
受信機	GR型 壁掛型(自立型筐体の扉に設置) 255アドレス ポーリング・セレクティング伝送方式 予備電源：密閉型蓄電池内蔵、DC24V 表示盤：LCD表示部 TFTカラー液晶(15型)、タッチパネル付 プリンター：16×16ドット、ラインサーマル方式	1台	既設のままとする
副受信機	メッセージ表示機 液晶表示(LCD3.5型)	1台	既設のままとする
直流電源装置	排煙口用 DC24V、3.0A	1台	既設同等で最新システムに更新
中継器	壁掛型、防排煙・移報用、自動試験機能付	一台	既設のままとする
感知器	光電式スポット型感知器1種 光電式スポット型感知器1種裏点検BOX付 光電式スポット型感知器2種 光電式スポット型感知器2種埋込型 光電式スポット型感知器2種側面点検BOX付 光電式スポット型感知器2種裏点検BOX付 光電式スポット型感知器3種 差動式スポット型感知器2種 定温式スポット型感知器1種70℃ 定温式スポット型感知器1種70℃防水型	一式	既設同等で更新 一部点検実施が厳しい部分については自動試験機能付き感知器に更新 点検BOX等は既設再使用。
終端抵抗	10kΩ	一式	既設同等で更新
消火栓始動装置	フリッカーワーク(消火栓ポンプ組込)	一式	既設同等で更新
スプリンクラー ポンプ制御弁	フート弁エボキシ樹脂コーティング 調整用ステンレススライヤ	一式	既設同等で更新
ハロンガス制御盤	2回線、手動式(蓄電池設備内蔵型)	一式	既設同等で更新
スプリンクラー アラーム弁	125A 7台	一式	既設同等で更新
自動閉鎖装置	防火扉開閉用 ラッチ式 防煙ダンパー閉鎖用 排煙口開放用モーター式 排煙窓開放用 防煙スクリーン閉鎖用	一式	既設同等で更新
排煙機制御盤	機械設備工事	一式	既設同等で更新
ガス漏れ検知機	天井型 検知区域警報装置内蔵	一式	既設同等で更新
連動操作盤	防煙スクリーン用	一式	既設同等で更新

(20) 避雷設備

新基準で全面的に更新すること。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
避雷針	突針式、大型×3、小型×3	一式	新基準で全面更新とする 但し、新 JIS での施工が難しい場合は、突針及び支持柱の更新でも可とする 屋上に新たに設備機器を設けた場合は、それをカバーするように計画すること
接地極		一式	既設同等で更新 但し、接地抵抗を測定し、問題がないと判断した場合は、既存流用も可とする 問題がある場合は、新設を検討すること

(21) 外構工事

ア 電力引込設備

- 装柱材や配線などを更新する。地中配管・ハンドホールは既存流用とする。高压ケーブルの絶縁抵抗値を確認する。

イ 屋外電灯設備

- 照明器具は全て LED 器具に更新する。配線も更新する。配管・ハンドホールは既存流用とする。
- 災害時対応（車中泊する災害避難者対応）として、駐車場の街路灯（第2、第3 駐車場を除く）は非常用発電機電源での点灯が可能となるようになると共に、仮設発電機からの電源供給も可能となるようとする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
街路灯	ポール型 LED 灯具×2 ポール型 LED 灯具×1 ポール型ナトリウム灯具×1	6台 4台 12台	既設 LED 灯具先端はそのままとし、ポールのみ塗装 ナトリウム灯は、LED 灯具でポールから更新
庭園灯	壁埋込型白熱灯×1	29台	同型の LED 灯具に更新
庭園灯	スポットライト型 120W ハロゲン球×1	3台	同型の LED 灯具に更新
噴水照明	IL、WP型	30台	溢れ池の解体に伴い、撤去
外壁灯	FDL18W-1 灯用、角型壁付 WP	8台	同型の LED 灯具に更新 駐輪場側に4台増設
南側吹抜軒天	ダウンライト型ハロゲン球×1	16台	カラーLED 灯具に更新 色は催事により管理事務室から変更可能とする
館名文字ライトアップ	ハロゲン球	一式	カラーLED 灯具に更新 色は催事により管理事務室から変更可能とする
屋外電話ボックス	ダウンライト型蛍光管×1	4台	2台を同型の LED 灯具に更新 2台は撤去
街路灯(駐輪場入口)	なし	2台	ポール型 LED 灯具×2 を新設

ウ 電話引込設備

- 配線を更新する。配管・ハンドホールは既存流用とする。

エ 屋外電源盤設備

- ・ 災害時対応（携帯電話充電対応など）として、屋外電源盤を2面新設する。この屋外電源盤へは非常用発電機からの電源供給が可能となるようになるとともに、仮設発電機からの電源供給も可能となるように切替回路を設置し、仮設発電機電源も接続できるようにする。

(22) 情報通信設備

ア ディジタルサイネージ設備

- ・ 掲示板用として100インチ程度の表示設備を3台、館内案内用表示設備として30インチ程度の表示設備を10台設置するものとする。これに必要な配線・入力装置などシステム全体も用意する。

イ WiFi設備

- ・ 館内公共部分を中心に、WiFiアンテナを20か所程度設置するものとする。これに必要な配線・システムなども用意する。

ウ Web設備

- ・ データの送受信は WiFi 設備にて行うものとし、コンテンツなどの作成に必要なパソコン・ソフトなど一式用意するものとする。

(23) 監視カメラ設備

駐車場及び外構を監視するために、屋外監視カメラを5台設置する。また、既存の監視カメラ（屋内13台、屋外3台）を更新する。

(24) 車椅子用リフト

消耗品の交換などの部分修理を行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
車椅子用リフト1号機	乗用、積載量180kg、1人乗 速度6m/分、停止階2-3F	1台	消耗品の交換などの部分修理を行う
車椅子用リフト2号機	乗用、積載量180kg、1人乗 速度6m/分、停止階2-3F	1台	消耗品の交換などの部分修理を行う

(25) 広域無線拡声設備

屋上に設置されている広域拡声設備は全て市の所掌とする。但し、屋上防水の更新に際し、取り外し再取付が必要となる場合は、市と協議すること。

(26) 撤去工事

更新対象設備は全て撤去するものとする。

7 空調設備に関する要求水準

(1) 空調設備工事

既設の空調設備は、熱源機器として冷温水発生機、冷却塔、熱交換器、水冷ヒートポンプユニット、水冷ヒートポンプパッケージ、空冷ヒートポンプパッケージ、ガスヒートポンプマルチパッケージと非常に種類が多い。改修に際しては、大型の水冷ヒートポンプが生産中止となっているため、熱源の見直しを行い、維持管理がしやすい効率的なシステムを提案すること。

ア 空調機器設備

下記仕様表に従って、各空調設備機器を改修する。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
R-1 R-2	冷温水発生機	吸式冷暖同時供給型(ガス焚) 冷房能力：352kW(100RT) 暖房能力：294kW(250,000kcal/h)	B1F ボイラー室	2台	原則としてオーバーホールして既設流用とする 他の熱源により代替させて撤去することも可とする
CT-1	冷却塔 (R-1, 2 系統)	角型開放式(押込通風式) 冷却能力： 1, 281kW(1, 102, 000kcal/h) 冷却水量： 3, 340ℓ/min(32°C←37.5°C) 送風機： 11kW×2 外気湿球温度： WB27°C	6F 屋外	1台	R-1, 2 系統を残す場合は継続使用とする 他の熱源により代替させて撤去することも可とする
CT-2	冷却塔 (水冷 PAC 系 統)	密閉型 冷却能力： 115RT 冷却水量： 1, 520ℓ/min(32°C←37°C) ファン： 7. 5kW×2、ポンプ 1. 5kW 外気湿球温度： WB27°C	6F 屋外	1台	水冷 PAC の撤去に伴い撤去とする
CT-3	冷却塔 (水冷 PAC 系 統)	密閉型低騒音型 冷却能力： 100RT 循環水量： 1, 300ℓ/min(32°C←37°C) ファン： 15kW×2、ポンプ 3. 7kW 外気湿球温度： WB27°C	6F 屋外	1台	水冷 PAC の撤去に伴い撤去とする
AP-1- 1, 2	冷却水 ポンプ (R-1, 2 系統)	片吸込渦巻型 仕様： 100φ×80φ×1, 670ℓ/min×30m スプリング防振	B1F 機械室	2台	R-1, 2 系統を残す場合は継続使用とする 他の熱源により代替させて撤去することも可とする
AP-2	冷却水 ポンプ (水冷 PAC 系 統)	片吸込渦巻型 仕様： 100φ×80φ×1, 260ℓ/min×48m スプリング防振	B1F 機械室	1台	水冷 PAC の撤去に伴い撤去とする
AP-3	冷却水 ポンプ (水冷 PAC 系 統)	片吸込渦巻型 仕様： 80φ×65φ×1, 070ℓ/min×48m スプリング防振	B1F 機械室	1台	水冷 PAC の撤去に伴い撤去とする
AP-4- 1, 2	冷水ポンプ (R-1, 2 系統)	片吸込渦巻型 仕様： 80φ×65φ×1, 000ℓ/min×30m スプリング防振	B1F 機械室	2台	R-1, 2 系統を残す場合は継続使用とする 他の熱源により代替させて撤去することも可とする

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
AP-5-1, 2	温水ポンプ(R-1, 2系統)	片吸込渦巻型 仕様: 80φ × 65φ × 8300/min × 30m スプリング防振	B1F 機械室	2台	R-1, 2 系統を残す場合は継続使用とする 他の熱源により代替させて撤去することも可とする
AP-6	凍結防止用ポンプ(冷却水用)	片吸込渦巻型(屋外設置) 仕様: 80φ × 65φ × 7600/min × 7m スプリング防振	6F 屋外	2台	熱源方式変更のため撤去する
HEX-1	熱交換器	プレート型(SUS316製) 交換熱量: 412,000kcal/h(479.3kW) 一次側温水: 690ℓ/min 二次側冷却水: 2,330ℓ/min	B1F 機械室	1台	温水用熱交換器として継続使用する
EXT-1	膨張水槽	開放式(SUS304) 容量: 4500ℓ 外形: 900×1,000×1,100H	RF	1台	冷温水の膨張水槽として、継続使用する
HPU-1	水冷小型ヒートポンプ	天井カセット型 冷房能力: 5.3kW 暖房能力: 6.0kW 冷却水量: 18ℓ/min(入口 冷房: 32℃、暖房 25℃)	1F 楽屋 × 1 3F 館長応接室 × 2 6F 和室 × 4	7台	ヒートポンプ付ファンコイルに更新のため撤去する。 熱源は別途とする。
			4F 調光室、映写室	2台	個別空冷パッケージに変更するため、撤去する
HPU-2	水冷小型ヒートポンプ	天井カセット型 冷房能力: 2.5kW 暖房能力: 3.0kW 冷却水量: 9ℓ/min(入口 冷房: 32℃、暖房 25℃) 同	B1F 放送室・中央監視室 × 2 1F 清掃員控室・舞台事務室 × 3 3F 母子室 × 1	6台	ヒートポンプ付ファンコイルに更新のため撤去する。 熱源は別途とする
			3F 調光室 × 1	1台	個別空冷パッケージに変更するため、撤去する
			4F 音響調整室 × 1	1台	個別空冷パッケージに変更するため、撤去する
HPU-3	水冷小型ヒートポンプ	天井隠ぺいダクト型 冷房能力: 15.0kW 暖房能力: 16.0kW 冷却水量: 50ℓ/min(入口 冷房: 32℃、暖房 25℃) 送風機: 2,580 m³/h × 120Pa	3F 管理事務室 × 1	1台	ヒートポンプ付ファンコイルに更新のため撤去する 熱源は別途とする
HPU-4-1	水冷小型ヒートポンプ	床置型 冷房能力: 3.6kW 暖房能力: 4.4kW 冷却水量: 13.5ℓ/min(入口 冷房: 32℃、暖房 25℃)	6F 通路	5台	ヒートポンプ付ファンコイルに更新のため撤去する 熱源は別途とする
HPU-4-2	水冷小型ヒートポンプ	床置型 冷房能力: 2.5kW 暖房能力: 3.2kW 冷却水量: 9ℓ/min(入口 冷房: 32℃、暖房 25℃)	6F 和室舞台	3台	ヒートポンプ付ファンコイルに更新のため撤去する 熱源は別途とする
HPU-5	空冷ヒートポンプパッケージ	同時ツインタイプ室外機 × 1 冷房能力: 7.1kW 暖房能力: 8.5kW 圧縮機: 2.4kW 2方向カセット型室内機 × 2 冷房能力: 3.6kW	1F ピアノ庫	1組	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用する

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
		暖房能力：4.0kW 送風機：600 m³/h(強)			
HPU-6	空冷ヒートポンプパッケージ	同時ツインタイプ室外機（冷房専用）×1 冷房能力：14.0kW 圧縮機：4.2kW 壁掛型室内機×2 冷房能力：7.1kW 送風機：1,200 m³/h(強)	3F 調光機室 5F ピンスポット室、小ホールピント室	3組	既設同等に更新 既設の冷媒管は、継続使用する
HPU-7	空冷ヒートポンプパッケージ	壁掛型（冷房専用）×1 冷房能力：7.1kW 圧縮機：2.2kW 送風機：1,200 m³/h(強)	4F 投光室	2台	既設同等に更新 既設の冷媒管は、継続使用する
HPU-8	空冷ヒートポンプマルチパッケージ	室外機×1 冷房能力：8.0kW 暖房能力：9.0kW 圧縮機：2.6kW 室内機（壁掛型）×1 冷房能力：5.6kW 暖房能力：6.3kW 送風機：720 m³/h(強)	3F 屋上 3F 音響調整室	1組	既設同等に更新 既設の冷媒管は、継続使用する
ACP-1	空冷ヒートポンプマルチパッケージ	室外機（冷暖切替型） 冷房能力：14.0kW 暖房能力：16.0kW 圧縮機：3.5kW 送風機：0.06kW×2	RF (2階救護室、多目的室用)	1台	2階救護室専用として適切な容量に更新する。 既設の冷媒管は、継続使用とする
ACP-1-1	空冷ヒートポンプマルチパッケージ	室内機（2方向カセット型） 冷房能力：3.6kW 暖房能力：4.0kW 送風機：570 m³/h(強)	2階救護室	1台	2階救護室専用として適切な容量に更新する既設の冷媒管は、継続使用とする
ACP-1-2	空冷ヒートポンプマルチパッケージ	室内機（2方向カセット型） 冷房能力：5.6kW 暖房能力：6.3kW 送風機：750 m³/h(強)	2階多目的室	1台	多目的室は男子便所に改修するため撤去とする
ACP	空冷ヒートポンプマルチパッケージ用	集中管理リモコン×1 室内機管理台数：8台 制御内容：発停 インターフェースユニット×1 中央監視盤対応用 室内機接続台数：8台	3F 管理事務室 自動制御盤内組込	一式	室内機管理台数は適正な台数で更新
HPC-1	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：28.0kW 暖房能力：30.0kW 冷却水量：450l/min 圧縮機：7.5kW 送風機：5,400 m³/h×560Pa	B1F 機械室（2F 玄関ホール用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) アーバルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-2	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型（オールフレッシュ） 冷房能力：21.6kW 暖房能力：21.4kW 冷却水量：750l/min 圧縮機：5.5kW 送風機：1,452 m³/h×500Pa	6F 機械室（4F 会議室用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) オールフレッシュ型とする 送風機：3,440 m³/h その他は上記に同じ
HPC-3	水冷ヒートポン	床置ダクト型 冷房能力：56.0kW	6F 機械室	1台	ユニット形空調機に更新する

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
	PPK-1 （水冷ヒートポンプ）	暖房能力：60.0kW 冷却水量：940/min 圧縮機：7.5kW×2 送風機：10,800 m³/h×450Pa	(5F くつろぎスベース用)		冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) アーレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-4	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：56.0kW 暖房能力：60.0kW 冷却水量：940/min 圧縮機：7.5kW×2 送風機：10,800 m³/h×450Pa	6F 機械室 (5F 集会室用)	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) オールフレッシュ型とする 送風機：9,340 m³/h その他は上記に同じ
HPC-5	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：90.0kW 暖房能力：90.0kW 冷却水量：1500/min 圧縮機：7.0kW×3 送風機：19,200 m³/h×600Pa	6F 機械室 (小ホール舞台用)	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル+年間冷水コイル： (44°C→37°C), (8°C→13°C) アーレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-6	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：90.0kW 暖房能力：90.0kW 冷却水量：1500/min 圧縮機：7.0kW×3 送風機：15,600 m³/h×550Pa	B1F 機械室（小ホールホワイエ用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (44°C→37°C), (8°C→13°C) アーレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-7	空冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：125.0kW 暖房能力：140.0kW (室内機) 送風機：27,000 m³/h×600Pa (室外機) 圧縮機：7.5kW×5 送風機：55,500 m³/h	6F 機械室 (小ホール客席用)	1組	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル+年間冷水コイル： (44°C→37°C), (8°C→13°C) アーレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-8	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：22.4kW 暖房能力：23.6kW 冷却水量：390/min 圧縮機：5.5kW 送風機：4,200 m³/h×250Pa	6F 機械室 (5F 和室用)	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) オールフレッシュ型とする 送風機：4,200 m³/h その他は上記に同じ
HPC-9	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：45.0kW 暖房能力：47.5kW 冷却水量：750/min 圧縮機：5.5kW×2 送風機：8,400 m³/h×500Pa	B1F 機械室（大ホール樂屋用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C) (44°C→37°C) オールフレッシュ型とする 送風機：2,820 m³/h その他は上記に同じ
HPC-10	水冷パッケージ	床置ダクト型 冷房能力：112.0kW 暖房能力：95.0kW 冷却水量：4330/min 圧縮機：15.0kW×2 送風機：21,600 m³/h×600Pa	B1F 機械室（大ホールホワイエ用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C), (44°C→37°C) アーレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
HPC-11	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：90.0kW 暖房能力：90.0kW 冷却水量：150ℓ/min 圧縮機：7.0kW×3 送風機：15,600 m³/h×550Pa	展示機械室（展示室用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C), (44°C→37°C) アレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
HPC-12	水冷ヒートポンプパッケージ	床置ダクト型 冷房能力：22.4kW 暖房能力：23.6kW 冷却水量：390ℓ/min 圧縮機：5.5kW 送風機：4,200 m³/h×250Pa	展示機械室（展示室ホワイエ用）	1台	ユニット形空調機に更新する 冷温水コイル： (8°C→15°C), (44°C→37°C) アレフィルター：質量法 80% 中性能フィルター：比色法 65% 加湿装置：水気化式
GHP-1	ガスヒートポンプマルチパッケージ	室外機（標準仕様）冷暖フリータイプ 冷房能力：56.0kW 暖房能力：67.0kW ガス消費量：54.6kW	RF(2F 楽屋、4F会議室用)	1台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする
GHP-1-1	ガスヒートポンプマルチパッケージ	室内機 2方向天井カセット型 冷房能力：3.6kW 暖房能力：4.2kW 送風機：840 m³/h(強) ドレンアップ内蔵	2F 楽屋	3台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする
GHP-1-2	ガスヒートポンプマルチパッケージ	室内機 2方向天井カセット型 冷房能力：4.5kW 暖房能力：5.3kW 送風機：840 m³/h(強) ドレンアップ内蔵	4F 会議室	8台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする
GHP-2	ガスヒートポンプマルチパッケージ	室外機（標準仕様）冷暖切替タイプ 冷房能力：14.0kW 暖房能力：18.0kW ガス消費量：13.8kW	RF(3F 音響室用)	1台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする
GHP-2-1	ガスヒートポンプマルチパッケージ	室内機 床置直吹型 冷房能力：14.0kW 暖房能力：17.0kW 送風機：1,620 m³/h(強)	3F パワーアンプリファイア室	1台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする
GHP	ガスヒートポンプマルチパッケージ用	集中管理リモコン×1 室内機管理台数：11台 制御内容：発停 インターフェースユニット×1 中央監視盤対応用 室内機接続台数：11台	3F 管理事務室 自動制御盤内組込	一式	既設同等に更新
PAC-1	空冷パッケージユニット	冷房専用 形式：天吊型 冷房能力：12.5kW	B1F 機械室 (B1F 電気室用)	1台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする 室外機を屋上に移動する場合は、既設同等能力を確保できるパッケージを選定する。この場合、屋上までの冷媒管は、新設する
RA-1	ルームエアコン	壁掛型 冷房能力：2,000kcal/h 暖房能力：2,800kcal/h	2F 防災センター	1台	既設同等に更新 既設の冷媒管は継続使用とする

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
AHU-1	空調機	水平型 送風機：30,000 m³/h×850Pa(全静圧) プラグファン 15kW 冷房能力：119.8kW 暖房能力：69.2kW 冷水コイル：344ℓ/min(8～13℃) 温水コイル：199ℓ/min(60～55℃)	B1F 機械室 (大ホール舞台用)	1 台	継続使用する 軸受、ブーリーを交換する
AHU-2	空調機	水平型 送風機：7,880 m³/h×1,200Pa(全静圧) プラグファン 5.5kW 冷房能力：41.4kW 暖房能力：20.2kW 冷水コイル：119ℓ/min(8～13℃) 温水コイル：58ℓ/min(60～55℃)	B1F 機械室 (大ホール客席 A用)	1 台	継続使用する 軸受、ブーリーを交換する
AHU-3	空調機	水平型 送風機：50,100 m³/h×1,300Pa(全静圧) プラグファン 37kW 冷房能力：297.3kW 暖房能力：114.5kW 冷水コイル：853ℓ/min(8～13℃) 温水コイル：329ℓ/min(60～55℃)	B1F 機械室 (大ホール客席 B用)	1 台	継続使用する 軸受、ブーリーを交換する
AHU-4	空調機	水平型 送風機：26,000 m³/h×1,350Pa(全静圧) プラグファン 18.5kW 冷房能力：150kW 暖房能力：62.9kW 冷水コイル：430ℓ/min(8～13℃) 温水コイル：181ℓ/min(60～55℃)	B1F 機械室 (大ホール客席 C用)	1 台	継続使用する 軸受、ブーリーを交換する
RH-2	再熱コイル	ダクト接続型 加熱能力：19.4kW 熱源水：56ℓ/min コイル列数：4列 処理風量：19,200 m³/h	6F 機械室 (小ホール客席系統用)	1 台	熱源方式変更により撤去とする
HC-1	再熱コイル	ダクト接続型 加熱能力：72.8kW 熱源水：209ℓ/min コイル列数：7列 処理風量：12,700 m³/h	6F 機械室 (6F 廉房用)	1 台	厨房の用途変更のため撤去とする
DH-1	除湿器	床置ポータブル型 除湿能力：16kg/日 フィルター：水洗浄敷	B1F C 階段	1 台	既設同等に更新
CM-1	煙道	内径 φ 600	B1F～RF	一式	地下の冷温水発生機や発電機をその位置で利用する場合は継続使用とする それ以外は、撤去とする。
VAV-1	可変風量装置	電子式絞り型 処理風量：1,600 m³/h	B1F 展示室	3 台	ダクト部以外の機能部を撤去する
VAV-2	可変風量装置	電子式絞り型 処理風量：3,200 m³/h	B1F 展示室	3 台	ダクト部以外の機能部を撤去する
EV-1	全熱交換器	回転式空対空全熱交換器 給気量：21,190 m³/h 排気量：15,125 m³/h 風量比：1:4 交換効率：85% 納氣側効率：62%	B1F 機械室	2 台	既設の容量でエレメントを更新する
EV-2	全熱交換器	回転式空対空全熱交換器 給気量：17,500 m³/h 排気量：11,000 m³/h	RF 機械室	1 台	既設の容量でエレメントを更新する

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
		風量比：1:6 交換効率：60%			
RF-1	還気ファン	片吸込ワイドファン #3×5,500 m³/h×75mmAq 電動機：3.7kW	B1F 機械室 (大ホール樂屋用)	1台	給気ファンに変更して更新 送風量：2,820 m³/h
RF-2	還気ファン	片吸込シロッコファン #5×30,000 m³/h×70mmAq 電動機：15.0kW	B1F 機械室 (大ホール舞台用)	1台	既設同等に更新
RF-3	還気ファン	片吸込ワイドファン #4×7,880 m³/h×75mmAq 電動機：5.5kW	B1F 機械室 (大ホール客席 A用)	1台	既設同等に更新
RF-4	還気ファン	片吸込ワイドファン #7×50,000 m³/h×70mmAq 電動機：22.0kW	B1F 機械室 (大ホール客席 B用)	1台	既設同等に更新
RF-5	還気ファン	片吸込ワイドファン #5 1/2×26,000 m³/h×70mmAq 電動機：11.0kW	B1F 機械室 (大ホール客席 C用)	1台	既設同等に更新
RF-6	還気ファン	片吸込ワイドファン #4 1/2×14,800 m³/h×65mmAq 電動機：7.5kW	B1F 機械室 (大ホールホワイエ用)	1台	既設同等に更新
RF-7	還気ファン	片吸込ワイドファン #2 1/2×4,300 m³/h×70mmAq 電動機：3.7kW	B1F 機械室 (玄関ホール用)	1台	既設同等に更新
RF-9	還気ファン	片吸込ワイドファン #4×10,000 m³/h×55mmAq 電動機：3.7kW	6F 機械室 (くつろぎスペース用)	1台	既設同等に更新
RF-10	還気ファン	片吸込ワイドファン #3 1/2×7,650 m³/h×60mmAq 電動機：3.7kW	6F 機械室 (展示室用)	1台	余剰排気ファン(還気可能) に変更して更新 送風量：7,240 m³/h
RF-11	還気ファン	片吸込リミットロード #4×19,000 m³/h×60mmAq 電動機：11.0kW	6F 機械室 (小ホール舞台用)	1台	既設同等に更新
RF-12	還気ファン	片吸込リミットロード #3 1/2×13,750 m³/h×70mmAq 電動機：7.5kW	B1F 機械室 (小ホワイエ用)	1台	既設同等に更新
RF-13	還気ファン	片吸込リミットロード #4×18,630 m³/h×70mmAq 電動機：11.0kW	6F 機械室 (小ホール客席用)	1台	既設同等に更新
RF-14	還気ファン	片吸込リミットロード #2 1/2×3,600 m³/h×65mmAq 電動機：15.0kW	展示機械室(和室用)	1台	既設同等に更新
RF-15	還気ファン	片吸込シロッコファン #4×12,730 m³/h×39mmAq 電動機：3.7k	展示機械室(展示室用)	1台	既設同等に更新
RF-16	還気ファン	片吸込シロッコファン #2×3,360 m³/h×26mmAq 電動機：1.5kW	展示機械室(展示室用)	1台	既設同等に更新

※RF(還気ファン)及び更新 AHU のインバータ一本体は、機器付属とし、動力盤内に組込とする

下記仕様表により空調設備機器を新設する。

機器番号	機器名称	新設仕様	場所	数量	改修仕様
R-3	空冷ヒートポンプモジュールチラー	容量は地下の冷温水発生機を継続使用する場合も含めて、適正な容量と台数にする 一部モジュールは、冷水専用機とし、 (小ホール舞台系統・客席系統用) 中央監視にて任意に選定できるようにする。	屋上	一式	熱源方式変更により、既設水冷ヒートポンプ撤去分に相当する熱源として新設する
HPF	ヒートポンプ付ファンコイル	天井カセット型 天井隠ぺいダクト接続型 床置型	既設水冷小型ヒートポンプにより空調していた室	29	適切な容量・台数で新設する B1F 放送室 天井カセット型 B1F 中央監視室 天井カセット型 1F 楽屋 天井カセット型 1F 清掃員控室 天井カセット型 1F 舞台事務室 天井カセット型 3F 管理事務室 天井隠ぺいダクト型 3F 館長応接室 天井カセット型 3F 母子室 天井カセット型 6F 和室 天井カセット型 6F 和室舞台 床置型 6F 通路 床置 5
ACP-2 ACP-3 ACP-4 ACP-5	個別空冷パッケージ	天井カセット型	既設水冷小型ヒートポンプにより空調していた室	4組	既設と同等容量で新設する 3F 調光室 カセット 4F 調光室 カセット 4F 映写室 カセット 4F 音響調整室 カセット [室外機]は、屋上に設置する
ACP-6	空冷マルチパッケージ	天井カセット型 (4方向) (冷暖フリータイプ)	大ホール楽屋 , 楽屋事務室, リハーサル室	1組	適切な容量で新設する 1F 大ホール楽屋(1) カセット 1F 大ホール楽屋兼事務室 カセット 1F 大ホール楽屋(2) カセット 1F 大ホール楽屋(3) カセット 2F リハーサル室 カセット 2F 大ホール楽屋(1) カセット 2F 大ホール楽屋(2) カセット 新設室外機：リハーサル室 屋上

イ ダクト設備

- 空調設備機器更新に伴い、機器周りのダクト、ダンパー、たわみ継手を更新する。
- 新設のユニット形空調機・更新機器・ダクトの搬出入に支障がある既設ダクトは一旦撤去し、支障がなくなってから順次復旧を行う。
- フランジ接合部にアスベストの混入が予想されるダクトの取り外し・復旧は適切な方法で行う。
- 各機械室のダクトのFVD (SFVD、PFVD、SVD) はFD+VDに更新する。(ただし同一ダクトに重複してVDがある場合は除外する。)
- 空調用制気口、制気口ボックスを更新する。
- 大ホールは下図の通り、一部の席でNC-20をやや超えているので、消音チャンバーを追加するなどしてNC-20を満足させること。

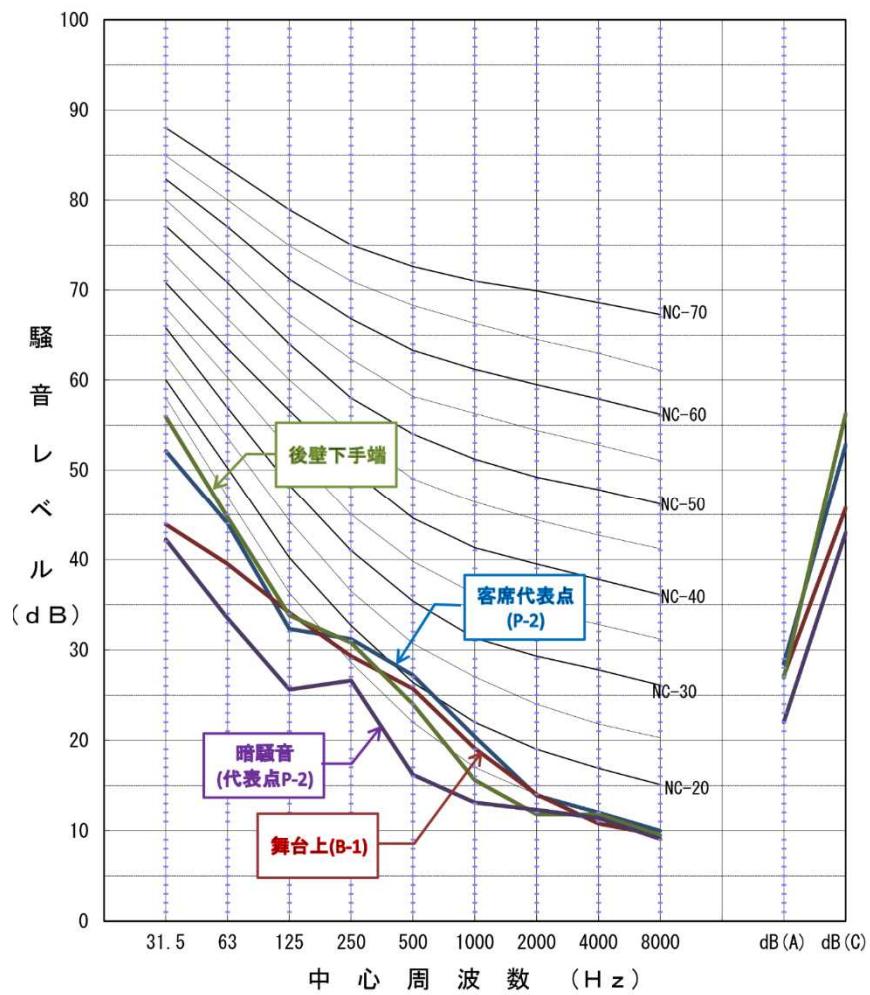


図 7-1 大ホール空調騒音(令和3年5月測定)

- 小ホールは下図の通り、一部の席でNC-25をやや超えているので、消音チャンバーを追加するなどしてNC-25を満足させること。空調を稼働したときに、カラカラと異音がしているので、異音を解消させること。

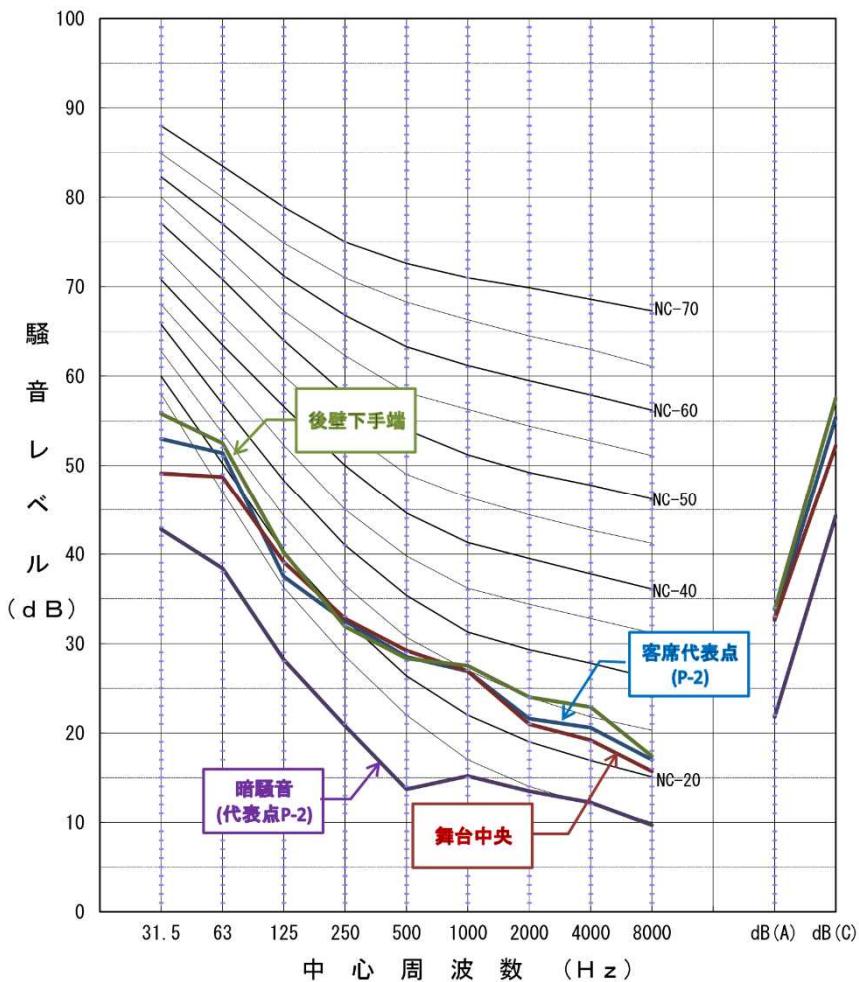


図 7-2 小ホール空調騒音(令和3年5月測定)

- 4階会議室 301～304 の OA ダクト RA ダクトを新設する。
(最大入室人数：301 会議室 12 人、302 会議室 34 人、303 会議室 28 人、
304 会議室 34 人)
- 5階集会室のダクトを改修する。現在、講演を行うにはやや空調騒音が
うるさいので、消音チャンバーを追加するなどして NC-25 程度に抑えるこ
と。
(最大入室人数：集会室 A 室 112 人、集会室 B 室 88 人)
- 1階小ホール楽屋兼主催者控室のダクトを改修する。
(最大入室人数：20 人)
- 1階・2階大ホール楽屋換気不足対策でダクトを改修する。
(最大入室人数：1階舞台事務室（定員なし）、大ホール楽屋(1) 20 人、
大ホール楽屋兼事務室（定員なし）、大ホール楽屋(2) 15 人、大ホール
楽屋(3) 8 人、2階リハーサル室（定員なし）、大ホール楽屋(1) 6 人、
大ホール楽屋(2) 15 人、小ホール楽屋(1) 15 人、小ホール楽屋(2) 5
人)
- 5階和室換気不足対策でダクトを改修する。

(最大入室人数：40人)

- 6階和室換気不足対策でダクトを改修する
(最大入室人数：和室(1) 30人、和室(2) 30人)

ウ 空調用配管設備

熱源方式の変更に伴い、不要な配管を撤去し、必要な配管を敷設する。

継続使用する配管については、機器周りのバルブを交換すること。

配管種類	既設仕様	数量	改修仕様
冷却水管	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	継続使用する
冷却水管（熱源水）	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	既設配管に保温を施し、冷温水管として継続使用する
冷水管	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	継続使用する AHU-1～4(既存継続使用)の冷水2方弁の更新
温水管	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	継続使用する AHU-1～4(既存継続使用)の温水2方弁の更新
加湿用給水管	一般配管用ステンレス鋼管	一式	新設ユニット型空調機の加湿用給水管配管(一般配管用ステンレス鋼管)を行う
ドレン管	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	既設ドレン管は継続利用する 新設ユニット型空調機と新設ヒートポンプ付ファンコイルのドレン配管(配管用炭素鋼鋼管)を行う
冷媒管	空調冷媒用被覆銅管	一式	既設冷媒管は継続使用とする。 大ホール1F楽屋、楽屋事務室、2Fリハーサル室、大ホール樂屋用新設マルチパッケージの冷媒配管(ドレン配管共)を行う 3階調光室、4階調光室、映写室、音響調整室に新設の個別空冷パッケージの冷媒管を新設する
冷温水管	配管用炭素鋼鋼管(白)	一式	ユニット形空調機・更新機器・配管の搬出入に支障がある既設配管は、一旦撤去し、支障がなくなってから順次再取り付けを行う フランジ接合部などにアスベストの混入が予想される場合の配管の取り外し、復旧は適切な方法で行う 新設h-とポンプ付ファンコイル廻りの配管を行う

(2) 換気設備工事

ア 換気機器設備

下表の改修仕様に従い、給気ファン、排気ファンの更新、オーバーホール、新設などを行う。換気量は原則として30CMH/人を確保すること。但し、既設のダクトを用いるために風速が上がりすぎてうるさくなることがあるので、空調騒音に十分配慮した計画とすること。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
SF-1, 2	給気ファン	片吸込シロッコファン #7×60, 200 m³/h×60mmAq 電動機：30kW	B1F 機械室 (AHU OA)	2台	継続使用とし、電動機、ブーリー、防振装置、耐震支持、たわみ接手、吐出側ダンパーを更新する
SF-3	給気ファン	片吸込シロッコファン #6×42, 000 m³/h×55mmAq 電動機：18.5kW サクションベーン付	B1F 機械室 (AHU OA)	1台	既設同等に更新とする
SF-4	給気ファン	片吸込シロッコファン #6×29, 400 m³/h×45mmAq 電動機：11kW	B1F 機械室 (B1F 機械室)	1台	既設同等に更新とする
SF-5	給気ファン	片吸込シロッコファン T-135-270×470 m³/h×40mmAq 電動機：1.5kW	6F ファンルーム（大ホール投光室）	1台	既設同等に更新とする
SF-6	給気ファン	片吸込シロッコファン #3×9, 100 m³/h×30mmAq 電動機：3.7kW	6F 機械室 (5F 廉房)	1台	厨房の用途変更のため、撤去する 室の用途変更により必要があれば、適切な容量で新設する
SF-7	給気ファン	軸流型 500 φ × 3, 580 m³/h×30mmAq 電動機：2.2kW 出入口キャンバス共	1F ファンルーム（機械室）	1台	既設同等に更新
SF-8	給気ファン	片吸込シロッコファン #4×17, 500 m³/h×50mmAq 電動機：7.5kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	RF 機械室 (HPC OA)	1台	SF-8・9・10 は、同容量×3台に更新する
SF-9	給気ファン	片吸込シロッコファン(床置型) #4×20, 100 m³/h×500Pa 電動機：11kW	RF 機械室 (HPC OA)	1台	同上
SF-10	給気ファン	片吸込シロッコファン #4×17, 500 m³/h×50mmAq 電動機：11kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	RF 機械室 (HPC OA)	1台	同上
SF-13	給気ファン	片吸込シロッコファン #2×4, 080 m³/h×50mmAq 電動機：2.2kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	6F 機械室 (小ホール投光室)	1台	既設同等に更新とする
SF-14	給気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2×1, 250 m³/h×40mmAq 電動機：0.75kW	6F 機械室 (小ホール)	1台	増風量で更新 (1, 2F の樂屋風量増) 送風量 2, 200 m³/h
SF-15	給気ファン	軸流型 500 φ × 1, 620 m³/h×10mmAq 電動機：0.2kW 出入口キャンバス、消音チャンバー共	6F 和室 (6F 和室)	1台	増風量で更新 送風量：1, 800 m³/h

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
SF-16	給気ファン	換気扇 250φ×516 m³/h 電動機：14.5W 木枠共	6F エレベーター機械室 (6F エレベーター機械室)	1台	既設同等に更新
SF-17	給気ファン	有圧扇（低騒音型） 350φ×2,520 m³/h×10mmAq 電動機：150W バックガード、木枠共	B1F エレベーター機械室 (B1F エレベーター機械室)	1台	既設同等に更新
EXF-1	排気ファン	片吸込シロッコファン #6 × 28, 400 m³/h×40mmAq 電動機：7.5kW	B1F 機械室 (B1F 機械室)	1台	既設同等に更新
EXF-2	排気ファン	片吸込シロッコファン #2 × 4, 600 m³/h×40mmAq 電動機：2.2kW	6F ファンルーム（大ホール投光室）	1台	既設同等に更新
EXF-3	排気ファン	片吸込シロッコファン #3 × 7, 100 m³/h×45mmAq 電動機：2.2kW	6F ファンルーム（大ホール便所）	1台	既設同等に更新
EXF-4	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 × 1, 180 m³/h×20mmAq 電動機：0.4kW	6F ファンルーム（屋外便所）	1台	既設同等更新
EXF-5	排気ファン	片吸込シロッコファン #2 × 2, 880 m³/h×30mmAq 電動機：1.5kW	6F ファンルーム（大ホール舞台）	1台	既設同等に更新
EXF-6	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 × 1, 200 m³/h×20mmAq 電動機：0.4kW	3F ファンルーム（大ホール樂屋便所）	1台	既設同等に更新
EXF-7	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/4 × 680 m³/h×20mmAq 電動機：0.2kW	3F ファンルーム（大ホール浴室）	1台	既設同等に更新
EXF-8	排気ファン	片吸込シロッコファン #2 1/2 × 4, 780 m³/h×40mmAq 電動機：2.2kW	6F 機械室 (管理系統便所)	1台	既設同等に更新
EXF-9	排気ファン	片吸込シロッコファン（床置片持型） #3 1/2 × 12, 700 m³/h×500Pa 電動機：5.5kW	6F 機械室 (厨房)	1台	厨房の用途変更のため撤去する 室の用途変更により必要があれば、適切な容量で新設する
EXF-10	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 3/4 × 1, 620 m³/h×35mmAq 電動機：0.75kW	6F 機械室 (小ホール湯沸)	1台	既設同等に更新
EXF-11	排気ファン	ミニロッコファン #1 1/4 × 280 m³/h×20mmAq 電動機：0.2kW	3F ファンルーム（大ホール樂屋湯沸）	1台	既設同等に更新
EXF-12	排気ファン	有圧扇（低騒音型） 350φ×3,000 m³/h×60mmAq 電動機：130W バックガード、木枠共	4F 電気室 (4F 電気室)	1台	既設同等に更新
EXF-13	排気ファン	換気扇 200φ×2,520 m³/h 電動機：150W 木枠共	6F エレベーター機械室	1台	既設同等に更新

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
		(6F エレベーター機械室)			
EXF-14	排気ファン	軸流型 500 φ × 3, 580 m³/h × 30mmAq 電動機：2.2kW 出入口キャンバス、消音チャンバー共	展示機械室 (B1F 倉庫)	1台	既設同等に更新
EXF-16	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 × 960 m³/h × 35mmAq 電動機：0.4kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	4F ファンルーム (B1F シャワー更衣室)	1台	既設同等に更新
EXF-17	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/4 × 580 m³/h × 29mmAq 電動機：0.4kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	4F ファンルーム (B1F 湯沸室)	1台	既設同等に更新
EXF-18	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 × 1, 250 m³/h × 36mmAq 電動機：0.4kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	4F ファンルーム (小ホール舞台)	1台	既設同等に更新
EXF-19	排気ファン	片吸込シロッコファン #2 × 3, 690 m³/h × 40mmAq 電動機：2.2kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	6F 機械室 (小ホール投光室)	1台	既設同等に更新
EXF-20	排気ファン	片吸込シロッコファン #2 × 3, 000 m³/h × 40mmAq 電動機：0.75kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	4F ファンルーム (小ホール便所)	1台	既設同等に更新
EXF-21	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/4 × 500 m³/h × 26mmAq 電動機：0.2kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	6F 機械室 (小ホール映写機室)	1台	既設同等に更新
EXF-22	排気ファン	有圧扇(低騒音型) 350 φ × 1, 100 m³/h × 100Pa 電動機：150W 電動シャッター、木枠共	B1F エレベーター機械室 (B1F エレベーター機械室)	1台	既設同等に更新
EXF-23	排気ファン	有圧扇(低騒音型) 350 φ × 3, 000 m³/h × 90Pa 電動機：150W 電動シャッター、木枠共	RF エレベーター機械室 (エレベーター機械室)	1台	既設同等に更新
EXF-24	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/4 × 500 m³/h × 30mmAq 電動機：0.75kW	1F レタンチャンバー (大ホール映写機室)	1台	新設男子トイレ用として適切な容量に更新
EXF-25	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 × 1, 100 m³/h × 30mmAq	6F 機械室	1台	既設同等に更新

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
		電動機：0.4kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	(小ホール便所)		
EXF-26	排気ファン	片吸込シロッコファン #1 1/2 ×1, 400 m³/h×250Pa 電動機：0.4kW 防振架台(バネ式)出入口キャンバス共	6F 機械室 (3F 喫煙室)	1台	室用途の変更に伴い適切な容量に更新

イ ダクト設備

- 更新機器・ダクトの搬出入に支障がある既設ダクトは一旦撤去し、支障がなくなつてから復旧を行う。
- フランジ接合部にアスベストの混入が予想されるダクトの取り外し・復旧は適切な方法で行う。
- 各機械室の換気ダクトのFVD (SFVD、PFVD、SVD) はFD+VDに更新する。
(ただし同一ダクトに重複してVDがある場合は除外する。)
- 制気口、制気口ボックスを更新する。
- 5階厨房廃止に伴い厨房給気ダクト及び厨房排気ダクトを撤去する。
- 2階便所新設に伴う既設EAダクトを延長する。
- 小ホール用に新設されるドライアイスマシン用湯沸室に排気ダクトを新設する。

(3) 排煙設備工事

ア 排煙機器設備

下表の改修仕様に従い、排煙ファンのオーバーホールを行う。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
SMF-1, 2	排煙ファン	片吸込シロッコファン #9 ×66, 000 m³/h×50mmAq 電動機：22kW	6F ファンルーム(大ホール客席)	2台	継続使用とし、電動機、軸受、ベルトを更新
SMF-3	排煙ファン	片吸込シロッコファン #5 1/2 ×37, 800 m³/h×60mmAq 電動機：15kW	5F ファンルーム(小ホール舞台)	1台	継続使用とし、電動機、軸受、ベルトを更新
SMF-4	排煙ファン	片吸込シロッコファン #9 ×81, 600 m³/h×120mmAq 電動機：45kW	6F ファンルーム(大ホールホワイエ)	2台	継続使用とし、電動機、軸受、ベルトを更新
SMF-5	排煙ファン	片吸込シロッコファン #4 ×22, 800 m³/h×60mmAq 電動機：11kW	1F 機械室(展示室)	1台	継続使用とし、電動機、軸受、ベルトを更新
SMF-6	排煙ファン	片吸込シロッコファン #3 ×9, 000 m³/h×50mmAq 電動機：5.5kW	3F ファンルーム(通路)	1台	継続使用とし、電動機、軸受、ベルトを更新

イ 排煙口

排煙口及び同ボックスの更新を行う。

ウ 排煙ダクト

- ・ 排煙ダクトは継続使用とする。
- ・ 排煙口ボックスに接続するダクトは接続部から1mまで断熱補修を行う。

(4) 自動制御設備

ア 自動制御設備・中央監視装置

- ・ 中央監視装置は全面更新とする。
- ・ 維持管理が容易で最新のシステムを取り入れたものとする。
- ・ 建築や各設備の変更も取り入れたものとする。

既設制御	既設制御対象(場所)	既設制御項目	改修仕様
熱源廻り制御	冷温水発生機 R-1、2 冷暖同時供給型 (B1F)	熱源機台数制御 ヘッダバイパス弁制御	制御は、既設と同等内容に更新
水熱源廻り制御	冷却塔×2 CT-2, 3 凍結防止用ポンプ×1 AP-6(6F屋外) 熱交換器×1 HEX-1(B1F機械室) 水冷HPパッケージ(各所)	ポンプ廻り制御 HPU/HPC廻り制御 熱交換器廻り制御 冷却塔廻り制御	制御は、HEX-1用を更新し、その他は撤去
冷却塔制御	冷却塔×1 CT-1(6F屋外)	冷却塔ファン発停制御 冷却水2方弁制御 冷却水水質制御	制御は、既設同等内容に更新
空調機制御(1)	空調機×1 AHU-1 (大ホール舞台)	給気温度制御 室内温度制御 給気温度設定値自動変更 室内湿度制御 給気温度リミット制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 外気冷房制御 CO2制御	制御は、既設同等内容に更新
空調機制御(2)	空調機×3 AHU-2~4 (大ホール客席)	還気温度制御 還気温度制御 給気温度設定値自動変更 還気湿度制御 給気温度リミット制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 外気冷房制御 CO2制御	制御は、既設同等内容に更新
水冷ヒートポンプパッケージ制御(1)	水冷ヒートポンプパッケージ×6 HPC-2(会議室) HPC-3(くつろぎスペース) HPC-4(5F集会室) HPC-5(2F小ホール舞台) HPC-8(5F和室) HPC-9(1F大ホール楽屋)	室内温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2制御	パッケージは、AHUに変るが 制御は、既設同等内容に更新

既設制御	既設制御対象(場所)	既設制御項目	改修仕様
水冷ヒートポンプパッケージ制御(2)	水冷ヒートポンプパッケージ×1 HPC-1(2F ホール, 玄関ホール)	室内温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2 制御	パッケージは、AHUに変るが制御は、既設同等内容に更新
水冷ヒートポンプパッケージ制御(3)	水冷ヒートポンプパッケージ×1 HPC-6 (2F 小ホールホワイエ系統)	室内温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2 制御 煙抜用空調切換制御	パッケージは、AHUに変るが制御は、既設同等内容に更新
水冷ヒートポンプパッケージ制御(4)	水冷ヒートポンプパッケージ×2 HPC-10(大ホールホワイエ) HPC-12(B1F 展示室)	還気温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2 制御 煙抜用空調切換制御(HPC-10 のみ)	パッケージは、AHUに変るが制御は、既設同等内容に更新
水冷ヒートポンプパッケージ制御(5)	水冷ヒートポンプパッケージ×1 HPC-11 (1F 展示室ホワイエ)	還気温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2 制御 煙抜用空調切換制御	パッケージは、AHUに変るが制御は、既設同等内容に更新
空冷ヒートポンプパッケージ制御	水冷ヒートポンプパッケージ×1 HPC-7 (2F 小ホール客席)	還気温度制御 還気湿度制御 ウォーミングアップ制御 インターロック制御 CO2 制御	パッケージは、AHU に変るが、制御は、既設同等内容に更新
回転式全熱交換器制御	全熱交換器 EV-1(SF-1~3) EV-2(SF-8~10)	給気風量制御 ロータの運転モード切換	制御は、既設同等内容に更新
水冷小型ヒートポンプ制御	水冷小型ヒートポンプ×18 HPU-2×1(B1F 中央監視室) 放送室)×1(B1F 中央監視室) HPU-2×1(B1F 放送室) HPU-1×1(1F 楽屋) HPU-2×1(1F 舞台事務室) HPU-2×2(清掃員控室) HPU-1×2(3F 館長応接室) HPU-2×1(3F 母子室) HPU-3×1(3F 管理事務室) HPU-1×2(6F 和室もみじ) HPU-1×2(6F 和室ゆり) HPU-4-2×3(6F 和室舞台) HPU-4-1×2(6F 通路) HPU-4-1×2(6F 通路) HPU-4-1×1(6F 通路)	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報	ヒートポンプ付ファンコイルに変更のため、制御は、撤去
	HPU-2×1(3F 調光室) HPU-1×1(4F 調光室) HPU-1×1(4F 映写室) HPU-2×1(4F 音響調整室)	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報	個別空冷パッケージに変更のため、制御は撤去

既設制御	既設制御対象(場所)	既設制御項目	改修仕様
コイルユニット制御	再熱コイル×1 HC-1(5F 廉用)	給気温度制御 ファン停止時のインター ロック制御	再熱器は、撤去のため、制御も、撤去
パッケージ制御	空冷パッケージユニット ×1 PAC-1(B1F 電気室用)	室内温度制御	制御は、既設同等内容に更新
喫煙所ファン制御	排気ファン×1 EXF-26(3F 喫煙室系統)	人感センサーによる排気 ファンの発停	制御は、既設同等内容に更新
ガスヒートポンプ制御	ガスヒートポンプ×9 系 統 GHP-1-1×1(2F 楽屋) GHP-1-1×1(2F 楽屋) GHP-1-1×2(2F 楽屋) GHP-2-1×2(3F パワー ンブ室) GHP-1-2×1(301 会議室) GHP-1-2×2(302 会議室) GHP-1-2×2(303 会議室) GHP-1-2×2(304 会議室) GHP-1-2×1(4F 準備室)	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報 前日予約 当日操作 (集中コントローラは 3F 事務室設置)	制御は、既設同等内容に更新
ダンパー切換制御	ダンパー×8	自家発電機起動時、発電 機系統のダンパーを開と する	制御は、既設同等内容に更新
受水槽廻り制御	上水受水槽×1 T-1(B1F 機械室) 上水高架水槽×1 T-2(6F 機械室)	上水受水槽補給制御 上水高架水槽補給制御 緊急遮断制御	制御は、既設同等内容に更新する
水槽監視(1)	膨張水槽×1 EXT-1(RF)	電極棒によるレベル監視 補給水弁開閉制御 タイマーによる警報ハン チング出力防止	制御は、既設同等内容に更新
水槽監視(2)	ピット消火水槽 消防用補給水槽×1 FT-1(RF)	同上	制御は、既設同等内容に更新
ファン発停制御(1)	給気ファン×1 SF-16(6F EV 機械室) 排気ファン×1 EXF-13(6F EV 機械室)	室内温度制御 (ファンの発停)	制御は、既設同等内容に更新
ファン発停制御(2)	排気ファン×2 EXF-12(4F 電気室) EXF-23(RF EV 機械室)	室内温度制御 (ファンの発停)	制御は、既設同等内容に更新
計測系統	量水器 ガスマータ 外気温度、外気湿度 (百葉箱)	計測系統詳細は図面参照	制御は、既設同等内容に更新
オイルサービスタンク 監視	オイルサービスタンク (B1F 発電機室)	フロートによるレベル監 視	制御は、既設同等内容に更新
排煙口配線	排煙口 (各所)	排煙口の開閉作動	制御は、既設同等内容に更新
中央監視装置	中央監視装置 B1F	熱源、空調、衛生、受変 電、照明設備等の各種機 器の総合的、効率的な管 理、監視制御	更新する
自動制御盤	自動制御盤 (各所)	中央管理点(竣工図参照)	更新する
自動制御機器	自動制御機器 (各所)	(竣工図参照)	更新する

新設制御種別	新設制御対象（場所）	新設制御項目	新設仕様
熱源廻り制御	空冷ヒートポンプモジュールチラー R-3 (RF) (冷温水ポンプ内蔵型)	熱源機台数制御 ヘッダバイパス弁制御 熱交換器(既設)廻り制御	新設
ヒートポンプ付ファンコイル制御	ヒートポンプ付ファンコイル×29 HPU-2×1 カセット (B1F 中央監視室) HPU-2×1 カセット (B1F 放送室) HPU-1×3 カセット (1F 楽屋) HPU-2×1 カセット (1F 舞台事務室) HPU-2×2 カセット (清掃員控室) HPU-1×3 カセット (3F 館長応接室) HPU-2×1 カセット (3F 母子室) HPU-3×3 天埋ダクト (3F 管理事務室) HPU-1×3 カセット (6F 和室もみじ) HPU-1×3 カセット (6F 和室ゆり) HPU-4-2×3 床置 (6F 和室舞台) HPU-4-1×2 床置 (6F 通路) HPU-4-1×2 床置 (6F 通路) HPU-4-1×1 床置 (6F 通路)	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報	新設
個別空冷パッケージ制御	HPU-2×1(3F 調光室) HPU-1×1(4F 調光室) HPU-1×1(4F 映写室) HPU-2×1(4F 音響調整室)	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報	新設
空冷パッケージ制御 (大ホール楽屋)	1F 大ホール楽屋(1) カセット×2 1F 大ホール楽屋兼事務室 カセット×1 1F 大ホール楽屋(2) カセット×1 1F 大ホール楽屋(3) カセット×1 2F リハーサル室 カセット×4 2F 大ホール楽屋(1) カセット×1 2F 大ホール楽屋(2) カセット×1	発停制御 温度制御 リモコン操作許可/禁止 状態監視・警報	新設

(5) 撤去工事

更新対象設備は全て撤去するものとする。

(6) ダクト等の埃飛散防止

既設流用する空調ダクト、換気ダクト、チャンバー、エルボ、空調機等については、改修後に埃が飛散しないような措置を施すこと。

8 給排水衛生設備に関する要求水準

(1) 給排水衛生設備

ア 衛生器具設備

既設洋便器は流用とし、洗浄便座のみ更新とする。既設和便器は、全て洗浄便座付洋便器に改修すること。洋便器への変更箇所は既設紙巻き器を取り外し、適切な位置に再取り付けすること。洋便器は扉に干渉しない様に適切な大きさのものを選定すること。やむを得ず便房の扉の改修が必要な場合は建築工事で行うこと。既設和便器を洗浄便座付洋便器に改修するために必要な電源は電気工事にて敷設すること。

既設小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤー、掃除用流し等は流用とする。

場所	既設仕様	数量	改修仕様
B1F 男子便所	[洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [小便器（センサー一体型）]×10 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×6組 水石鹼入×2、電気温水器×3 ハンドドライヤー×2 掃除用流し×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤー、掃除用流しは既設のままでする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or 和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
B1F 女子便所	[洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×7組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×6組 水石鹼入×2、電気温水器×3 ハンドドライヤー×2	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままでする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or 和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
B1F 多目的トイレ	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1	一式	既設のままでする
B1F 湯沸室	流し用混合栓×1	一式	既設のままでする
1F 清掃員控室湯沸室	流し用混合栓×1	一式	既設のままでする
1F 清掃員控室便所	小便器×1、洗面器×1	一式	既設のままでする

場所	既設仕様	数量	改修仕様
1F シャワーブース	[はめ込み型洗面器(楕円)、自動水栓]×1組 水石鹼入×1	一式	既設のままとする
1F 外部便所(男)	[洋風大便器(温水洗浄便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [和風大便器、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [小便器(センサー一体型)]×2 [はめ込み型洗面器(楕円)、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	洋風大便器(付属紙巻器)、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤー、掃除用流しは既設のままとする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or 和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器は取り外し、適切な位置に再取付すること
1F 外部便所(女)	[洋風大便器(温水洗浄便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [和風大便器、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器(楕円)、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器(付属紙巻器)、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or 和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
1F ボイラ室横便所	[洋風大便器(温水洗浄便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [小便器(センサー一体型)]×1 [はめ込み型洗面器、自動混合栓、水石鹼入]×3組 ハンドドライヤー×2	一式	洋風大便器(付属紙巻器)、洗面器、自動混合栓、水石鹼入、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or
1F 清掃用具室	[掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	既設のままとする
1F 湯沸室	流し用混合栓×1	一式	既設のままとする
1F 小ホール樂屋 (201)	洗面化粧台×1	一式	既設のままとする
1F 大ホール樂屋 ×3 (101, 102, 103)	洗面化粧台×3	一式	既設のままとする
1F 大ホール樂屋男子便所	[洋風大便器(温水洗浄便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [小便器(センサー一体型)]×2 [はめ込み型洗面器(楕円)、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器(付属紙巻器)、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or
1F 大ホール樂屋女子便所	[洋風大便器(温水洗浄便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 [和風大便器、紙巻器(樹脂製横2連型)]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器(楕円)、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	洋風大便器(付属紙巻器)、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗浄便座は既設同等で更新と/or 和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
1F 多目的トイレ	[洋風大便器(普通便座付)、紙巻器(樹脂製横2連型)、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組	一式	既設のままとする

場所	既設仕様	数量	改修仕様
	手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1		
1F 大ホール上手便所	洋風大便器×1 洗面器×1	一式	既設のままとする
2F 小ホール樂屋男子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [小便器（センサー一体型）]×2 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×1組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする
2F 小ホール樂屋女子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする
2F 小ホール樂屋多目的トイレ	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1	一式	既設のままとする
2F 小ホール身障者便所	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1	一式	既設のままとする
2F 小ホール樂屋	洗面化粧台×2	一式	既設のままとする
2F リハーサル室	洗面化粧台×1	一式	既設のままとする
2F 大ホール男子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [小便器（センサー一体型）]×7 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×4組 水石鹼入×2、電気温水器×2 ハンドドライヤー×2 掃除用流し×1	一式	全て撤去し、売店、DS部分まで拡張し、女子便所に改修すること [洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×10組以上 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×6組以上 水石鹼入、電気温水器×適宜 ハンドドライヤー×2 掃除用流し×1
2F 大ホール女子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×7組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×4組 水石鹼入×2、電気温水器×2 ハンドドライヤー×2	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする 和風大便器は、温水洗净便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること

場所	既設仕様	数量	改修仕様
2F 大ホール多目的室	衛生器具はなし	一式	男子便所に改修する [洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×4～5組 [小便器（センサー一体型）]×9程度 [はめ込み型洗面器、自動水栓]×3組程度 水石鹼入、電気温水器×適宜 ハンドドライヤー×2 掃除用流し×1 ベビーベッド×1 ベビーチェア：適宜 手摺：大便器、小便器、洗面器などに適宜 紙巻器、石鹼入等：適宜
2F 大ホール多目的トイレ×2	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×2組 [洗面器、自動水栓、電気温水器]×2組 手洗器（自動水栓）×2 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×2組 ハンドドライヤー×2	一式	全て既設のままする
2F 大ホール樂屋×2 (104, 105)	[洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 洗面化粧台×2 バス水栓×1 シャワー水栓×2	一式	既設のままする
2F ユニット便所	[和風大便器、耐火カバー、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組	一式	和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
3F 湯沸室	流し用混合栓×2	一式	既設のままする
3F 小ホール樂屋男子便所	[洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [小便器（センサー一体型）]×1 水石鹼入×1、電気温水器×1 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入]×1組 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤー、掃除用流しは既設のままする 温水洗浄便座は既設同等で更新とする
2F 小ホール樂屋女子便所	[洋風大便器（温水洗浄便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままする 温水洗浄便座は既設同等で更新とする
3F ユニット便所	[和風大便器、耐火カバー、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組	一式	和風大便器は、温水洗浄便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること

場所	既設仕様	数量	改修仕様
4F 会議室多目的トイレ	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1	一式	既設のままとする
4F 会議室男子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [小便器（センサー一体型）]×3 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤー、掃除用流しは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする 和風大便器は、温水洗净便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
4F 会議室女子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、擬音装置、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする 和風大便器は、温水洗净便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
4F 湯沸室	流し用混合栓×2	一式	既設のままとする
5F 厨房従業員便所	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 手洗器（自動水栓）×1	一式	厨房撤去に伴い厨房従業員便所も撤去とする
5F 厨房	手洗器×1	一式	撤去とする
5F 男子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組 [小便器（センサー一体型）]×4 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×3組 水石鹼入×1、電気温水器×2 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンドドライヤーは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする
5F 女子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×3組 水石鹼入×1、電気温水器×2 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、擬音装置、ハンドドライヤー、掃除用流しは既設のままとする 温水洗净便座は既設同等で更新とする 和風大便器は、温水洗净便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
5F 授乳室	ミニキッチン×1	一式	既設のままとする
5F 湯沸室	流し用混合栓×2	一式	既設のままとする
6F 和室横男子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、小便器、洗面器、水石鹼入、電気温水器、ハンド

場所	既設仕様	数量	改修仕様
	[小便器（センサー一体型）]×3 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×2組 水石鹼入×1、電気温水器×1 ハンドドライヤー×1 [掃除用流し、送り座付横水栓]×1組		ドライヤー、掃除用流しは既設のままでする 温水洗净便座は既設同等で更新とする
6F 和室横女子便所	[洋風大便器（温水洗净便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）]×2組 [和風大便器、紙巻器（樹脂製横2連型）]×1組 擬音装置×1 [はめ込み型洗面器（楕円）、自動水栓]×3組 水石鹼入×1、電気温水器×2 ハンドドライヤー×1	一式	洋風大便器（付属紙巻器）、洗面器、水石鹼入、電気温水器、擬音装置、ハンドドライヤーは既設のままでする 温水洗净便座は既設同等で更新とする 和風大便器は、温水洗净便座付洋風大便器に改修すること 和便器の紙巻器及び手摺は取り外し、適切な位置に再取付すること
6F 和室横湯沸室	流し用混合栓×2	一式	既設のままでする
6F 多目的トイレ	[洋風大便器（普通便座付）、紙巻器（樹脂製横2連型）、跳ね上げ手すり、背もたれ]×1組 [洗面器、自動水栓、立型水石鹼入、電気温水器]×1組 手洗器（自動水栓）×1 [汚物流し（オストメイト対応）、立型水石鹼入、シャワー金具（レスト付）、紙巻器、電気温水器]×1組 ハンドドライヤー×1	一式	既設のままでする

イ 屋内給水設備

受水槽及び高架水槽は既設流用とし、ポンプ類は既設同等で更新とする。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
T-1	受水槽	ステンレス製パネル型複合板（ボルト組立型、中仕切付） 有効容量：40 m ³ （実容量 24 m ³ ） 寸法：2,000×8,000×2,500 耐震：1G	B1F 機械室	1 台	既設のままでする
T-2	高置水槽	ステンレス製パネル型複合板（ボルト組立型、中仕切付） 有効容量：12 m ³ （実容量 8 m ³ ） 寸法：1,500×4,000×2,000 耐震：1.5G	6F 機械室	1 台	既設のままでする
P-1	揚水ポンプ	横型渦巻ポンプ 自動交互非常時同時 仕様：65 φ × 330ℓ/min × 30m 動力：3.7kW 防振架台	B1F 機械室	3 台	既設同等で更新
P-3	圧送ポンプ	ラインポンプ 5～6F 給水用 仕様：50 φ × 320 ℓ/min × 15m 動力：2.2kW 防振架台	6F 機械室	1 台	平成 29 年度に更新しているので継続使用する

ウ 屋内給水配管

給水配管は既設のままとする。(2004 年に一般配管用ステンレス鋼管に更新済み)

大ホール、小ホールに新設される洗濯機置場に給水設備を設置する。

小ホールに新設されるドライアイスマシン用湯沸室の給水設備を設置する。

大ホール 2 階新設便所の給水設備を設置する。

更新する衛生器具の給水管切り離しと再接続を行う。

配管種類	既設仕様	場所	数量	改修仕様
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	全館	一式	既設のままとする
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	大ホール樂屋廊 下洗濯機置場	一式	新設する洗濯機置場に給水設備を設置する
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	小ホール樂屋廊 下洗濯機置場	一式	新設する洗濯機置場に給水設備を設置する
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	小ホール新設湯 沸室	一式	新設する湯沸室に給水設備を設置する
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	大ホール 2 階新 設男子便所	一式	新設する大ホール 2 階男子便所に給水設備を設置する
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	大ホール 2 階改 造女子便所	一式	改造する大ホール 2 階上手女子便所に給水設備を設置する
給水管	一般配管用ステンレス鋼管	全館	一式	更新する衛生器具の給水管切り離しと再接続

エ 屋内排水設備

ポンプを更新し、グリーストラップは撤去とする。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
P-2	汚物ポンプ	水中汚物ポンプ(自動交互運転)ボルテックス型フロートスイッチ付 仕様: 80 φ × 500 ℓ/min × 7m 動力: 1.5kW	汚水槽内	2 台	既設同等に更新
P-6	湧水排水ポンプ	水中排水ポンプ(自動交互運転)フロートスイッチ付 仕様: 65 φ × 500 ℓ/min × 7m 動力: 1.5kW	湧水槽内 (機械室下)	2 台	既設同等に更新
P-7	湧水排水ポンプ	水中排水ポンプ(自動交互運転)フロートスイッチ付 仕様: 50 φ × 250 ℓ/min × 7m 動力: 0.75kW	湧水槽内 (オケピット下)	2 台	既設同等に更新
P-9	湧水排水ポンプ	水中排水ポンプ(自動交互運転)フロートスイッチ付 仕様: 50 φ × 200ℓ/min × 10m 動力: 0.75kW	湧水槽内 (倉庫(2)下)	2 台	既設同等に更新
P-10	湧水排水ポンプ	水中排水ポンプ(自動交互運転)フロートスイッチ付 仕様: 50 φ × 200 ℓ/min × 10m 動力: 0.75kW	EV-1全熱交換器内	2 台	既設同等に更新
GT-1	グリーストラップ	天吊側溝式(3槽) 材質: ステンレス製 実容量: 82ℓ 外形寸法: 799×499×540 許容流入流量: 61.5 ℓ/min	5F 廉房	1 台	廉房廃止のため、撤去

才 屋内排水配管

排水管は既設のままとする。(2004年に塩ビライニング鋼管に更新済み)
 大ホール、小ホールに新設される洗濯機置場に排水設備を設置する。
 小ホールに新設されるドライアイスマシン用湯沸室の排水設備を設置する。
 大ホール2階新設便所の排水設備を設置する。
 更新する衛生器具の排水管切り離しと再接続を行う。
 雨水管は全て更新する。

配管種類	既設仕様	場所	数量	改修仕様
排水管	塩ビライニング鋼管	全館	一式	既設のままとする 但し、在来工法トイレ更新機器の排水管切断・接続を行う
排水管	塩ビライニング鋼管	小ホール樂屋廊下洗濯機置場	一式	新設する洗濯機置場に排水設備を設置する
排水管	塩ビライニング鋼管	大ホール樂屋廊下洗濯機置場	一式	新設する洗濯機置場に排水設備を設置する
排水管	塩ビライニング鋼管	小ホール新設湯沸室	一式	新設する湯沸室に排水設備を設置する
排水管	塩ビライニング鋼管	大ホール2階新設男子便所	一式	新設する大ホール2階男子便所に排水設備を設置する
排水管	塩ビライニング鋼管	大ホール2階改造女子便所	一式	改造する大ホール2階上手女子便所に排水設備を設置する
排水管	塩ビライニング鋼管	全館	一式	更新する衛生器具の排水管切り離しと再接続
雨水管	白ガス管	全館	一式	既設同等に更新する 軽鉄下地パイプシャフト建築造成も更新すること

(2) 給湯設備

ア 給湯機器設備

電気湯沸器、ガス給湯器、給湯配管を更新する。

機器番号	機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
EH-2	電気湯沸器	床置型(流し台下設置) 貯湯量：250ℓ 外形寸法：350φ×620H	各階湯沸室	6台	既設同等に更新
GH-1	ガス給湯器	屋内壁掛32号・強制給排気型 給湯能力：69.2kW(59,500kcal/h) 付属品：リモコンスイッチ、給排気トップ×1	1F清掃員控室	1台	既設同等に更新
GH-2	ガス給湯器	屋内壁掛32号・強制給排気型 給湯能力：69.2kW(59,500kcal/h) 付属品：リモコンスイッチ、給排気トップ×1	1F係員室	1台	既設同等に更新
GH-3	ガス給湯器	屋内壁掛50号・強制給排気型 給湯能力：112kW(96,000kcal/h) 付属品：リモコンスイッチ	5F厨房	1台	撤去とする 但し、厨房跡の事業者の任意提案室に必要であれば、設置及びその仕様は任意とする

イ 納湯配管

納湯配管は全て更新とする。

(3) 消火設備

ア 屋内消火栓設備

屋内消火栓ポンプを更新し、消火栓箱は筐体流用でホースを更新とする。

配管はポンプ周りの他は既設流用とする。

機器 名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
屋内消火栓用ポンプ	消火ポンプユニット（吸上用） 仕様：100φ × 750ℓ/min × 59m 動力：15kW フート弁エポキシ樹脂コーティング	B1F 機械室	1台	現法規の容量に更新
屋内消火栓箱	1号消火栓 警戒範囲：25m 以下 ホース：呼称 40 × 15m × 2 平ホース ノズル：棒状	館内各所	23台	既設のままとする 箱は既設を流用し、塗装を施す
屋内消火栓配管	配管用炭素鋼钢管（白管）	館内各所	一式	既設のままとする、但し屋内消火栓ポンプ周りの配管を更新する
連結送水管	配管用炭素鋼钢管（白管）	館内各所	一式	既設のままとする

イ スプリンクラー消火設備

スプリンクラーポンプは、継続使用とする。

消防用補給水槽は既設流用とする。スプリンクラー配管は、既設の継続使用とするが、現行の消防法に不適合の部分は改修する。

機器 名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
スプリンクラーポンプ	消火ポンプユニット 仕様：200φ × 4,500 ℓ/min × 60m 動力：90kW フート弁エポキシ樹脂コーティング	B1F 機械室	1台	既設のままとする
消防用補給水槽	ステンレス製パネル型複合板（ボルト組立型） 有効容量：1.5 m ³ （実容量 1.0 m ³ ） 寸法：1,000 × 1,000 × 1,500H 耐震：1.5G	館内各所	1台	既設のままとする
スプリンクラーヘッド	下向 72℃ × 979 個	館内各所	一式	既設同等で全数交換する 消防庁通達の配管耐震措置を行う
スプリンクラー消防配管	配管用炭素鋼钢管（白管）	館内各所	一式	流量検知装置の更新を行う (7個) ヘッド近傍の巻出管以外の配管は継続使用とする

ウ ハロゲン消火設備

ハロゲン消火設備主要機器を更新する。

防護区画：油槽、ボイラー室、電気室(1)、電気室(2)

機器 名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
ハロゲン 消火設備 機器	ハロンガス消火ユニット×1 起動用ガス容器×必要数 圧力スイッチ×必要数 選択弁×必要数 復旧弁×必要数 ピストンレリーヤー×10個 安全弁×必要数 逆止弁×必要数 噴射ヘッド×5個 配管(STPG370 Sch40)×1式 起動管(銅管)×1式 ハロン制御盤(2回線 手動式(蓄電池設備内蔵型))×1面 手動起動装置×1式 放出表示灯×5個 スピーカー×3個 電線及び電線管(露出 HP1.2)×1式	B1F 機械室、 油槽, ポイラ ー室, 電気室 (1), 電気室 (2), 機械室	1式	既設同等に更新

(4) 廉房器具設備

厨房廃止のため、厨房器具を撤去とする。

機器 名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
厨房器具	殺菌庫×1 電気消毒保管庫×1 クリーンテーブル×1 ボックスタイプ洗浄機×1 ソイルドテーブル×1 下膳ラック×1 一槽シンク×2 台×8 ガステーブル×1 がスコーレンジ×1 ガスゆで飯機×1 二槽シンク×1 ガス瞬間湯沸器×1 冷蔵庫×2 ガスフライヤー×1 コンビオーブン×1 水圧精米器×1 シェルフ×1 ガス自動炊飯器×1 アイスマーカー×1 コールドテーブル×1 ウォーマーテーブル×1 スープウォーマー×1 ライスウォーマー×1 コールドショーケース×1 コンビオーブン専用架台×1	5F 廉房	一式	撤去とする

(5) 屋内ガス設備

ガス配管については、厨房用を撤去、その他の屋内配管は既設のまま、小ホール湯沸器用に新設、屋上GHP用配管はGHPの継続の有無（任意）により更新か撤去とする。

機器名称	既設仕様	場所	数量	改修仕様
屋内露出ガス配管	白ガス管	全館	一式	既設のままとする
厨房用ガス配管	白ガス管	5F 厨房	一式	撤去とする
小ホール湯沸室	白ガス管	2F 小ホール湯沸室	一式	新設する
GHP 用屋上露出配管	白ガス管	RF	一式	GHP を継続利用する場合は既設同等で更新とする GHP を中止する場合は撤去とする

(6) 外構工事

ア 給水設備

給水引込管については既設のままとする。但し屋外トイレへの給水管は更新する。

イ 排水設備

屋外の排水管については既設のままとする。但し屋外トイレへの排水管は更新する。

ウ 消火送水管

消火送水管は令和元年9月に漏水が確認されたため、令和2年度に応急的な措置として大ホールホワイエ側から外構に送水口を設けている。送水口を本来の壁埋込型位置で更新し、中間の連結送水管を更新すること。掘削範囲の床レンガタイルも更新(建築工事)とする。更新する範囲の配管材質については、消防に確認すること。

エ ガス設備

現状のガス引込管（PE 管 200A）は、既設のままとする。

(7) 撤去工事

更新対象設備は全て撤去するものとする。

9 舞台設備に関する要求水準

(1) 舞台機構設備

ア 大ホール

大ホール舞台機構設備は、1990年に初回の改修、2003年に2回目の改修が行われ、現在に至っている。

今回の改修では、消耗品と共に、竣工以来更新していないマシンと1990年に更新したマシンも更新する。

また、一部の手動道具バトンを、電動に変更する。電動の仕様としては、インバーターによる可変速制御で、位置設定器と荷重検知装置付とし、近年の持込機材の重量化に対応できるものとする。

その際に、吊物の間隔が狭く危険な部分については改善を行うこと。

電動化や機器の仕様変更に際し、必要な配管配線を敷設すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
第一緞帳	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=20m、速度：30/45m/min 動力：3.7kW カウンターウェイト：1,500kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを交換する マシンは、2段階变速をインバータ連続可变速に変更する
緞帳幕地 (第一)	W20m×H9m、ヒダ無し、綴れ織り	1枚	クリーニング、チチ紐交換
第二緞帳	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=21.5m、速度：30/45m/min 動力：3.7kW カウンターウェイト：1,300kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを交換する マシンは、2段階变速をインバータ連続可变速に変更する
緞帳幕地 (第二)	W20m×H9m、ヒダ無し、綴れ織り	1枚	クリーニング、チチ紐交換
オペラカーテン	昇降：電動ワイヤートラクション式 斜め絞り：電動ドラム巻取式 開閉：電動ドラム巻取り巻戻し式 L=22m 速度、動力： 昇降：10～60m/min、INV5.5kW 絞り：20～120m/min、INV7.5kW 開閉：25～60m/min、INV0.75kW カウンターウェイト：650kg	一式	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
オペラカーテン幕地	西陣別織り、W11.2m×H8.8m×2	1組	既設のままとする
天井反射板(1)	昇降：電動ワイヤートラクション式 変角：電動チェーン変角式 L=16.8m 速度、動力： 昇降：6m/min、2.2kW 変角：1.13m/min、0.75kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
天井反射板(2)	昇降：電動ワイヤートラクション式 変角：電動チェーン変角式 L=15.4m 速度、動力： 昇降：6m/min、2.2kW 変角：1.13m/min、0.75kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
正面反射板	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=13m 速度：6m/min、動力：2.2kW カウンターウェイト：3,000kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
側面反射板(1) 上手・下手	昇降：電動ワイヤードラム巻取式 L=4m、旋回式反射板付	2台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを交換する

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	速度：2m/min、動力：2.2kW		
側面反射板(2) 上手・下手	昇降：電動ワイヤードラム巻取式 L=4m 速度：2m/min、動力：2.2kW	2台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
プロセニアム ライトバトン	昇降：電動ワイヤードラム巻取式 L=17m、速度：10m/min、動力：2.2kW 昇降装置二重ブレーキ方式	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
ボーダーライトバトン(1)	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=18m、速度：10m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：600kg 一文字幕共吊り：手動昇降式	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
サスペンションライトバトン(1)	昇降：電動ワイヤードラム巻取式 L=18m、速度：10m/min、動力：3.7kW カウンターウェイト：700kg 位置設定器付	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチ、アブソエンコーダーを既設同等で交換する
サスペンションライトバトン(2)～(4)	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=18m、速度：15m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：650kg 位置設定器付	3台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチ、アブソエンコーダーを既設同等で交換する
スクリーン昇降装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 開閉：電動ドラム巻取り巻戻し式 L=10.8m 速度、動力： 昇降：6m/min、1.5kW 開閉： m/min、0.2kW ボーダーライト(2)共吊り	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
スクリーン幕地	映写スクリーン：シルバー無孔、 W9.2m×3.6m×1 天カットマスク：W12m×H0.9m×1 地カットマスク：W19m×H1.2m×1 スクリーンカーテン：W9.4m×H6m×2	一式	既設同等で更新
ホリゾントライトバトン	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=19m、速度：15m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：750kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
ライトタワー 昇降装置（上手、下手）	昇降：電動ワイヤードラム巻取式 H=8m、速度：3m/min、動力：2.2kW	2台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
バトン(1)、 (2) (12)～(14)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=18m、カウンターウェイト：200kg	5台	引綱ロープ、ワイヤー、滑車を既設同等で更新する 前後間隔が 200mm 以上となるように、 吊位置を調整する
バトン(3) (6)～(11)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=22m、カウンターウェイト：200kg	7台	引綱ロープ、ワイヤー、滑車を既設同等で更新する 前後間隔が 200mm 以上となるように、 吊位置を調整する
バトン(4)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=22m、カウンターウェイト：200kg	8台	手動を電動に変更する 電動ワイヤートラクション式 インバータ連続可変速、位置設定器、 荷重検知機能付 前後間隔が 200mm 以上となるように、 吊位置を調整する
バトン(5)	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=18m、速度：15m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：650kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する インバータ連続可変速、位置設定器、 荷重検知機能付 前後間隔が 200mm 以上となるように、 吊位置を調整する

部位	既設仕様	数量	改修仕様
引割幕バトン (1)	昇降：電動ワイヤートラクション式 開閉：手動引綱式 L=22m、速度：30m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：400kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
引割幕(1)幕地	別珍貫八、W11.3m×H9m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
引割幕バトン (2)	昇降：電動ワイヤートラクション式 開閉：手動引綱式 L=24m、速度：30m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：400kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
引割幕(2)幕地	別珍貫八、W12.3m×H8.5m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
引割幕バトン (3)	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=22.5m、カウンターウェイト：400kg	1台	引綱ロープ、ワイヤー、滑車、開閉レール、開閉ロープを既設同等で更新する
引割幕(3)幕地	別珍貫八、W11.55m×H8.5m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(1) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=4.5m、カウンターウェイト：150kg	2台	ワイヤー、引綱ロープ、滑車、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(1)幕地	別珍貫八、W4.5m×H9m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(2) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=3.6m、カウンターウェイト：150kg	2台	ワイヤー、引綱ロープ、滑車、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(2)幕地	別珍貫八、W3.6m×H8.5m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(3) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=3.5m、カウンターウェイト：150kg	2台	ワイヤー、引綱ロープ、滑車、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(3)幕地	別珍貫八、W3.5m×H8.5m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(4) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=4.5m、カウンターウェイト：150kg	2台	ワイヤー、引綱ロープ、滑車、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(4)幕地	別珍貫八、W4.5m×H9m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
大黒幕バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=22m、カウンターウェイト：350kg	1台	引綱ロープ、ワイヤー、滑車を既設同等で更新する
大黒幕幕地	11号帆布、W22m×H8.5m×1、ヒダ無し 防炎加工	1枚	既設同等で更新
ホリゾント幕 バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=22m、カウンターウェイト：250kg	1台	ワイヤー、引綱ロープ、滑車を既設同等で交換する
ホリゾント幕 幕地	11号帆布、W22m×H9m×1、ヒダ無し 防炎加工	1枚	既設同等で更新
定式幕開閉装 置	メッセージジャーワイヤー方式	1台	既設同等で更新
定式幕幕地	葛城、W20m×H8.6m×1、ヒダ無し 防炎加工	1枚	既設同等で更新
看板枠格納バ トン	手動巻取式、Φ48.6 L=17.5m	1本	既設同等で更新
防火戸	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=18.4m、速度：常時 3m/min、非常時 5m/min 動力：2.2kW カウンターウェイト：5,500kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する 危害防止装置を設置する

部位	既設仕様	数量	改修仕様
オーケストラ 迫り	昇降：電動ラックギヤ-方式 W19m×D4.1m、速度：2m/min、動力 22kW 積載量： 運転時 105kg/m ² 、停止時 350kg/m ² ストローク：3.3m	1台	モーター、駆動部品、制御部品、リミットスイッチを既設同等で交換する
ダメ黒幕	別珍貫八、W1.5m×H3m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
補助袖幕	別珍貫八、W3m×H9m×2、2倍ヒダ	1組	既設のままとする
操作盤	自立式、PL2.3t 鋼板製指定色 吊物と迫りの昇降等操作鉗と表示器 照明操作スペース、音響操作スペース含 W980×H1525×D700	1台	外観、材料は既設と同等で、押し鉗と表示器は吊物機構、迫り機構の更新内容に合わせること
制御盤	3φ 200V, 吊物用 MMCB×30、迫り用 MCCB×1 その他各種 MCB、リレー	1式	吊物機構、迫り機構の更新内容に合わせて更新

イ 小ホール

小ホール舞台機構設備は、1990年に初回の改修、2001年に2回目の改修が行われ、現在に至っている。

今回の大規模改修では、ワイヤーロープ、引綱ロープ、滑車、制御部等の消耗品と共に、竣工以来更新していないマシンと 1990 年に更新したマシンも更新する。

機器の仕様変更に際し、必要であれば配管配線の追加、変更等を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
緞前バトン	昇降：電動巻取式 L=12m 速度：6m/min、動力：1.5kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
第一緞帳	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=14m、速度：30m/min 動力：2.2kW カウンターウェイト：550kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを交換する マシンは、インバータ連続可変速に変更する
緞帳幕地 (第一)	W14m×H6.4m、ヒダ無し、西陣綴れ織り	1枚	クリーニング、チチ紐交換
第二緞帳	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=14m、速度：30m/min 動力：2.2kW カウンターウェイト：550kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを交換する マシンは、2段階変速をインバータ連続可変速に変更する
緞帳幕地 (第二)	W14m×H6.4m、ヒダ無し、西陣綴れ織り	1枚	クリーニング、チチ紐交換
天井反射板(1) 前吊装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 速度：6m/min、動力：2.2kW カウンターウェイト：800kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
天井反射板(1) 後吊装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=11m 速度：6m/min、動力：1.5kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
天井反射板(2) 前吊装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 速度：6m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：900kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
天井反射板(2) 後吊装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=9.5m 速度：6m/min、動力：1.5kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する

部位	既設仕様	数量	改修仕様
正面反射板	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=13m 速度：6m/min、動力：2.2kW カウンターウェイト：1,400kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
側面反射板(1) 開閉装置 上手・下手	手動回転式	2台	開閉装置は既設のままとする
側面反射板(2) 開閉装置 上手・下手	手動回転式	2台	開閉装置は既設のままとする
側面反射板(3) 開閉装置 上手・下手	手動回転式	2台	開閉装置は既設のままとする
側面反射板(4) 開閉装置 上手・下手	手動回転式	2台	開閉装置は既設のままとする
ボーダーライ トバトン(1)	昇降：電動巻取式 L=9m、速度：8m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：320kg 一文字幕1共吊り 別珍賞八、W12m×H2m×1、2倍ヒダ 防炎加工	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する 幕地を既設同等で更新
ボーダーライ トバトン(2)	昇降：電動巻取式 L=9m、速度：8m/min、動力：1.5kW カウンターウェイト：335kg 一文字幕2共吊り 別珍賞八、W12m×H3.5m×1、2倍ヒダ 防炎加工	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する 幕地を既設同等で更新
ボーダーライ トバトン(3)	昇降：電動ワイヤートラクション式 カウンターウェイト：175kg 一文字幕3共吊り 別珍賞八、W11m×H2.5m×1、2倍ヒダ 防炎加工	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する 幕地を既設同等で更新
サスペンショ ンライトバト ン(1)	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=10.8m、速度：8m/min、動力：0.75kW カウンターウェイト：345kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
スクリーン兼 サスペンショ ンライト(2)昇 降装置	昇降：電動ワイヤートラクション式 開閉：引綱式 L=10m、速度：6m/min、動力：1.5kW サスペンションライト(2)共吊り カウンターウェイト：900kg	1台	スクリーンはボーダーライト(3)の後ろに移設し、サスペンションライト専用バトンとする。マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
サスペンショ ンライトバト ン(3)	昇降：電動ワイヤートラクション式 L=9.7m、速度：8m/min、動力：0.75kW カウンターウェイト：340kg	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する
スクリーン幕 地	映写スクリーン：シルバー無孔、 W11.3m×5m×1 天カットマスク：W12m×H0.9m×1 地カットマスク：W19m×H1.2m×1 スクリーンカーテン：W9.4m×H6m×2	一式	既設同等で更新
ホリゾントラ イトバトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=10.8m カウンターウェイト：100kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
ライトタワー 昇降装置（上 手、下手）	昇降：手動カウンターウェイト式 L=10.8m カウンターウェイト：50kg	2台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
大道具収納吊 物	昇降：電動ワイヤートラクション式 L= m、速度：6m/min、動力：1.5kW	1台	マシン、ワイヤー、滑車、リミットスイッチを既設同等で交換する

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	カウンターウェイト：500kg		
暗転幕バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=14m、カウンターウェイト：135kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
暗転幕幕地	別珍貫八、W14m×H6.4m×1、2倍ヒダ 防炎加工	1枚	既設同等で更新
バトン(1)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=8m、カウンターウェイト：35kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
バトン(2)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=10.5m、カウンターウェイト：45kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する 昇降時に天井反射板2に当たらないように、位置を調整すること
バトン(3)、 (4)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=11m、カウンターウェイト：45kg	2台	既設のスクリーンをこの位置に変更し、2つのバトンの内、最低1本を元のスクリーン位置に移設する
バトン(5)	昇降：手動カウンターウェイト式 L=10m、カウンターウェイト：40kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
引割幕バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=14m カウンターウェイト：245kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
引割幕幕地	別珍貫八、W7.5m×H6.2m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(1) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=3.5m、カウンターウェイト：125kg	2台	ワイヤー、滑車、引綱ロープ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(1)幕地	別珍貫八、W3.5m×H6.2m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(2) 上手・下手	昇降：手動カウンターウェイト式 開閉：手動引綱式 L=2.7m、カウンターウェイト：105kg	2台	ワイヤー、滑車、引綱ロープ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(2)幕地	別珍貫八、W2.7m×H6.2m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
袖幕バトン(3) 上手・下手	固定吊、開閉：手動引綱式 L=3.5m、カウンターウェイト：150kg	2台	固定吊ロープ、開閉レール、開閉ロープを既設同等で交換する
袖幕(3)幕地	別珍貫八、W3.5m×H6.2m×2、2倍ヒダ 防炎加工	1組	既設同等で更新
大黒幕バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=13m、カウンターウェイト：125kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
大黒幕幕地	別珍貫八、W13m×H6.5m×1、2倍ヒダ 防炎加工	1枚	既設同等で更新
ホリゾント幕 バトン	昇降：手動カウンターウェイト式 L=13.4m、カウンターウェイト：180kg	1台	ワイヤー、滑車、引綱ロープを既設同等で交換する
ホリゾント幕 幕地	11号帆布、W13.4m×H6.5m×1、ヒダ無し 防炎加工	1枚	既設同等で更新
定式幕開閉装 置	メッセンジャーワイヤー手動ワインチ巻 取式	1台	既設のままとする
定式幕幕地	太綾9A綿布、W14m×H6.4m×1、ヒダ無し 防炎加工	1枚	既設同等で更新
舟底迫り	昇降：スクリューレバー式 W12.3m×D2.1m 速度：約24mm/秒、動力5.5kW 積載量：運転時0kg/m ² 、停止時350kg/m ² ストローク：360mm	1台	制御部品、リミットスイッチを既設同等で交換する (2004年マシン交換済み)

部位	既設仕様	数量	改修仕様
操作盤	壁掛式、PL2.3t 鋼板製指定色 吊物と迫りの昇降等操作鉗と表示器 W798×H958	1台	外観、材料は既設と同等で、押し鉗と表示器は吊物機構、迫り機構の更新内容に合わせること
制御盤	3φ 200V, kVA、 吊物用 MMCB×30、迫り用 MCCB×1 その他各種 MCB、リレー	1式	吊物機構、迫り機構の更新内容に合わせて更新

(2) 舞台照明設備

ア 大ホール

(ア) 負荷設備の更新

灯具は原則としてソケット、ケーブル、プラグを交換して既設流用とするが、改修仕様に示す灯具は、ハンドル、フィルタフォルダ、リフレクターなども交換する。コンセントダクトは、筐体既設流用でコンセントのみの交換とする。床コンセント類は、舞台床張替のため筐体ごと更新する。

(イ) 調光設備の更新

耐用年数の過ぎた下記調光設備類の更新を行う。

主幹盤、分岐盤、調光器盤、調光操作卓、舞台袖操作盤、負荷モニター盤、ワイヤレス装置

(ウ) 配線の更新

負荷設備配線、信号用弱電配線を更新する。配管は原則として既設流用とするが、更新も可とする。DMX回線をイーサネット回線に変更すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
【負荷設備】			
第1ボーダーライト	200WPS 球×80、フラッドライト L=16m コンセントボックス : C20A コンセント×8×3 ボーダーケーブル : 丸型 8sq-9c×23m×3 接続端子箱 : 60A-4P 丸型用×3 2段式吊金具及びバトン	一式	167W LED フラッドライト(RGB+W)×14程度 コンセントボックス : C20A コンセント×2、イーサネットコネクタ×1 ボーダーケーブル : 8sq-5c×23m×1 イーサネットケーブル : 23m×1 接続端子箱 : 70A-8P 端子台付×1、信号用端子台付×1
第2ボーダーライト	200WPS 球×80、フラッドライト L=16m コンセントボックス : C20A コンセント×8×3 ボーダーケーブル : 丸型 8sq-9c×23m×3 接続端子箱 : 60A-4P 丸型用×3 2段式吊金具及びバトン	一式	167W LED フラッドライト(RGB+W)×14程度 コンセントボックス : C20A コンセント×2、イーサネットコネクタ×1 ボーダーケーブル : 8sq-5c×23m×1 イーサネットケーブル : 23m×1 接続端子箱 : 70A-8P 端子台付×1、信号用端子台付×1
プロセニアムサスペンションライト	スポットライト : 1kW ハロゲンフレネルレンズ低騒音型×24 フライダクト : C20A コンセント×36 L=16.2m ボーダーケーブル : 丸型 8sq-9c×18m×3 接続端子箱 : 60A-4P 丸型用×3 2段式吊金具及びバトン	一式	スポットライト : 既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト : 筐体既設流用で C20A コンセント×36 交換、イーサネットコネクタ×2 新設 ボーダーケーブル : 8sq-9c×18m×3 イーサネットケーブル : 18m×2 接続端子箱 : 70A-8P 端子台付×3

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	信号用端子台付×2		
第1サスペンションライト	スポットライト：1kW ハロゲンフレネル 低騒音型×12、1kW ハロゲン平凸低騒音型×12 フライダクト：C20A コンセント×48×1、L= 16.2m DMX コネクタボックス：DMX コネクタ×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×6 接続端子箱：60A-4P 丸型用×6	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×48 交換、イーサネットコネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c×23m×6 イーサネットケーブル×23m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×6 信号用端子台付×2
第2サスペンションライト	スポットライト：1kW ハロゲンフレネル 低騒音型×12、1kW ハロゲン平凸低騒音型×12 フライダクト：C20A コンセント×48(内2回路は直/調切替)×1、L= 16.2m DMX コネクタボックス：DMX コネクタ×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×6 接続端子箱：60A-4P 丸型用×6	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×48 交換、イーサネットコネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c×23m×6 イーサネットケーブル×23m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×6 信号用端子台付×2
第3サスペンションライト	スポットライト：1kW ハロゲンフレネル 低騒音型×12、1kW ハロゲン平凸低騒音型×12 フライダクト：C20A コンセント×48(内2回路は直/調切替)×1、L= 16.2m DMX コネクタボックス：DMX コネクタ×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×6 接続端子箱：60A-4P 丸型用×6	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×48 交換、イーサネットコネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c×23m×6 イーサネットケーブル×23m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×6 信号用端子台付×2
第4サスペンションライト	スポットライト：1kW ハロゲンフレネル 低騒音型×28 フライダクト：C20A コンセント×48(内2回路は直/調切替)×1、L= 16.2m DMX コネクタボックス：DMX コネクタ×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×6 接続端子箱：60A-4P 丸型用×6	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×48 交換、イーサネットコネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c×23m×6 イーサネットケーブル×23m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×6 信号用端子台付×2
スポットライト灯具	1kW ハロゲンフレネル (上記 64 台中)	10 台程度	チルト固定ハンドルに不具合のあるものはハンドルを交換
天井反射板ライト	第1天反用：500W ダウンライト(裏面電球交換型)×38 第2天反用：500W ダウンライト(裏面電球交換型)×16 100W フラッドライト×12×6 100W フラッドライト×9×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×4 接続端子箱：60A×4P 丸型用×8	一式	83W LED DMX 信号制御 (電源ボックス、DMX 個リケーブル付) ×54 ボーダーケーブル：8sq-5c×23m×2 イーサネットケーブル：23m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×4 信号用端子台付×4
アッパーホリゾントライト	500W ハロゲンフラッドライト×128(2段吊)、L=18m フライダクト：C20A コンセント×128×1 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×23m×6 接続端子箱：60A×4P 丸型用×6	一式	既設同等で更新 但し LED による提案も可とする (その場合はフライダクト、ボーダーケーブル、接続端子箱も LED 灯具対応とする)
ローーホリゾントライト	300W ハロゲンフラッドライト×176(2段吊)、L=19.8m	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	同上用フロアーコンセント：C30A×4×4 C30A×4×2		但し LED による提案も可とする（その場合はフロアーコンセントも LED 灯具対応とする）
トーメンタル ライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×12 同上用コンセントダクト：C20A コンセント×6×2	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×12 交換
タワーライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×24 同上用コンセントダクト：C20A コンセント×12×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-7c×23m×4 接続端子箱：60A×4P 丸型用×4	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×24 交換 ボーダーケーブル：8sq×7c×23m×4 接続端子箱：70A-8P 端子台付×4
スポットライト灯具	1kW ハロゲン平凸 (上記 24 台中)	計 4 台 程度	フィルタホルダに変形やはがれが見られるもの 2 台程度を交換 リフレクターが焼けているもの 2 台程度を交換
フットライト	60WPS 球×48(4 色)×2、フラッドライト L=16m 溝内コンセント：C20A コンセント×4×2	一式	灯具は既設同等で更新、コンセントは筐体流用でコンセント更新 但し、LED による提案も可とする（その場合は溝内コンセントも LED 灯具対応とする）
3F フロントサイドライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×24 コンセントダクト：C20A コンセント×12×2 コンセントボックス：(C30A コンセント×1+DMX×1) ×2 直コンセント：C60A コンセント×2×2	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×24 組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換
4F フロントサイドライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×24 コンセントダクト：C20A コンセント×12×2 コンセントボックス：(C30A コンセント×1+DMX×1) ×2	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×24 組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換
3F バルコニー コンセント	コンセント：C30A コンセント×2×2	一式	筐体流用で C20A コンセント交換×4
コンダクタースポットライトコンセント	コンセント：C20A×1×1	一式	筐体流用で C20A コンセント交換×1
第1シーリング スポットライト	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×36 ピンスポットライト：1kW ハロゲン×1 コンセントダクト：C20A コンセント×36 +C30A コンセント×1 コンセントボックス：(C30A コンセント×1+DMX×1) ×2	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×37 組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換
スポットライト灯具	1kW ハロゲン平凸 (上記 36 台中)	数台 程度	フィルタホルダに変形やはがれが見られるものを交換
第2シーリング スポットライト	スポットライト： 1.5kW ハロゲン平凸低騒音型×24 ピンスポットライト：1kW ハロゲン×2 コンセントダクト：C20A コンセント×12 ×2、C30A コンセント×1×2	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×37 組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	コンセントボックス：(C30A コンセント×1+DMX×1) ×2		
センターピン スポットライト	2kW クセノンビンスポットライト×3 同上用整流器×3 分電盤：MCB3P 30A×5	一式	既設同等で更新
フットスポットコンセント	C30A コンセント×4×2	一式	既設同等で更新
オケフットコンセント	C30A コンセント×4×2	一式	既設同等で更新
フロアーコンセント	オケピット：C30A コンセント×2×2 舞台奥：C30A コンセント×2×2 C30A コンセント×4×3 花道：C30A コンセント×2×2 舞台袖：C30A コンセント×4×8 C60A コンセント×1×4 舞台中：C30A コンセント×2×4	一式	既設同等で更新
ウォールコンセント	舞台ウォール：C30A コンセント×4×2 客席ウォール：C30A コンセント×2×2	一式	既設同等で更新
【調光装置】			
主幹盤	受電 3φ 4W 182/105V 50Hz 300kVA 総主幹 MCCB 4P 1600AF/ 1600AT	1面	既設同等で更新
分岐主幹盤	各種 MCCB、MCB×一式 作業灯切替制御パック×一式 調光制御パック×一式	1面	既設同等で更新
調光器盤 1～3 調光制御盤	調光器 舞台用 IL 3kW×120 台 客席用 IL 2kW× 40 台 作業灯制御回路×一式 負荷表示用モニタートランス×120 調光制御回路×一式 調光制御電源回路×一式	一式	下記仕様で更新 舞台用 IL 3kW ×327 台程度 (MCCB インテリジェント機能付) 舞台用直回路 MCCB 2P 50AF/20AT×35 台程度 客席用直回路 MCCB 2P 50AF/20AT×40 台程度 無停電電源装置×一式 その他は既設同等とする
調光器盤 6～9	調光器 舞台用 IL 3kW×4 台用×57 台 同上用制御基板×57 MCB 1P 50AF/34AT×227 直/調切替回路×12 負荷切替回路×20 負荷表示用モニタートランス×227 空冷ファン×16 単三電源装置×一式 1φ-3W 30kVA×1 台	一式	
調光操作卓	マスター/フェーダ操作部×一式 メモリー操作部×一式 クロス操作部×一式 エフェクト操作部×一式 プリセットフェーダ(100ch)×3 段 データ表示ディスプレイ×2 台 負荷選択回路及び制御部×一式 客席自動調光操作部×一式 客席手動フェーダ(マスター付)×5 本 客席自動/手動切替スイッチ×5 個 作業灯スイッチ×3 個 誘導灯連動消灯スイッチ×1 個 フロッピーディスク装置×一式 他	一式	下記仕様で更新 制御チャンネル 2048ch 制御回路数 2048 回路 1000 シーンメモリー 外部記憶装置：USB フロッピーディスクは不要 その他は既設同等とする
プリセット盤	プリセットフェーダ(100ch)×3 段 動作表示灯(2 個)×3 段	一式	撤去 元の機能は調光操作卓に含む

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ワイヤレス装置	ワイヤレス受信機×1台 ワイヤレス送信機×1台	一式	既設同等で更新
負荷モニターボード	負荷モニタ LED×394個 (直回路/切替回路含む)	1面	LCD型の表示機能で更新 回路数は更新する調光器盤に合わせること
舞台袖操作盤	フリーフェーダ×10 客席自動調光スイッチ×一式 作業灯スイッチ×3	1面	既設同等で更新
映写室調光操作パネル	客席自動調光スイッチ×一式	一式	撤去
DMX パッチラック	DMX信号入出力コネクタ×一式 DMXパッチパネル×一式 電圧計・給電PL等×一式 直/調切替スイッチ×20 直回路ON/OFFスイッチ×18個	1面	イーサネットハブラックとして更新 電流計・電圧計×一式 調光操作卓接続コネクタ×一式 DMX-Node Input×2個 DMX信号スプリッタ(1in4out)×1台 ルーター×一式
ネットワークボックス	なし	一式	下記仕様で新設 【すのこ】 ネットワークスイッチ×1面 DMX-Node(4Port OUT) 冷却ファン他 【舞台袖】 ネットワークスイッチ×1面 冷却ファン他 【客席天井】 ネットワークスイッチ×1面 冷却ファン他
DMX-Node	なし	一式	下記仕様で新設 DMX-Node IN・DMX-Node OUT ×計20台
調光モニタリングPC	デスクトップパソコン(関連ソフト付)×1台 15型LCDモニター×1台 プリンター×1台	一式	汎用ノート型PC(専用ソフト付)で更新
DMX-Node 設定PC	なし	一式	汎用ノート型PC(専用ソフト付)を新設
持込用分電盤	受電 1φ3W 100V/200V 50Hz 30kVA 主幹2 MCB3P 225AF/150AT×1 分岐2 MCB2P 50AF/30AT×6 主幹カムロック出力コネクタ×一式 主幹出力端子台(カムロックと並列)×一式	1面	既設流用
【大ホール移動器具】			
スポットライト類	1.5kW ハロゲンフレネルレンズスポット×10台 1kW ハロゲン平凸レンズスポット×16台 1kW ハロゲンフレネルレンズスポット×8台 500W ハロゲン平凸レンズスポット×10台 500W ハロゲンフレネルレンズスポット×10台 500W ベビースポットライト×10台 500W フットスポットライト×16台 ペーライト PAR64型×40台 ITO型スポット×10台 750W エリプソイダルスポット×8台 同上用レンズチューブ 26° ×2枚	一式	下記仕様で更新 1kW ハロゲン平凸レンズスポット×16台 1kW ハロゲンフレネルレンズスポット×8台 500W ハロゲン平凸レンズスポット×6台 500W ハロゲンフレネルレンズスポット×6台 750W エリプソイダルスポット×8台 107W ペーライト(フットスポット用)×30台 210W エリプソイダルスポット×16台 同上用パターンホルダー×16枚

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	36° ×8枚 50° ×8枚 750W エリプソイダルズームスポット×8台 同上用パターンホルダー×8枚 同上用パターン×20枚 同上用デュアルゴボローテータ×16台 DMX コントローラー(ケーブル付)×8台 ミニブルート型ライト(2灯用)×6台		同上用パターン×20枚 同上用デュアルゴボローテータ×8台
ストリップライト	100W ハロゲン×12灯×6台	一式	既設流用とする
効果器類	1kW プロジェクタースポット×4台 2kW プロジェクタースポット×2台 カレイドマシン×7台 スパイラルマシン×8台 スライドキャリア(4×5型)×9台 スライドキャリア(4×5型ファン付)×2台 ディスクマシン×6台 先玉(4型×9台、6型×10台、8型×11台、10型×5台、12型×3台) オーロラマシン×2台 ストロボライト(250W×2灯)2組 波マシン×2台 ミラー球吊型φ450×1台 ミラー球置き型240×400 楕円×2台	一式	下記効果器を既設同等で更新とし、それ以外は既設流用とする ディスクマシン×6台 ミラー球吊型φ450×1台 ミラー球置き型240×400 楕円×2台
スタンド・ハンガー類	丸台スタンド×32台 丸台べた置きスタンド×35台 ハンガー(許容荷重30kg)×100個	一式	下記仕様で更新とし、それ以外は既設流用とする ハンガー(許容荷重30kg)×100個
ケーブル類	【延長コード】 C30A プラグ-C30A コネクタ L=20m×5本 同上 L=10m×10本 同上 L=5m×10本 C20A プラグ-C20A コネクタ L=10m×10本 同上 L=5m×40本 同上 L=3m×40本 【変換コード】 C30A プラグ-C20A コネクタ L=10m×20本 同上 L=5m×20本 【変換ボックス】 C60A プラグ-C30A コンセント+平行 15A コンセント×2L=2m×5本 C20A プラグ-平行 15A コンセント L=2m×10本 C20A プラグ-平行 15A コンセント L=5m×10本 【分歧コード】 C30A プラグ-C20A コネクタ×2 L=0.5m×40本 C30A プラグ-C20A コネクタ×3 L=0.5m×20本 C20A プラグ-C20A コネクタ×2 L=0.5m×40本	一式	既設流用とする それ以外に下記信号ケーブルを新設 XLR5P コネクタ付 L=3.0m×20本 同上 L=5.0m×20本 同上 L=10.0m×10本 同上 L=20.0m×10本 イーサネットコネクタ付 L=3.0m×20本 同上 L=5.0m×20本

イ 小ホール

(ア) 負荷設備の更新

灯具は原則としてソケット、ケーブル、プラグを交換して既設流用とする。コンセントダクトは、筐体既設流用でコンセントのみの交換とする。床コンセント類は、舞台床張替のため筐体ごと更新する。

(イ) 調光設備の更新

耐用年数の過ぎた下記調光設備類の更新を行う。

主幹盤、分岐盤、調光器盤、調光操作卓、舞台袖操作盤、負荷モニターボード

(ウ) 配線の更新

負荷設備配線、信号用弱電配線を更新する。配管は原則として既設流用とするが、更新も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
【負荷設備】			
第1ボーダーライト	150WPS 球×45、フラッドライト L=9m 切替コンセントボックス：C20A コンセント×8×2 ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×2 平型用ケーブルカゴ×2 接続端子箱：60A-4P 平型用×2 2段式吊金具及びバトン	一式	167W LED フラッドライト (RGB+W) ×8 程度 コンセントボックス：C20A コンセント×2、DMX 出力コネクタ×1 ボーダーケーブル：8sq-5c・DMX 信号ケーブル：15m×1 接続端子箱：70A-8P 端子台・信号用端子台付×1 平型用ケーブルカゴ×1 は既設流用
第2ボーダーライト	150WPS 球×45、フラッドライト L=9m 切替コンセントボックス：C20A コンセント×8×2 ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×2 平型用ケーブルカゴ×2 接続端子箱：60A-4P 平型用×2 2段式吊金具及びバトン	一式	167W LED フラッドライト (RGB+W) ×8 程度 コンセントボックス：C20A コンセント×2、DMX 出力コネクタ×1 ボーダーケーブル：8sq-5c・DMX 信号ケーブル：15m×1 接続端子箱：70A-8P 端子台・信号用端子台付×1 平型用ケーブルカゴ×1 は既設流用
第3ボーダーライト	150WPS 球×45、フラッドライト L=9m 切替コンセントボックス：C20A コンセント×8×2 ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×2 平型用ケーブルカゴ×2 接続端子箱：60A-4P 平型用×2 2段式吊金具及びバトン	一式	167W LED フラッドライト (RGB+W) ×8 程度 コンセントボックス：C20A コンセント×2、DMX 出力コネクタ×1 ボーダーケーブル：8sq-5c・DMX 信号ケーブル：15m×1 接続端子箱：70A-8P 端子台付・信号用端子台付×1 平型用ケーブルカゴ×1 は既設流用
第1サスペンションライト	スポットライト：500W ハロゲンフレネル×12、500W ハロゲン平凸×12 フライダクト： C20A コンセント×24×1、L= 10.8m ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×3 平型用ケーブルカゴ×3 接続端子箱：60A-4P 平型用×3	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×24(12 回路・内直調 2 回路)交換、DMX コネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c・DMX 信号ケーブル×15m×3 接続端子箱：70A-8P 端子台・信号用端子台付×3 平型用ケーブルカゴ×3 は既設流用
第2サスペンションライト	スポットライト：500W ハロゲンフレネル×12、500W ハロゲン平凸×12	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	フライダクト： C20A コンセント ×24×1、L= 10.8m ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×3 平型用ケーブルカゴ×3 接続端子箱：60A-4P 平型用×3		フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×24(12 回路・内直調 2 回路)交換、DMX コネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c・DMX 信号ケーブル×15m×3 接続端子箱：70A-8P 端子台・信号用端子台付×3 平型用ケーブルカゴ×3 は既設流用
第3サスペンションライト	スポットライト：500W ハロゲンフレネル ×12、500W ハロゲン平凸×12 フライダクト： C20A コンセント ×24×1、L= 9.7m ボーダーケーブル：平型 8sq-9c×15m×3 平型用ケーブルカゴ×3 接続端子箱：60A-4P 平型用×3	一式	スポットライト：既設灯具のソケット、ケーブル、プラグ、ハンガーの交換 フライダクト：筐体流用で C20A コンセント×24(12 回路・内直調 2 回路)交換、DMX コネクタ×2 新設 ボーダーケーブル：8sq-9c・DMX 信号ケーブル×15m×3 接続端子箱：70A-8P 端子台・信号用端子台付×3 平型用ケーブルカゴ×3 は既設流用
スポットライト灯具	500W ハロゲンフレネル (上記 36 台中)	半数程度	リフレクターが焼けているものを交換
天井反射板ライト	300W ダウンライト×40 ボーダーケーブル：丸型 8sq-7c×15m×2 接続端子箱：60A×4P 丸型用×4	一式	56W LED DMX 信号制御 (電源ボックス、DMX 亘りケーブル付) ×40 ボーダーケーブル：8sq-3c×15m×2 DMX 信号ケーブル：15m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×4 信号用端子台付×4
アッパーホリゾントライト	300W ハロゲンフラッドライト×54 灯、 L=10.8m フライダクト：C20A コンセント×32 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×15m×2 接続端子箱：60A×4P 丸型用×2	一式	148W LED フラッドライト (RGB, LB+W) ×10 コンセントボックス：C20A コンセント ×2 (直 2 回路) ×2 DMX 信号出力コネクタ×1×2 ボーダーケーブル：8sq×5c×15m×2 DMX 信号ケーブル×15m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×2 信号用端子台付×2
ロアーホリゾントライト	200W ハロゲンフラッドライト×54 灯×1 列、L=11.8m プロアーコンセント：C30A×4×2	一式	148W LED フラッドライト (RGB, LB+W) ×10 プロアーコンセント：C20A コンセント ×2 (直 2 回路) ×2 DMX 信号出力コネクタ×1×2
タワーライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×8 コンセントダクト：C20A コンセント ×4×2 ボーダーケーブル：丸型 8sq-9c×15m×2 接続端子箱：60A×4P 丸型用×2		既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×8 組 コンセントダクト：筐体流用で全コンセント交換、DMX 信号出力コネクタ×1 個口 ボーダーケーブル：8sq×5c×15m×2 DMX 信号ケーブル×15m×2 接続端子箱：70A-8P 端子台付×2 信号用端子台付×2
フットライト	60WPS 球×60(4 色)埋込型×1、フラッド ライト L=9.0m 溝内コンセント：C20A コンセント×2	一式	灯具は既設同等で更新、コンセントは筐体流用でコンセント更新 但し、LED による提案も可とする (その場合は溝内コンセントも LED 灯具対応とする)
花道フットライト (上手・下手)	60WPS 球×18(2 色)引掛け型×2、フラッド ライト L=2.7m 溝内コンセント：C20A コンセント×2	一式	灯具は既設同等で更新、コンセントは筐体流用でコンセント更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
			但し、LED による提案も可とする（その場合は溝内コンセントも LED 灯具対応とする）
3F フロントサイドライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×24、750W ハロゲンエリプソイダル型×8 コンセントボックス：C20A コンセント×2×16、(平行 15A コンセント×1+DMX 信号出力コネクタ×1) ×2	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×32組 コンセントボックス：筐体流用で全コンセント交換
4F フロントサイドライト (上手・下手)	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×8 コンセントボックス：C20A コンセント×2×4	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×8組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換
シーリングスポットライト	スポットライト： 1kW ハロゲン平凸低騒音型×24 コンセントダクト：C20A コンセント×24×1 コンセントボックス：(平行 15A コンセント×1+DMX 信号出力×1) ×1	一式	既設灯具のソケット・ケーブル・プラグ・ハンガー交換×24組 コンセント：筐体流用で全コンセント交換
センターピン スポットライト	1kW クセノンビンスポットライト×2 同上用整流器×2 C30A コンセントボックス（直 2 回路）×2	一式	既設同等で更新
フロアーコンセント	舞台前：C30A コンセント×1×4 花道用：C30A コンセント×2×2 舞台袖：C30A コンセント×3×6 舞台奥：C30A コンセント×3×1	一式	既設同等で更新
上手袖コンセントボックス	C30A コンセント×8×1	1 個	既設同等で更新
舞台袖コネクタボックス	平行 15A コンセント×2（1 回路） DMX 入力コネクタ×1 DMX 出力コネクタ×1	2 個	C20A コンセント×2（直 1 回路） DMX 入力コネクタ×1 DMX 出力コネクタ×1
客席コネクタボックス	平行 15A コンセント×2（1 回路） DMX 入力コネクタ×1	1 個	C20A コンセント×2（直 1 回路） DMX 出力コネクタ×2
【調光設備】			
主幹盤	受電 3φ 4W 182/105V 50Hz kVA 総主幹 MCCB 4P 600AF/ 600AT	1 面	既設同等で更新
調光器盤	調光器 舞台用 IL 3kW×160 台 客席用 IL 2kW× 13 台 作業灯制御回路×一式 負荷表示用モニタートランス× 調光制御回路×一式 調光制御電源回路×一式	一式	下記仕様で更新 舞台用 IL 3kW ×111 台程度 (MCCB インテリジェント機能付) 舞台用直回路 MCCB 2P 50AF/20AT×28 台程度 客席用直回路 MCCB 2P 50AF/20AT×12 台程度 無停電電源装置×一式 その他は既設同等とする
調光操作卓	マスターフェーダ操作部×一式 メモリー操作部×一式 クロス操作部×一式 エフェクト操作部×一式 プリセットフェーダ（80ch）×3 段 データ表示ディスプレイ×一式 負荷選択回路及び制御部×一式 客席自動調光操作部×一式 作業灯スイッチ×3 個 フロッピーディスク装置×一式 他	一式	下記仕様で更新 制御チャンネル 1024ch 制御回路数 1024 回路 1000 シーンメモリー 外部記憶装置：USB フロッピーディスクは不要 その他は既設同等とする
プリセット盤	プリセットフェーダ（100ch）×3 段	一式	撤去

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	動作表示灯(2個)×3段		元の機能は調光操作卓に含む
ワイヤレス装置	なし	一式	ワイヤレス受信機×1台 ワイヤレス送信機×1台を新設
負荷モニター盤	負荷モニタ LED×個 (直回路/切替回路含む)	1面	LCD型の表示機能で更新 回路数は更新する調光器盤に合わせること
舞台袖操作盤	フリーフェーダ×10 客席自動調光操作部×一式 作業灯スイッチ×一式	1面	既設同等で更新
映写室調光操作盤	客席自動調光スイッチ×一式	1面	既設同等で更新
DMX パッチャック	DMX信号入出力コネクタ×一式 DMXパッチャックパネル×一式 電圧計・給電PL等×一式 直/調切替スイッチ×20 直回路ON/OFFスイッチ×18個	1面	筐体既設流用で内部のコネクタを既設同等で更新
調光モニタリング PC	デスクトップパソコン(関連ソフト付)×1台 15型LCDモニター×1台 プリンター×1台	一式	汎用ノート型PC(専用ソフト付)で更新
持込用分電盤	受電 1φ3W 100V/200V 50Hz 30kVA 主幹2 MCB3P 225AF/150AT×1 分岐2 MCB2P 50AF/30AT×6 主幹カムロック出力コネクタ×一式 主幹出力端子台(カムロックと並列)×一式	1面	既設流用とする
【小ホール移動器具】			
スポットライト類	1kWハロゲン平凸レンズスポット×8台 1kWハロゲンフレネルレンズスポット×6台 500Wハロゲン平凸レンズスポット×12台 500Wハロゲンフレネルレンズスポット×16台 500Wベビースポットライト×6台 500Wフットスポットライト×6台 ペーライト PAR64型×10台 ペーライト PAR36型×30台 575Wエリプソイダ尔斯ポット×2台 同上用レンズチューブ 26° ×2枚	一式	下記仕様で更新 1kWハロゲン平凸レンズスポット×8台 1kWハロゲンフレネルレンズスポット×6台 500Wハロゲン平凸レンズスポット×12台 500Wハロゲンフレネルレンズスポット×16台 ペーライト PAR64型×10台 ペーライト PAR36型×30台 575Wエリプソイダ尔斯ポット×2台
効果器類	1kWマシンスポット×3台 スパイラルマシン×2台 スライドキャリア×2台 カレイドマシン×2台 ディスクマシン×3台 フィルムマシン×1台 ターレットプレート×1台 先玉 4インチ×5、6インチ×4、8インチ×2、10インチ×2 ミラー ボール 吊型φ300×1台 置型φ240×φ400 楕円×1台 オーロラマシン×2台 波マシン×2台 ストロボ×1セット	一式	既設流用とする
スタンド・ハンガー類	ハイスタンド×4本 スタンド×12本 ベース×25個	一式	既設流用とする

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	自在ハンガー×6本（大ホール共有） ボーダーハンガー×10本		

(3) 舞台音響設備

ア 大ホール

(ア) 調整機器の更新

耐用年数の過ぎた下記調整機器類の更新を行う。

音響調整卓、調整室モニタースピーカ、入出力パッチ架、システム制御架、移動型周辺機器ワゴン、下手舞台袖集中盤架、ワイヤレスマイク装置

(イ) 出力系機器の更新

耐用年数の過ぎた下記出力系機器の更新を行う。

出力制御架、パワーアンプ架

(ウ) スピーカの更新

耐用年数の過ぎた下記スピーカ類の更新を行う。

プロセニアムスピーカ、サイドスピーカ、ステージフロントスピーカ、固定はね返りスピーカ、移動型スピーカ、諸室天井スピーカ

(エ) マイク類の更新

耐用年数の過ぎた下記マイク類の更新を行う。

ワイヤレスマイクロホン装置、吊マイクロホン装置、ケーブル、スタンド

(オ) インターカム設備の更新

耐用年数の過ぎたインターフォン設備の更新を行う。

(カ) 配線の更新

音響用信号配線を更新する。配管は原則として既設流用とするが、不足する場合は更新、増設等も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
音響調整卓	YAMAHA PM1D (CS1D + DSP1D-EX) コントロールサーフェイス： 56ch×4 レイヤー、最大 224ch 入力 パワーサプライ：専用電源ユニット 置台：特型、金属製	一式	YAMAHA CS-R10 程度で更新 制御用パソコン、タブレット PC、ワイヤレス LAN アクセスポイント、LED ミキサーライト置台共
調整室モニタースピーカ	モニタースピーカ (musikelectronic RL904) : 2WAY バイアンプ出力×2、天井吊り金具 オーディションモニタースピーカ (YAMAHA MSP5) ×2	一式	モニタースピーカは GENELEC 程度で吊り金具共更新 オーディションモニタースピーカは撤去とする
DSP 架 (システム制御架)	DSP エンジン×1 AD コンバータ×2 DA コンバータ×2 デジタル I/O ボックス×1 ワードクロックジュネレータ×1 ワードクロック分配器×1 サーバーCPU×1 ネットワークハブ×1	一式	下記仕様で更新 DSP ユニット×1 音声ネットワークカード (TL) ×1 音声ネットワークカード (Dante) ×1 ネットワークコントローラー×1 LAN スイッチ×3 SFP モジュール×3 LAN スイッチ×1

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
	電源制御部×2 外部接続端子盤×2 収納架×2		無停電電源×2 メイン電源制御部×1 端子部×1 収納架×1
周辺機器架	開演チャイム装置×1 出力リモートパネル×1 インカム装置×1 3点吊りマイクリモートパネル×1 エレベータマイク操作パネル×1 アンテナデバイダ×1 ワイヤレス受信機×2 ワイヤレス受信機×1 電源制御部×1 端子盤×1、収納架×1	一式	下記以外は既設同等で更新 ワイヤレス受信機はワイヤレスマイクに記載 【出力制御部】 スピーカープロセッサ×1 入力カード×2 出力カード×2 コントロールパネル×2 システムリモートパネル×1 データロガーマスター×1
入出力パッチ架	パッチパネル：XLR型 入出力パッチパネル：特型トグルスイッチ付 端子部、収納架	一式	下記仕様で更新 パッチパネル×1 入出力パッチパネル×2 入出力ユニットフレーム×1 アナログ入力カード×3 アナログ出力カード×2 デジタル入出力カード×1 音声ネットワークカード（TL）×1 マイクプリアンプ×1 端子部×1、収納架×1
周辺機器ワゴン-1	カセットデッキ×2、同ケース×1 MDレコーダ×2、同ケース×1 CDプレーヤ×2、同ケース×1 入出力コネクターパネル×1 電源制御部×1 端子盤×1、収納ワゴン×1	一式	カセットテープレコーダー×1 ラインコンバーター×1 CDプレーヤー×2 MD/CDプレーヤー×2 移動型ケースA×4 移動型ケースB×1 パッチパネル×1 電源ユニット×1 手元灯り×1 小物入れ引き出し×1 移動型置台（キャスター付）×1
周辺機器ワゴン-2	カセットデッキ×2、同ケース×1 MDレコーダ×2、同ケース×1 DATレコーダ×2、同ケース×1 入出力コネクターパネル×1 電源制御部×1 端子盤×1、収納ワゴン×1	一式	カセットテープレコーダー×1 ラインコンバーター×1 メモリー/CDレコーダー×2 オーディオレコーダー/プレーヤー×2 移動型ケースA×4 移動型ケースB×1 パッチパネル×1 電源ユニット×1 手元灯り×1 小物入れ引き出し×1 移動型置台（キャスター付）×1
パワーアンプ架（アンプ室）	パラメトリックイコライザA×3、同B×2 スピーカープロセッサA×12、同B×4、同C×2 パワーアンプA：775W×2ch×27、同B：350W×2ch×2 入出力ジャックパネル×5 出力コネクタパネル×5 電源制御部×5 端子盤×5、収納架×6	一式	新設したスピーカをドライブするのに適したパワーアンプ：適宜 デジタルマルチプロセッサー：適宜（アンプ組込も可とする） デジタル入出力カード：適宜 出力モニター：適宜 入出力ジャック盤：適宜 出力パッチ盤：適宜 その他：任意 収納架：EIA19インチ×適宜
パワーアンプ（調整室）	パラメトリックイコライザC×2 パワーアンプC：800W×2ch×8	一式	新設したスピーカをドライブするのに適したパワーアンプ：適宜

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
	出力コネクタパネル×2 電源制御部×1 端子盤×1、収納架×1		デジタルマルチプロセッサー：適宜 (アンプ組込も可とする) デジタル入出力カード：適宜 出力モニター：適宜 入出力ジャック盤：適宜 出力パッチ盤：適宜 その他：任意 収納架：EIA19 インチ×適宜
出力メーター パネル	特型 16 ポイント LED バーグラフメータ ×74ch	1面	新設したスピーカ出力に合わせて更新
プロセニアム スピーカ	2WAY バイアンプスピーカ (APOGEE FH2) ×4 サブウーハ (APOGEE AE-10) ×1 取付金具 前面化粧パネル	2組	下記仕様で更新 ラインアレイ型 (2~3 ウェイフルレンジ) ×5程度 サブウーハー×1 リギングバンパー：適宜 エクステンションバー：適宜 取付金具、前面化粧パネル
サイドスピーカ	2WAY バイアンプスピーカ (APOGEE FH2) ×6 サブウーハ (APOGEE AE-10) ×1 取付金具 前面化粧パネル	2組	下記仕様で更新 ラインアレイ型 (2~3 ウェイフルレンジ) ×6程度 サブウーハー×1 インフィルスピーカ×1 リギングバンパー：適宜 グランドスタックレッグ：適宜 取付金具、前面化粧パネル
固定 FB スピーカ	2WAY バイアンプスピーカ×1 取付金具	2組	既設同等で更新
ステージプロ ントスピーカ	10cm コーン型フルレンジスピーカ×7 取付金具×7、ネットグリル×7	一式	既設同等で更新
調光室・ビン スポット室モ ニタースピーカ	アンプ内蔵スピーカ：2WAY バイアンプ 壁取付用金具	6組	既設同等で更新
楽屋系スピーカ	天井埋込スピーカ (16cm フルレンジ) ×13 壁付アッテネータ×7	一式	既設同等で更新
ホワイエ・諸 室スピーカ	天井埋込スピーカ A (16cm フルレンジ) ×28、同 B (ハイインピーダンス) ×4 壁付アッテネータ×4	一式	既設同等で更新
3点吊マイク装 置	電動3点吊りマイク装置 (4ch型) ×1 リモコンボックス×1 取付金具	一式	既設同等で更新
2点吊マイク装 置	手動巻取式×1組	一式	電動式とし、リモコン操作を可とする
1点吊マイク装 置	電動1点吊りマイク装置	2組	既設のままとする
エアモニタ マイク装置	超指向性コンデンサー型マイク×1 防振型取付金具×1	2組	既設同等で更新
エレベータマ イク装置	油圧式	一式	既設のままとする
舞台袖集中盤 架	AD コンバータ×4 DA コンバータ×1 ワードクロック分配器×1 ネットワークハブ×1 入出力パッチパネル×4 マルチコネクタパネル×1 無停電電源×1 電源制御部×1、	一式	入出力ユニットフレーム×1 アナログ入力カード：適宜 アナログ出力カード：適宜 音声ネットワークカード：適宜 LAN スイッチ：適宜 SFP モジュール：適宜 コントロールパネル：適宜 パッチパネル×1

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
	端子盤×1、収納架×1		無停電電源部×1 電源制御部×1 端子部×1、収納架×1
舞台袖リモートパネル	特型、自照式スイッチ付、ITV・プロジェクタ電源、チャイムリモート	一面	
コンセント類	上手袖コネクタ盤×1 客席前通路コネクタ盤×1 客席前コネクタ盤×1 客席後コネクタ盤×1 舞台床マイクコンセント×6 舞台床マルチコンセント×2 舞台床 AC コンセント×2 オーケストラピット床コンセント×1 舞台床スピーカコンセント×2 2階席スピーカコンセント×2 多目的室スピーカコンセント×1	一式	多目的室スピーカコンセントは撤去 それ以外は既設同等で更新 既設で多目的室のみに出ているコンセントは音響調整室に移設すること
移動型周辺機器	グラフィックイコライザ(KLARK-TEKNIK DN-360)ケース入×1 グラフィックイコライザ(KLARK-TEKNIK DN-405)ケース入×4 グラフィックイコライザ(YAMAHA Q1131)×2、同ケース×1 グラフィックイコライザ(YAMAHA GQ1031B11)×4 同ケース×2 パラメトリックイコライザ(DN-405)×4 同ケース×1 電源ディストリビュータケース入×1 デジタルリバーブ(YAMAHA REV5)ケース入×1 デジタルリバーブ(YAMAHA SPX1000)×2 同ケース×1 デジタルディレイ(ROLAND SDE3000)×2、 同ケース×1 リミッタコンプレッサ(dbx166)×1 同ケース×1 カセットデッキ(112MK II)ケース入×2 DAT レコーダー(PCM2300)金具付×2 CD プレーヤー(CDP-P91)ケース入×2	一式	既設のまとめる 但し、舞台スタッフと協議し、今後不要なものは破棄する
移動型サブミキサー	ミキサー(MACKIE MS1402-VLZ)収納ケース付×1 ミキサー(MIDAS LEGEND3000-36)収納ケース付×1 同電源部×1、卓用ライト×4 MIDAS VENICE 240×1	一式	ミキサー(YAMAHA QL5程度)×1 手元灯×2 入出力ボックス(YAMAHA Rio3224-D2+Case)×1 タブレットPC×1 ワイヤレスLANアクセスポイント×1 収納ケース(QL5用)×1 ミキサー(YAMAHA TF1程度)×1 収納ケース(TF1用)×1 組立式コンソール台×1
移動型スピーカ	フットモニタースピーカ(TAGUCHI M-712)×6 ステージスピーカ(Turbo-Sound)×一式	一式	下記数量仕様で更新 2 ウェイバスレフ型スピーカ(12"ウーハー、スタンド型、フロアモニター兼用)×8 ステージスピーカは不要とし撤去のみ
吊マイク用マイクロホン	MSマイクロホン(SANKEN CMS-2)×2 同上用電源部×2 同上用マトリクスボックス×2 双指向性マイクロホン(SCHOPES CMC-58U)×1 单一指向性マイクロホン(SCHOPES CMC-54U)×1	一式	既設同等で更新

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
	エラスティックサスペンション×1 マトリクスアンプ×1		
ワイヤレスマイク	B 帯 800MHz4ch 受信機×2 ハンド型マイク×4 タイピン型マイク×2 ハンド型マイク(スイッチ付)×2 アンテナ×4 混合分配器×1	一式	ハンド型マイク×8 同上用ミュートスイッチ×8 タイピン型マイク×8 その他は既設同等で更新 (受信機は適宜ラックに組込)
インターラム	固定局：スピーカステーション×6 移動局：スピーカステーション P ボック ス入×2 ベルトパックステーション×5 ヘッドセット(片耳型)×5 コネクタプレート×4 電源部×1	一式	メインステーション×2 スピーカステーション A (KB-702GM+V-BOX) ×2 スピーカステーション B (KB-702+V-BOX) ×2 スピーカステーション C (KB702+BOX) ×1 ベルトパックステーション×5 ヘッドセット×11 グースネックマイク×4 インカムコネクタプレート×10 接続ケーブル 5m×5 接続ケーブル 10m×5 ヘッドセット延長ケーブル 3m×5
音場測定用コンピュータ	ノート型パソコン×1 USB オーディオインターフェース×1 測定用マイクロホン×2 測定ソフト×1	一式	既設のままとする
ケーブル類	マイクケーブル 1m×40 マイクケーブル 2m×40 マイクケーブル 3m×40 マイクケーブル 5m×20 マイクケーブル 10m×20 マイクケーブル 15m×20 スピーカケーブル(EP 用)5m×8 スピーカケーブル(EP 用)10m×8 スピーカケーブル(NL4 用)5m×10 スピーカケーブル(NL4 用)10m×10 スピーカケーブル(NL4 用) 15m×10 マルチケーブル 16ch5m×8 マルチケーブル 16ch10m×3 マルチケーブル 8ch5m×5 マルチボックス 16ch 用×4 パッチケーブル 0.45m×20 パッチケーブル 0.9m×20 パッチケーブル 1.8m×20 スピーカパッチケーブル 0.5m×20 スピーカパッチケーブル 1m×20 変換ケーブル各種一式	一式	CANARE EC03×10 CANARE EC05×10 CANARE EC10×20 CANARE EC15×20 CANARE 16C10-E3×4 CANARE 16C30-E3×2 CANARE 16C50-E3×2 CANARE 16J12F12(F77) ×2 CANARE EC003×20 CANARE EC005×50 CANARE EC01×30 CANARE EC02×20 CANARE DAC05×10 CANARE DAC10×10 CANARE 16C01-E3-SA×4 CANARE SC01-NL-SB×4 CANARE SC02-NL-SB×4 CANARE SC05-NL×10 CANARE SC10-NL×20 CANARE SC20-NL×10 digicom 6AEE-CAT6ASTP-2m×10 digicom 6AEE-CAT6ASTP-5m×6 digicom 6AEE-CAT6ASTP-10m×2
マイクロホン類	SHURE SM58 ×12 HURE BETA57 ×6 SHURE SM58S ×3 Audio-technica AT857QMLa (グーズネットタイプ) ×2 AKG C451E ×2 SONY C-38B ×3	一式	下記程度で更新 SHURE SM58-LCE ×10 SHURE SM57-LCE ×10 SHURE SM58SE ×6 SENNHEISER e845 ×4 SENNHEISER MD-441U ×2 SHURE BETA52A-X ×2 AKG C451B ×6 SONY C-38B ×2

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
			SHURE MX415RLP/C×4 SHURE MX400DP-X×4 SENNHEISER e906×4 audio-technica AT961Ra×5 Radial J48×4 Radial Trim2×4
マイクスタンド類	K&M ST210 ×12 K&M ST259 ×8 MF-18TM (800~1,416mm) ×6 MF-34T (430~875 mm) ×6(内2本はマイク置きで使用) RAMSA ストレート WN-5100B ×2 TOMOCA 卓上ベース DS-20K ×4 SONY 卓上ベース A-12 ×6 XLR付フレキアダプター ×9(内1本はMC卓で使用)	一式	下記程度で更新(できるだけ重いものとする) TOA ST-310F×10 K&M ST201/2B×10 K&M ST210/2B×10 K&M ST259B×10 Fostex SF20C+P20C×10 SHURE G12+S37A×10 AKG ST45×10 TOMOCA 1/2(BTS)-XXX×10 TOMOCA BS-30LC×2
ダイレクトボックス	BSS AR116 ×2 (006P only) COUNTRYMAN TYPE85 ×2台	一式	既設同等で更新
トランスボックス	特型 2ch 600Ω:600Ω×2 特型 2ch 600Ω:10kΩ×2	一式	既設同等で更新
フェーダーボックス	1ch型ストローク 100mm×1 2ch型ストローク 100mm×2 カフボックス×1	一式	既設同等で更新

イ 小ホール

(ア) 調整機器の更新

耐用年数の過ぎた下記調整機器類の更新を行う。

音響調整卓、入出力パッチ架、システム制御架、舞台袖操作架

移動型周辺機器ワゴン

(イ) 出力系機器の更新

耐用年数の過ぎた下記出力系機器の更新を行う。

パワーアンプ架

(ウ) スピーカの更新

耐用年数の過ぎた下記スピーカ類の更新を行う。

プロセニアムスピーカ、サイド補助スピーカ、ステージフロントスピーカ、固定FBスピーカ、ステージスピーカ、運営系スピーカ

(エ) マイク類の更新

耐用年数の過ぎた下記マイク類の更新を行う。

3点吊りマイク装置、エアモニターマイク装置、ダイナミックマイク、コンデンサーマイク

(オ) インターカム設備の更新

耐用年数の過ぎたインターラム設備の更新を行う。

(カ) 配線の更新

音響用信号配線を更新する。配管は原則として既設流用とするが、不足する場合は更新、増設等も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
音響調整卓	YAMAHA PM1D (CS1D + DSP1D-EX) コントロールサーフェイス： 56ch×4 レイヤー、最大 224ch 入力 パワーサプライ：専用電源ユニット 置台：特型、金属製	一式	YAMAHA CS-R5 程度で更新 制御用パソコン、タブレット PC、ワイ ヤレス LAN アクセスポイント、LED ミ キサーライト置台共
調整室モニタースピーカ	モニタースピーカ (JBL LSR32L/R) : 2WAY バイアンプ出力×2、天井吊り金具 オーディションモニタースピーカ (YAMAHA MSP5) ×2	一式	モニタースピーカは吊り金具共既設同 等で更新 オーディションモニタースピーカは撤 去とする
DSP 架 (システム制御架)	DSP エンジン (YAMAHA DSP1D-EX) ×1 AD コンバータ (YAMAHA AI8-ML8) ×4 DA コンバータ (YAMAHA AO8-DA8) ×2 デジタル I/O ボックス (YAMAHA DIO8+ (MY8-AE×3)) ×1 ワードクロックジュネレータ ×1 ワードクロック分配器 ×1 サーバーCPU ×1 ネットワークハブ ×1 操作用コンピュータ (Notebook N600c) ×1 電源制御部 ×2 外部接続端子盤 ×2 収納架 ×2	一式	下記仕様程度で更新 DSP ユニット (YAMAHA DSP-RX+ネットワークカ ード) ×1 音声ネットワークカード (Dante) ×1
周辺機器架	開演チャイム装置 ×1 出力リモートパネル ×1 インカム装置 ×1 3点吊りマイクリモートパネル ×1 エレベータマイク操作パネル ×1 アンテナデバイダ ×1 ワイヤレス受信機 ×2 ワイヤレス受信機 ×1 電源制御部 ×1 端子盤 ×1、収納架 ×1	一式	下記以外は既設同等で更新 ワイヤレス受信機はワイヤレスマイクに記載 【出力制御部】 スピーカープロセッサ ×1 入力カード ×2 出力カード ×2 コントロールパネル ×2 制御用パソコン ×1 ネットワークコントローラー ×1 LAN スイッチ：適宜 SFP モジュール：適宜 オーディオルーター：適宜 Dante カード：適宜 SRC/DSP カード：適宜 開演ブザー装置 ×1 システムリモートパネル ×1 メイン電源制御部 ×1 端子部 ×1、収納架 ×1
入出力パッチ架	パッチパネル：XLR 型 入出力パッチパネル：特型トグルスイッ チ付 ×1 HA ユニット ×1 端子部、収納架	一式	下記仕様程度で更新 マイクプリアンプ ×1 パッチパネル ×1 入出力パッチパネル ×1 入出力ボックス ×1 無停電電源部 ×1 端子部 ×1、収納架 ×1
周辺機器ワゴン-1	出力リモートパネル マスターシンクジェネレータ 開演チャイム装置 カセットテープレコーダ (TASCAM 112MK II) ×2 CD プレーヤ (TASCAM CD-450+LA540) ×2 MD プレーヤ (TASCAM MD-801RMK II) ×2 パワーアンプ (YAMAHA PC3500) ×1	一式	下記仕様程度で更新 カセットテープレコーダー ×1 ラインコンバーター ×1 CD プレーヤー ×2 MD/CD プレーヤー ×2 移動型ケース A ×4 移動型ケース B ×1 パッチパネル ×1

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
	吊マイク用リモートコンセント×1 電源制御部×1 端子盤×1、収納ワゴン×1		電源ユニット×1 手元灯り×1 小物入れ引き出し×1 移動型置台(キャスター付)×1
周辺機器ワゴン-2	カセットテープレコーダ (TASCAM 122MKIII)×2 DAT (TASCAM DA45-HR)×2 電源制御部×1 端子盤×1、収納ワゴン×1	一式	下記仕様程度で更新 カセットテープレコーダー×1 ラインコンバーター×1 メモリー/CD レコーダー×2 オーディオレコーダー/プレーヤー×2 移動型ケース A×4 移動型ケース B×1 パッチパネル×1 電源ユニット×1 手元灯り×1 小物入れ引き出し×1 移動型置台(キャスター付)×1
パワーアンプ架	スピーカプロセッサ A (Meyer M-1A/W) ×6、 同 B (Meyer P-1A/W) ×2 同 C (Meyer B-2EX/W) ×2 パワーアンプ A (YAMAHA PC5500) ×11 同 B (YAMAHA PC3500) ×5 同 C (YAMAHA XM4220) ×2 入出力ジャックパネル×3 出力コネクタパネル×3 電源制御部×3 出力メーターパネル×1 端子盤×3、収納架×3	一式	下記仕様程度で更新 新設したスピーカをドライブするのに適したパワーアンプ：適宜 デジタルマルチプロセッサー：適宜 (アンプ組込も可とする) デジタル入出力カード：適宜 出力モニター：適宜 入出力ジャック盤：適宜 出力パッチ盤：適宜 出力トランス部：適宜 スピーカ出力制御部：適宜 出力メーターパネル：新設したスピーカ出力に合わせて更新 その他：任意 電源制御部：適宜 端子部：適宜 収納架：EIA19 インチ×適宜
プロセニアムスピーカ	2WAY バイアンプスピーカ (Meyer UPA-1C) ×4 取付金具 前面化粧パネル	2組	下記仕様程度で更新 ラインアレイ型 (2~3 ウェイフルレンジ) ×3 程度 リギングバンパー：適宜 取付金具、前面化粧パネル
サイドスピーカ	2WAY バイアンプスピーカ (Meyer UPM-1) ×1 取付金具	2組	下記仕様程度で更新 2 ウェイインテグレーテッドトレポゾイド型(15" ウーハー) ×1 取付金具共
固定 FB スピーカ	2WAY スピーカ (Electro-Voice Sx300) ×1 取付金具	2組	既設同等で更新
ステージフロントスピーカ	10cm コーン型フルレンジスピーカ (FOSTEX FE107E) ×6 取付金具×6、ネットグリル×6	一式	既設同等で更新
移動型スピーカ	ステージスピーカ (Meyer UPA-1C×2, USW-1×1) ×2 スタンド兼フットモニタースピーカ (Electro-Voice Sx300) ×2 小型スピーカ (BOSE 101MM STAGE) ×2 小型スピーカ (BOSE 101MM STAGE) ×1	一式	下記仕様程度で更新 2 ウェイバスレフ型スピーカ (12" ウーハー, スタンド型、フロアモニター兼用) ×4 2 ウェイバスレフ型スピーカ (10" ウーハー) ×2 2 ウェイバスレフ型スピーカ (10" ウーハー) ×6 サブウーハー (15") ×2 リギングバンパー×2 移動台車×2

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
調光/映写室スピーカ	アンプ内蔵スピーカ(YAMAHA MSP5)×1 壁取付用金具	2組	既設同等で更新
楽屋系スピーカ	天井埋込スピーカ(TOA CM1860+CP184)×13 壁付アッテネータ×7	一式	既設同等で更新
3点吊マイク装置	電動3点吊りマイク装置(4ch型)×1 リモコンボックス×1 取付金具	一式	既設同等で更新
エアモニターマイク装置	超指向性コンデンサー型マイク×1 防振型取付金具×1	2組	既設同等で更新
舞台袖ワゴン	ミキサー(YAMAHA MV1000+YBA1000)×1 カセットテープレコーダー(TASCAM 302)×1 CDプレーヤー TASCAM(CD-450+LA540)×1 MDレコーダー(TASCAM MD-501)×1 MDレコーダー(TASCAM MD-350)×1 入出力コネクタパネル×2 外部接続コネクタパネル×1 パワー・ディストリビューター×1 電源制御部×1、 端子盤×1、収納ワゴン×1	一式	下記仕様程度で更新 デジタルミキサー(YAMAHA TF1程度)×1 MD/CDプレーヤー×1 カセットテープレコーダー×1 メモリー/CDレコーダー×1 手元灯×1 パッチパネル×1 システムリモートパネル×1 コントロールパネル×2 LANスイッチ:適宜 SFPモジュール:適宜 ダイナミック型マイク×1 卓上型スタンド×1 フェーダーボックス×1 収納架×1
チャイムリモートパネル	特型	1面	既設同等で更新
コンセント類	舞台袖コネクタ盤×2 舞台奥コネクタ盤×2 客席中央コネクタ盤×1 客席後部コネクタ盤×1 舞台袖ワゴン接続盤×1 マイクコンセントA×4 マイクコンセントB×4 マイクコンセントC×1 スピーカコンセント×2 フロアマイクコンセント×3 フロアスピーカコンセント×2	一式	既設同等で更新
吊マイク用マイクロホン	MSマイクロホン(SANKEN CMS-2)×2 同上用電源部×2 同上用マトリクスピックス×2	一式	下記仕様程度で更新 SENNHEISER MKH8040+MZS8000×2
ワイヤレスマイク	B帯800MHz2ch受信機×3 ハンド型マイク(SONY WRT-856)×4 タイピン型マイク(SONY WRT-850)×2 ハンド型マイク(スイッチ付 SONY WRT-810)×2 アンテナ×4 混合分配器×1	一式	ハンド型マイク×6 ミュートスイッチ×6 タイピン型マイク×6 ヘッドウォーン型マイクロホン×4 その他は既設同等で更新 (受信機は適宜ラックに組込)
インターラム	固定局:スピーカステーション×6 移動局:スピーカステーションPボックス入×2 ベルトパックスステーション×5 ヘッドセット(片耳型)×5 コネクタプレート×4 電源部×1	一式	メインステーション(MS-702)×1 スピーカステーションA(KB-702GM+V-BOX)×2 スピーカステーションB(KB-702+V-BOX)×1 スピーカステーションC(KB702+BOX)×1 ベルトパックスステーション(RS-702)×6

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
			ヘッドセット(CC-100)×9 グースネックマイク(GM-18)×3 インカムコネクタプレート×6 接続ケーブル5m×3 接続ケーブル10m×3 ヘッドセット延長ケーブル3m×3
ケーブル類	マイクケーブル1m×40 マイクケーブル2m×40 マイクケーブル3m×40 マイクケーブル5m×20 マイクケーブル10m×20 マイクケーブル15m×20 スピーカケーブル(EP用)5m×8 スピーカケーブル(EP用)10m×8 スピーカケーブル(NL4用)5m×10 スピーカケーブル(NL4用)10m×10 スピーカケーブル(NL4用)15m×10 マルチケーブル16ch5m×8 マルチケーブル16ch10m×3 マルチケーブル8ch5m×5 マルチボックス16ch用×4 パッチケーブル0.45m×20 パッチケーブル0.9m×20 パッチケーブル1.8m×20 スピーカパッチケーブル0.5m×20 スピーカパッチケーブル1m×20 変換ケーブル各種一式	一式	CANARE EC03×10 CANARE EC05×10 CANARE EC10×20 CANARE EC15×20 CANARE 16C10-E3×4 CANARE 16C30-E3×2 CANARE 16J12F12(F77) ×4 CANARE EC003×20 CANARE EC005×30 CANARE EC01×30 CANARE EC02×10 CANARE DAC05×10 CANARE DAC10×10 CANARE 16C01-E3-SA×4 CANARE SC01-NL-SB×4 CANARE SC02-NL-SB×4 CANARE SC05-NL×10 CANARE SC10-NL×10 CANARE SC20-NL×6 digicom 6AEE-CAT6ASTP-2m×10 digicom 6AEE-CAT6ASTP-5m×6 digicom 6AEE-CAT6ASTP-10m×4
マイクロホン類	SONY C-38B×2 AKG C451B×6 SHURE SM58-LCE×10 SHURE SM57-LCE×10 SENNHEISER MD-441U×2 SENNHEISER MD-421II×6 AUDIO-TECHNICA AT875CMLa+AT8655 48V昇圧ユニット(AKG用)×4 ステレオヘッドホン×2 除湿収納庫×2	一式	SHURE SM58-LCE×10 SHURE SM57-LCE×10 SHURE SM58SE×6 SENNHEISER e845×6 SENNHEISER MD-421II×4 AKG C451B×6 SONY C-38B×1 SHURE MX415RLP/C×2 SHURE MX400DP-X×2 audio-technica AT961Ra×3 Radial J48×4 Radial Trim2×2
マイクスタンド類		一式	TOA ST-310F×10 K&M ST201/2B×10 K&M ST210/2B×8 K&M ST259B×8 Fostex SF20C+P202C×8 SHURE G12+S37A×8 AKG ST45×8 TOMOCA 1/2(BTS)-XXX×8 TOMOCA BS-30LC×1
ダイレクトボックス	BSS AR116×2(006P only) COUNTRYMAN TYPE85×2台	一式	既設同等で更新
トランスボックス	特型2ch 600Ω:600Ω×4 特型2ch 600Ω:10kΩ×4	一式	既設同等で更新
フェーダーボックス	1ch型ストローカ 100mm×1 2ch型ストローカ 100mm×2 カフボックス×1	一式	既設同等で更新

ウ 大ホールITV設備

大ホールの ITV 設備機器、信号線を更新する。配管は原則として既設流用とするが更新も可とする。既設 ITV 架は多目的室に設置されているが、多目的室は男子トイレに改修するので、別途に設置する場所を選定すること。カメラのリモートコントローラーは舞台音響スタッフが操作しやすい場所に設けることが望ましい。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
ITV カメラ	客席カメラ(ズーム旋回式ドーム型、取付金具付)×1 正面固定カメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1 上手袖カメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1 ホワイエカメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1	一式	既設同等で更新
ITV カメラ旋回台コントローラ	電源制御(主電源、カメラ電源、ワイパー)、レンズ制御、旋回台制御	一式	既設同等で更新
ITV 機器	ラインコンバータ×1 音声分配器×1 3波変調器×2 混合器×1 増幅器×1 分配器×1 モニターテレビ×2 取付金具×2 カメラ電源ユニット×1 電源制御部×1 端子盤×1、収納架×1	一式	カメラコントローラー×1 スライドトレー×1 マルチユニット A×1 マルチユニット B×1 HD-SDI 分配器×2 ワイドレンジリレー切替器×2 アナログ RGB 映像/音声スイッチャー×2 リモートコントローラー×2 4分割ユニット×1 映像モニター×2 SDI to HDMI 変換器×2 SDI-DA 変換器×1 ビデオパッチパネル 特型×1 LAN スイッチ×2 電源ユニット×1 端子部×1、収納架×1 【ヘッドエンド機器】 変調器×2 混合分配器等×1 電源ユニット×1 収納架×1
ITV コンセント	テレビ端子×3 中継型直列ユニット×24 端末型直列ユニット×8 マイクコンセント×8	一式	既設同等で更新
モニターテレビ	諸室 ITV 設備に記載	一式	諸室 ITV 設備に記載

エ 小ホールITV設備

小ホールの ITV 設備機器、信号線を更新する。配管は原則として既設流用とするが更新も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
ITV カメラ	正面固定カメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1 上手袖カメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1 ホワイエカメラ(手動ズームレンズ、取付金具付)×1	一式	既設同等で更新
モニターテレビ	諸室 ITV 設備に記載	一式	諸室 ITV 設備に記載

才 諸室ITV設備

諸室の ITV 設備機器、信号線を更新する。配管は原則として既設流用とするが更新も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
モニターテレビ	15型液晶テレビ(取付金具付)×33	一式	各モニターとも、SDI to HDMI 変換器、リモートコントローラー、取付金具付きとする 【大ホール】 下手舞台袖モニター(21.5型)×2 音響室モニター(19型)×1 調光室モニター(19型)×1 多目的室(男子便所に改修のため適宜移設)×2 樂屋(19型)×7 【小ホール】 下手舞台袖モニター(21.5型)×2 音響室モニター(19型)×1 調光室モニター(19型)×1 樂屋(19型)×3 【会議室】モニター(19型)×4 【管理事務室】モニター(19型)×2 【舞台技術者控室】モニター(21.5型)×2 【中央監視室】モニター(19型)×2 【清掃員控室】モニター(19型)×2 【防災センター】モニター(19型)×1

力 大ホール映像設備

大ホールの映像設備機器、信号線を更新する。配管は原則として既設流用とするが更新も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
ビデオプロジェクタ	DLP 方式、7000ANSI ルーメン×1 長焦点ズームレンズ×1 天井吊り金具×1 入出力パッチ盤×1	一式	プロジェクター(3チップ DLP 方式 4K DMD、20,000 ANSI ルーメン以上) ズームレンズ×1 HDMI 光延長受信器×1 置台×1
映像機器ワゴン		一式	マルチメディアプレーヤー(BD, SD, USB 対応)×1 デジタルマルチスイッチャー(対応信号 4K60p)×1 HDMI 信号延長器(対応信号 4K60p、送受信機)×1 手元灯×1 モニターディスプレイ×1

			接続コネクターパネル×1 小物入れ引き出し×1 電源ユニット×1 移動型ワゴン×1
映像ケーブル類		一式	HDMI ケーブル、HDMI 信号延長器、HDMI 信号延長ケーブル、ビデオ変換プラグ ビデオパッチケーブル、同軸ケーブル 等、システム構築に必要なケーブル類

キ 集会室音響設備

集会室の音響機器、信号線を更新する。配管は原則として既設流用とするが更新も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
ミキサー	ミキサー：12 入力(モノ 2ch、ステレオ 4ch YAMAHA MG-12)	1 台	既設同等で更新
卓上型アンプ	30W×5 局(TOA TA-2030)	2 台	既設同等で更新
天井スピーカ	16cm フルレンジ	10 台	既設同等で更新
コネクタ盤類	マイクコネクタプレート(XLR3×4)	1 個	既設同等で更新
ワイヤレスマイク	TOA WA-2700(マイク 2 本付) (他の諸室と兼用)	2 組	既設同等で更新
ワイヤレスマイク	Panasonic WX-230C (マイク 2 本付) (他の諸室と兼用)	2 組	既設同等で更新
マイクロホン	SHURE SM58	3 本	既設同等で更新
マイクスタンード類	ストレート型×3、ブーム型×2 卓上型×4	一式	既設同等で更新
コード類	NEUTRIK NC*MX (マイクロホン専用)	3 組	既設同等で更新

ク 難聴者補聴設備

移動式の難聴者補聴設備を新設すること。FM 式とし、シルエットインダクターで難聴者持参の T モード付補聴器に送信できるものとする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
難聴者補聴設備	なし	一式	移動型 FM 式補聴設備 トランスマッターミキサー×1 移動ケース×1 送信機×2、三脚スタンド×2 受信機×16 シルエットインダクター×16 骨伝導式ヘッドフォン×16 充電池×16、充電器×1

10 備品に関する要求水準

(1) 基本方針

現在本施設には様々な備品が存在する。市が初度調便で調達したもの、中間で調達したもの、市が別途指定する指定管理者の調達したもの、再委託先が任意で置いているものが混在している状態である。本改修事業においては、原則として市と指定管理者が調達した備品に関して、今後事業終了まで使うのには支障があ

ると思われるものを初期整備にて更新すること。但し、指定管理者が独自に管理している備品については、特定の室にまとめておき、その室内の備品については、事業者は閲知する必要のないものとする。事業期間途中で維持管理上必要となつた備品については、原則として市が別途指定する指定管理者の所掌する指定管理料の範囲で調達を行うこととする。ただし、事業者独自の管理業務等に必要なものは、事業者自らが調達するものとする。

(2) 改修期間中の扱い

初期整備開始前に市が別途指定する指定管理者は、自らの所掌する備品を管理するために、特定の室に移動する。事業者はその他の備品を事業期間中所掌すること。情報提供する備品リストは、可能な限り網羅しているが不完全な部分もあると思われるため、完全に現物と整合しているものではない。事業者は設置場所において現物とリストを突合させ、数量の確認、漏れがないかなどを確認すること。なお、リストに無く現物が存在するものについては、必要なものであれば既設流用、不要なものであれば廃棄とする。

改修期間中は、備品を工事にて毀損されない場所に移動すること。移動できないアート作品等は養生を行う。

湯飲茶碗、くず入れなどの軽微なものは、善良なる管理者としての注意義務により保管、再設置等を行うこと。

(3) 更新する備品の選定

更新する備品に関しては、既設同等を原則とするが、調達時製作物であった什器等を既製品に変更しているものもある。再調達する際のグレードの目安として価格を提示しているので、定価ではなく実売価格として適切なものを選定すること。また、選定に際しては市に確認を行うこと。

下表の備品に関しては、改修仕様に準じること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ホール舞台階段	大ホール：2台 小ホール：2台 框に対して法線方向に昇降する移動型 踏面が浅く高齢者には昇降しづらい	一式	框に対して、昇降路を平行とし、踏面を深く取って勾配を緩くすること 着脱式の手摺を設けること
指揮者台	大ホール：1台 小ホール：1台 手摺なし	一式	大小ホール共に手摺付とすること

(4) 疑義の解決

備品リストには載っているが、発見できないものがあった場合は、工事着手前に市に報告すること。また、電気製品の中で既に壊れていて使えないものが、廃棄処分されずに倉庫に残っている場合がある。そういうものは、リスト上は更新となっていても、更新不要な場合があるので、市に確認し、市が廃棄処分を行

うまで一時保管すること。

第4 開館準備業務

1 基本方針

事業者は、施工完了後、本施設の供用開始がなされるまでの間、本施設のリニューアルオープンが円滑かつ効果的に遂行できるよう、指定管理者と緊密に連携しつつ、必要な準備業務の支援に取り組むものとする。

2 業務実施に係る条件等

(1) 業務の範囲

事業者は、次の項目について開館準備業務を行うものとする。

- ア 開館に向けた試運転等の支援業務
- イ 開館準備期間における維持管理業務
- ウ 維持管理体制の確立及び業務担当者の教育訓練
- エ その他市の開館準備業務の支援および調整業務等

(2) 業務期間

令和6年10月1日～令和6年12月31日まで

3 開館準備業務に係る要求水準

(1) 業務内容

開館準備に係る業務として、事業者は次の業務を行う。

- ア 開館に向けた試運転等の支援業務
市及び指定管理者が実施する開館準備業務が円滑に遂行できるよう、維持管理業務を中心に支援・協力をを行う。
- イ 開館準備期間における維持管理業務
「第5 維持管理業務」に記載する業務のうち、開館準備期間中に必要となる業務全般につき、市及び指定管理者と協議のうえ、業務を行う。

ウ 維持管理体制の確立及び業務担当者の教育訓練

事業者は、開業準備を実施するに当たり、維持管理業務に係る業務従事者を配置し、リニューアルオープンまでに、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項についての教育訓練を行い、供用開始後直ちに円滑な維持管理を実施すること。

また、作成した各種マニュアルの内容について、リニューアルオープンまでに、業務従事者等への周知徹底を図ること。

エ その他市の開館準備業務の支援および調整業務等

その他、市及び指定管理者が実施する開館準備業務に当たり、必要に応じて連絡調整を行うこと。また、災害時に円滑な対応ができるよう、開館準備業務中に、施設の解除方法など、市および指定管理者に対して関連する必要

な設備・機器の操作説明等を十分に行うこと。

(2) 市が行う業務

開館準備に係る業務として、市（指定管理者を含む）は次の業務を行う。なお、これらの業務については市の費用と責任において実施する。

ア 事務所の移転業務

指定管理者は、仮事務所からの引越しに必要な備品の搬出及び搬入等の業務を行う。

イ リハーサルの実施

本施設のリニューアルオープン後も円滑にイベント等が実施されるよう、リハーサルを実施する。

ウ リニューアル後の施設利用貸出業務・チケット等販売業務

本施設のリニューアルオープン後、イベント等を実施する施設利用者への施設利用貸出の予約業務や、イベント等のチケット販売業務等を行う。

エ リニューアルに関する広報業務

総合パンフレットの作成等、文化会館のリニューアルをより多くの人にPRするとともに、リニューアルオープン後の集客につながる広報活動を積極的に行う。

(3) 提出書類等

ア 業務着手前

(ア) 開館準備業務計画書

開館準備業務は業務の開始までに、開館準備業務に関する計画書（以下「開館準備業務計画書」という）を作成し、市の承認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市及び指定管理者と協議を行うこと。

(イ) 開館準備業務に係る実施体制

開館準備業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。なお、体制に係る報告は、開館準備業務計画書の提出とあわせて提出すること。

イ 業務実施後

(ア) 開館準備業務に係る報告書

開館準備業務計画書に基づいて実施した内容及び結果について、業務終了後 10 開庁日以内に市に提出すること。報告内容については、別途市と協議を行い定めるものとする。

(イ) 施設管理台帳

施設管理台帳を整備・保管し、市の要請に応じて提示すること。また、

当該台帳は、供用開始後も活用できるものとすること。

3 開館準備業務に関する留意事項

開館準備業務に関する留意事項は以下のとおりである。

- ・ リニューアルオープン後の維持管理業務が適切に実施できるよう、開館準備期間中に十分な準備を行うこと。
- ・ 指定管理者が行う、リニューアルに関する広報業務・リハーサル等が円滑に遂行されるよう、指定管理者や関係事業者と連絡調整を行い、支援すること。
- ・ 市と指定管理者との協議に参加すること。

第5 維持管理業務

1 基本方針

事業者は、業務期間において、本要求水準書に従い、本施設及び建築設備などの機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持するものとする。

なお、本書に記載のない事項については、「国土交通省官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）」を参考とし、業務を履行すること。

2 業務実施に係る条件等

(1) 業務の範囲

事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。業務の実施にあたっては、実施体制、実施工程を考慮した維持管理業務計画書を作成し、関係法令及び本要求水準書並びに設計図書に定める事項を遵守し、市と協議したうえで、維持管理業務に努めるものとする。

なお、大規模修繕については、本事業期間においては想定していないため、維持管理業務には含まない。但し、事業提案として長期修繕計画の提出を受けるものとする。なお、大規模修繕以外で事業期間中に発生する修繕業務は、備品・什器については市又は指定管理者が行い、それ以外の設備及び建物については、原則として、事業者が実施するものとする。

- 建築物保守管理業務
- 設備運転保守管理業務
- 清掃業務
- 警備保安管理業務
- 建築物環境衛生管理業務
- 外構・駐車場保安管理業務
- 樹木等剪定管理業務
- 舞台機構保守点検業務
- 舞台照明設備保守点検業務
- 舞台音響設備保守点検業務
- 劇場用椅子保守点検業務

(2) 業務期間

令和7年1月1日～令和17年3月31日まで

3 維持管理業務に係る要求水準

(1) 建築物保守管理業務

ア 業務対象

建築物の屋根、外壁、建具（内部、外部）、天井、内壁、床及び階段等各部位

イ 業務内容

事業者は、「第3 設計・改修業務」に示す施設の性能及び機能を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるよう、建築物各所の点検・修繕・更新を行うこと。

(ア) 日常（巡視）保守点検業務

建築物が正常な状況にあることを、現場を巡回して目視等により観察し、異常を感じた時には正常化に向けた措置を行う。

(イ) 定期保守点検業務

建築物が正常な状況にあることを目視等の他、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物の各部位を常に最良な状態に保つものとする。

(ウ) 修繕業務

業務計画書及び必要に応じて、修繕・更新を行うこととする。修繕対象は、指定管理者の所掌する什器・備品等の物品を除き、建物・設備等の施設とする。初期整備で修繕・更新等を行ったものに限らず、初期整備で既設のままとしたものも含め、施設全般で不具合の出たものの修繕・更新を行う。但し、事業期間中で上限予算を 2500 万円とし、それを各年度で適切な金額に割り振ること。

令和9年度には蓄電池の更新を行う必要があるので、それを除くと年額約 170 万円となるが、初期整備直後の5年間は低めに抑え、後半5年間を漸次大きくしていくなどの配分を考慮すること。

その他、修繕の必要が生じた場合には市との協議を行い、妥当と判断されるものについては市が費用を負担する。

ウ 要求水準

(ア) 建築物一般に関する事項

点検等により、修理等が必要と判断される場合は、来館者への影響が極力少なくなるよう配慮して速やかに作業を行うこと。また、必要に応じて市と協議すること。なお、各項目におけるひび割れ、変退色等については、初期整備において修繕等を行った部位に限って事業者において対応する必

要がある。

a 屋根

- 漏水がない状態を保つこと。
- ルーフドレン及び樋等の詰まり、水漏れがないこと。
- 金属部分がさび、腐食していないこと。
- 仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
- 落ち葉の集積及び汚れを除去すること。

b 外壁

- タイルの浮き、剥落、ひび割れ、変退色等がないこと。
- コンクリート部分にひび割れ等がないこと。

c 建具（金属製建具を含む）

- 可動部がスムーズに動くこと。
- 設計図書に定められた水密性、気密性、耐風圧性が保たれていること。
- ガラスが破損、ひび割れしていないこと。
- 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- 開閉・施錠装置が正常に作動すること。
- 金属部分がさび、腐食していないこと。
- 変形、損傷、色あせ等がないこと。
- 結露、かびの発生がないこと。
- 腐食や災害等による修理や補修が必要となった場合の修理・是正をすること。

d 天井・内壁

- 仕上げ材の浮き、剥離、ひび割れ、変退色等がないこと。
- ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。
- 塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。
- 機密性を要する部屋において性能が保たれていること。
- 結露、かびの発生がないこと。

e 床

- ひび割れ、浮き、摩耗、剥がれ等がないこと。
- 防水性能を有する部屋において漏水がないこと。
- 歩行及び什器・展示物運搬等に支障がないこと。

f 階段

- ひび割れ、浮き、摩耗、剥がれ等がないこと。

- ・ 通行に支障・危険がないこと。
- ・ 手すりにぐらつき等の問題がないこと。

g トイレ

- ・ 各ブース、洗面カウンター、化粧鏡等が破損、ひび割れしていること。
- ・ 液体石鹼自動供給装置、ハンドドライヤー等の設備が支障なく使用できること。
- ・ 排水管等の詰まり・漏水がないこと。

h 外部階段

- ・ ひび割れ、浮き、摩耗、剥がれ等がないこと。
- ・ 金属部分がさび、腐食していないこと。
- ・ 通行に支障・危険がないこと。
- ・ 手すりにぐらつき等の問題がないこと。

i 外構

- ・ 舗装面、排水溝、側溝等は、歩行の支障となる不陸、段差、排水不良が生じない状態を維持すること。
- ・ 駐車ライン等の表示が明確に判断できる状態を維持すること。

(イ) 文化会館特有の事項

設計図書に定められた所要の性能及び機能を保ち、来館者の利用に支障をきたさないこと。

(ウ) その他

建築物の保守管理の記録等を作成し、点検記録は3年以上、その他の記録は15年間保管すること。また、事業期間終了までの引き継ぎ時に保管文書を市に引き渡すこと。なお、修理等において設計図面に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。

エ 特記事項

- ・ 建築物内外の通行等を妨げず、運営業務に支障をきたさないこと。
- ・ 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対応する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。

(2) 設備運転保守管理業務

ア 業務対象

「第3 設計・改修業務」に示す、建物及び敷地内の各設備の内、舞台機

構設備、舞台照明設備、舞台音響設備を除く設備。

イ 業務内容

電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等について、保全及び維持管理を適切に行い、設備の機能を常に最良に保ち、適正かつ効率よく運転・監視する。

また、常に正常な状態を維持できるよう、法定点検、定期点検及び劣化調査等を行うとともに、点検・診断等により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、補修、交換、分解整備など適切な方法により対応する。保守管理の範囲を超える修繕が必要な場合は、市と協議をすること。

ウ 要求水準

(ア) 共通

- 設計図書及び「第3 設計・改修業務」に記載された本来の性能を維持すること。
- 関係法令を遵守し、サービスの提供に支障を及ぼすことなく、かつ、施設利用者が安全、快適に施設を利用できるような状態が維持されていること。
- 砂塵による性能劣化、老朽化を勘案し保守管理を行うこと。
- 下記のいずれかの免許を有する者、もしくは同等以上と認められる実務能力を有する者とする。
 - ・ 第3種以上の電気主任技術者免許を有する者
 - ・ 第2種電気工事士免許を有する者
 - ・ 一級ボイラーティク士以上を有する者
 - ・ 危険物取扱主任者（第4類灯油）
 - ・ 冷凍機械責任者（3種免許以上を有する者）
 - ・ 消防設備点検資格者
 - ・ 自衛消防業務講習修了者

(イ) 運転・監視業務

- 施設の内外を問わず各施設を巡回し、補修・改善箇所等に気を配り施設の維持管理に努めること。
- 各施設・部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各設備を適切な操作によって適正かつ効率よく運転すること。
- 運転時期の調整が必要な設備に関しては、市と協議して、運転期間・時間等を決定すること。
- 各設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応をとること。

(ウ) 点検業務

a 法定点検

- 各設備の関連法令の定めにより点検を実施すること。
- 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

b 定期点検

- 各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検・対応を行うこと。
- 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、また何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(エ) 劣化等への対応

- 劣化等について調査・診断・判定を行い、劣化等が明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

(オ) 故障対応

- 申告やアラーム等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。
- 故障発生時には現場調査・初期対応・処置を行い、必要に応じ速やかに市に報告すること。

(カ) 特に留意する施設

a 電気設備

- 各設備の能率的な運用と電気使用の合理化、省力化を図ること。
- 各電気設備の機能を十分に発揮し得るように、常に良好な状態に保つこと。
- 停電時、災害時を想定した訓練を実施し、速やかに行動が起こせる体制を整えること。
- 従業員の安全対策には十分留意し、必要な教育を実施すること。
- 定期保守点検は、関東電気保安協会もしくは、これに準ずる業者に専任させること。
- 設備関係の施設は、常に清潔な状態にしておくとともに、整理整顿に努めること。
- 定期点検については年1回以上実施すること。

b 空調・換気設備

- 空調・換気設備が完全に作動し、温度・湿度等が正しく調整され

ていること。

- ・ 全ての空調・換気設備が、振動、音響、温湿度、異臭、圧力等の異常がなく、正常に運転されていること。
- ・ 定期的に全ての空調・換気設備の外部清掃、内部清掃を行い、清潔かつ衛生的な状態が保持されていること。
- ・ 空調・換気設備の運転記録が正しく記録されていること。
- ・ 測定業務について風量測定（年6回）、流量測定（年1回）を実施することとする。
- ・ 安全には特に注意を払い、非常時・異常時には市に急報するとともに、初期緊急避難救助に参加し、第三者事故の発生を食い止めるべく協力をすること。
- ・ 市が特に指示する場合を除き、各室について、下記に定める温湿度条件を保持すること。

季 節	外 気 条 件		室 内 条 件		室 内 条 件 (玄関ホール)	
	温 度 (°C)	湿 度 (%)	温 度 (°C)	湿 度 (%)	温 度 (°C)	湿 度 (%)
夏	35.6	51	25.0	50	26.0	60
冬	-1.8	48	23.0	50	20.0	50

c 昇降機設備

- ・ エレベーター各機器の機能を常時適性に發揮させて、安全かつ良好な運転状態を維持させるための保守点検を実施すること。なお、定期点検は月1回技術員を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油、調整を行うこと。

d 照明設備（舞台照明設備を除く。）

- ・ 非常照明を含む全ての照明、コンセント等の性能を保つこと。
- ・ 損傷、腐食、その他の欠陥がないこと。

e 給排水衛生設備

- ・ 各設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持されていること。
- ・ 給排水設備の流量測定は年1回実施すること。

f 展示室用展示パネル

- ・ 各設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持されていること。なお、定期点検は年に1回実施すること。

g 記録類の作成及び保管

- ・ 設備の運転・点検整備等の記録として、運転日誌、点検記録及び整備・事故記録等を作成すること。
- ・ 運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は事業期間中保管すること。

エ 特記事項

- ・ 運転監視、法定点検及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告すること。
- ・ 大規模停電や地震等の緊急事態が発生した場合は、上演スケジュールや来館者への影響が極力少なくなるなど、文化会館の運営の妨げにならないよう配慮して、速やかに作業を行うこと。
- ・ 上記対応にあたり、補修、修繕等に係る作業が必要な際は、市と協議のうえ、来館者への影響が極力少なくなるよう配慮して速やかに作業を行うこと。
- ・ 施設の管理運営に必要な消耗品を適宜、事業者が購入し、保守管理を行うこと。不具合の生じた消耗品については、隨時更新を行うこと。
- ・ 室内騒音値は、下記の基準とすること。

騒音値	対象施設
N C - 2 0	大ホール
N C - 2 5	小ホール、集会室
N C - 3 0	リハーサル室、展示室、会議室、和室

(3) 清掃業務

ア 業務対象

建物内及び外構

イ 業務内容

建物内及び外構等の環境・衛生を維持し、文化会館として快適な空間を保つなど、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を行うこと。

ウ 業務実施体制

清掃業務の実施体制及び配置人員数については、清掃業務実務経験が6年以上ある現場責任者を1名選任した上で、以下の人数を目安に、下記「エ要求水準」を満たす業務実施が可能な範囲で事業者からの提案を認める。なお、開館日での清掃に制限がある場合は、休館日に清掃を実施することも可

とする。

開館日の清掃業務に関する常駐人員の目安	
時間	人数
8:30～17:00	5人程度
17:00～21:30	2人程度

エ 要求水準

(ア) 共通

- ・ 貸館及びホールについては、利用の前後に清掃を行い、日常的な清掃業務以外に、突発的な清掃の対応が隨時行える体制を取ること。
- ・ 建物内外の仕上げ面、家具、備品及び外構施設等を、適切な頻度、方法で清掃すること。
- ・ 定期的に巡回し、美観の維持に努めること。
- ・ 作業実施に当たり、建物、設備、備品、器具等を損傷させないよう留意すること。
- ・ 目に見える埃、土、砂、汚れない状態を維持し、見た目にも心地よく、衛生的な状態を保つこと。
- ・ 清掃は、できる限り本施設の運営の妨げにならないように実施すること。
- ・ 仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃（日又は週を単位に実施）、定期清掃（月を単位に実施）等を適切に組み合わせ、施設の美観と機能性、衛生性を保つこと。
- ・ すべての清掃作業担当者は業務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- ・ 業務の実施に必要な電気、水道及びガスは節約に努めること。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・ 本施設内で発生したごみや資源物等の収集・一時保管を行い、市が行う搬出・処分に協力すること。
- ・ 「水道法」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関係法令に基づき、受水槽、浄化槽及びその付属部の清掃、点検及び検査を行うこと。なお、作業は専門技術者の指導のもとを行い、特に水槽内においては、換気等の安全確保に努めること。また、汚れた衣類、器具等で本施設内を汚さないこと。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準拠し厳重に管理すること。

- ・ 業務に使用する資材及び消耗品は事業者の負担とし、品質保証のあるもの（JISマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達物品の使用等地球環境に配慮した物品の使用に努めること。

(イ) 日常清掃業務（建物内）

事業者は、仕上げ材の性質等を考慮しつつ施設全般について日常的に清掃を行い、施設、設備、備品、器具等を常に清潔な状態に保ち、施設の利用者及び従事者が快適に施設を利用できる美観と衛生性を保つこと。

- ・ 特に多数の観客が利用するホール等の施設性に考慮し、各ホール及び付帯室、集会室、展示室、会議室、練習室、和室、管理事務室、準備室等は使用時間前及び使用時間後に日常清掃を実施すること。
- ・ 音響調整室、調光室、映写室、フォロースポット室、舞台、奈落、楽屋、控室、出待室、救護室、親子室、リハーサル室、ピアノ庫については指定管理者との協議の上、掃除を実施すること。
- ・ 定期的に巡回して汚損の発見に努め、都度必要な清掃を行うこと。
- ・ 消耗品は常に補充された状態にすること。

(ウ) 定期清掃業務（建物内）

事業者は、下記を含め、日常清掃では実施しにくい箇所について、清掃を適切な頻度及び方法により実施すること。

- ・ 建物内外の床洗浄・滑り止め溶剤の塗布
- ・ 壁の清掃
- ・ 金具磨き
- ・ ガラスの清掃
- ・ 什器備品の清掃
- ・ 照明機具の清掃
- ・ 換気口の清掃
- ・ ブラインドの清掃

(エ) 外構清掃業務

- ・ 事業者は、外構施設について常に巡回して清掃を行い、機能、安全、美観上適切な状態に保たれるようにすること。
- ・ 施設周辺（特にエントランス周辺）等の公共性の高い場所、設備は日常的に清潔、美観を保たれていること。

- ・ エントランス周辺に営巣するツバメ等の鳥類の糞等の清掃を逐次行うこと。
- ・ 側溝などは常に清掃し、枯葉、ゴミなどは除去すること。
- ・ 屋上の排水口等の枯葉、ゴミなどを除去し、排水管のつまりがないようすること。
- ・ 掲示板、案内板は、適性洗剤及び磨き剤などで清掃し、常に美観を損ねないようにすること。
- ・ 消防用金物は金属磨きで磨くこと。
- ・ 灰皿、ゴミ屑かごは適切に処理すること。

(オ) その他

- a 清掃用具・衛生消耗品等の負担
 - ・ 清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は、すべて事業者の負担とする。
- b 資機材等の保管
 - ・ 資機材及び衛生消耗品は、指定管理者から指示された場所に整理し、保管すること。
- c ごみの収集・集積
 - ・ 廃棄物は所定の場所に収集・集積し、ゴミ置場は、絶えず清潔にするとともに、悪臭の発生を未然に防ぐこと。なお、分別方法は、市の指定する方法に従うこと。
- d 害虫の駆除
 - ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、ゴキブリ、ダニその他害虫を駆除すること。

オ 留意事項

(ア) 作業時間及び作業日

- ・ 来館者の利用に供する部分の作業は原則として閉館時間に行うこと（トイレを除く）。ただし、開館時間中に汚れを発見した場合については、適宜対応すること。
- ・ 日常清掃は休館日を除いて毎日実施する。（外構を除く）
- ・ 定期清掃の実施日等の決定に当たっては、事前に市と協議すること。
- ・ 外構の清掃は適宜実施し、施設の利用者が安全かつ快適に利用でき

るような水準等を保持するものとする。

(イ) その他

- 定められた清掃以外の清掃等を行う場合、事前に指定管理者と協議の上、市に届け出ること。
- 日常清掃及び定期清掃の他にも必要に応じて清掃を実施し、施設の良好な環境衛生、美観維持に努めること。
- 作業実施に当たり、建物、備品等を損傷させた場合又は破損箇所を発見した場合には、必ず市に連絡し、指示を受けること。

(4) 警備保安管理業務

ア 業務対象

敷地内の建築物を含む全ての財産の保全及び施設内出入者の対応等

イ 業務内容

施設の秩序を維持し、災害、盗難、破壊、火災等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行う。また、ピアノ等の設備・備品等に対して盗難やいたずら、破損などの行為に対する防犯対策を行う。具体的には、窓口業務、巡回業務及び機械警備、その他付帯業務を実施すること。

警備に当たっては、以下にあげる施設の特徴を踏まえ防犯・防災に努めること。

- 不特定多数の人が短時間に集合する施設である。
- 短時間に集中して入退場を行う。
- 楽屋においては、特定少数の限定された利用者が利用する。
- 全施設利用の場合、約2,000人が利用する。
- 屋外にトイレが設置されている。
- 外構に植えられた樹木（中高木）により、施設内は施設外からの可視性が低くなっている。

(ア) 窓口業務

事務室業務時間外（開館日の9:00～17:00以外）における、職員、委託作業員等の出入り管理や外来者の受け付け、電話の受付、夜間郵便物の受付、保管及び記録や鍵の受渡、保管及び記録、宅配便の受取り、保管及び記録を行う。

(イ) 巡回業務

施設内を巡回し、施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防・通報を行う。

(ウ) 防犯センターの監視による機械警備

監視カメラ、監視盤等の監視による機械警備により本敷地及び本施設への不審者の侵入等の予防・通報を行う。

(エ) その他付帯業務（指定管理者との協議を行うものとする。）

- 開館、閉館時の扉、シャッターなどの開閉
- 入館者の整理、誘導
- 国旗、市旗等の掲揚及び降納、保管
- 指示による特別警戒
- 火災予防上の設備管理
- 非常事態時（天災又は騒乱など）の警戒
- 外構・駐車場保安管理業務と連携を取り、バリカーの上げ下げ
- ホール使用イベント時における駐車場内の交通整理
- 火災、地震、侵入者、傷病者等の緊急事態発生に対する処置
- 防災センターとしての対応
- その他警備上必要な事項及び市の指示する事項

ウ 業務実施体制

警備業務の実施体制については、警備実務経験6年以上の警備長を1名選任した上で、次の人数を目安に、下記「エ 要求水準」を満たす業務実施が可能な範囲で事業者からの提案を認める。

警備業務に関する常駐人員の目安		
	業務時間	人数
館内警備	開館日・休館日夜間 (17:00～翌9:00)	2人
	休館日日中(9:00～17:00)	1人
駐車場整理	・主にホールでのイベント開催時 ・ホールでのイベント開催時間の前後1時間(10時～19時)	館内警備とは別に1人

エ 要求水準

(ア) 共通

- ・ 開館日・閉館日にかかわらず、24時間365日の有人警備を行うことを原則とするが、下記「エ 要求水準」を満たす業務実施が可能な範囲で、機械警備の導入などについて事業者からの提案を認める。
- ・ 催事、イベント時の警備については、主催者と事前に打合せを行い警備範囲の内容を確認すること。なお、催事、イベント時に通常と異なる警備が発生する場合は主催者負担となる。
- ・ 「警備業法」、「消防法」及び「労働安全衛生法」等関係法令及び関係官公庁の指示等を遵守すること。
- ・ 急病、事故、犯罪及び火災等が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要な対応を取るとともに、速やかに現場に急行して、現状の確認及び適切な処置を行い、指定管理者の責任者等への通報連絡等を行える体制を整えること。
- ・ 火の元及び消防用設備等の点検を適切に行うこと。
- ・ 鍵の受渡し、保管及びその記録を行うこと。
- ・ 放置物の除去等、避難動線の常時確保に努めること。
- ・ 不審物の発見及び処置に適切に対応すること。
- ・ 常に清掃担当者と連携をとり、建物の美化に努めるものとし、汚損箇所を発見したときは、清掃担当者に連絡し、直ちに清掃等の処置を行うこと。
- ・ 施設の混雑状況を監視カメラや巡回警備等で絶えず把握し、ポスト位置を変更するなど状況判断を行い、混雑時の対応に努めること。
- ・ 警備員は、本業務にふさわしい統一された制服制帽を着用し、身分証明書を常時携行すること。
- ・ 事業者は、必要に応じて警備員への適切な指導、研修を行う体制を整えること。

(イ) 窓口業務

- ・ 利用者に対し適切な接遇を行い、施設の品位を傷つけないように留意すること。
- ・ 館内のセキュリティ保持を前提とした、委託作業員や外来者などの出入り管理の方法について提案すること。
- ・ 侵入者、不審者には特に注意し、犯罪の発生を防ぐこと。
- ・ 指定管理者や委託作業員等が金庫等を持ち出す際には特に注意し、犯罪の発生を防ぐこと。

- ・ 時間外の拾得物、遺失物を管理すること。

(ウ) 巡回業務

- ・ 施設内の事故、施設・設備の損壊、備品の損壊や盗難の予防及び落書き等のいたずらの防止に努めること。
- ・ 事故の発生、不審者・不審車両の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。
- ・ 事故や事件等が発見された場合、直ちに常駐警備員が急行するとともに、市及びその他必要な機関に対し迅速に通報がすること。
- ・ 外構・駐車場・トイレへの不審者の侵入・犯罪行為等を防止するため、夜間に定期的に巡回を行うこと。

(エ) 駐車場及び駐輪場

- ・ 事業者は、常に駐車場及び駐輪場内の監視を行い、混雑した場合、又は混雑が予想される場合、来館者の誘導、混雑の緩和及び安全の確保について対応を行うこと。
- ・ 事業者は、駐車場及び駐輪場内の事故並びに車両の盗難及び車上荒らし等を未然に防止し、常に正常な利用状態を保つこと。
- ・ 事業者は、常に無断駐車がないようにするとともに、無断駐車などの不法な車両を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じること。
- ・ 敷地や前面道路における不法駐車・駐輪に対して適切に注意喚起を行う等、周辺環境に配慮した業務を行うこと。
- ・ 開館時間以外に駐車場利用がある場合に対応できるようにすること。

(オ) 防災センター業務

- ・ 事業者は、総合操作盤を常時監視するとともに、火災等が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、総合操作盤を操作するなど、直ちに、初動の措置を講じること。また、同時に館内非常放送を行うこと。その後可能な限り現場に急行し、初期消火等に努めること。

(5) 建築物環境衛生管理業務

ア 業務対象

建物内及び外構

イ 業務内容

事業者は、本施設について、利用者が快適に利用できるように、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）に規定される「建築物環境衛生管理基準」及び大気汚染防止法等、関係する法令に従い衛生管理業務を実施し、常に快適な空間を保つこと。

ウ 要求水準

(ア) 法令等に基づく環境衛生管理業務

- 建築物衛生法に基づき、建築物環境衛生管理技術者の資格保有者を選任し、業務を実施する。
- 環境衛生業務年間管理計画及び月間管理計画を作成し、「維持管理業務年間計画書」と共に市に提出すること。また、当該計画に従い、衛生管理業務の監督を行うこと。
- 環境衛生業務年間管理計画、月間管理計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価すること。
- 環境衛生業務実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁への報告書及び他の書類を作成すること。それらについて、「維持管理業務報告書」とともに、市に提出すること。
- 監督、測定、検査、調査及びその他の活動によって、特に改善、変更を要すると認められた事項については、その内容及び具体的な改善方法を明らかにした文書を作成し、その都度、市及び指定管理者に報告すること。
- 関係官公庁の立入検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力し、関係官公庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法について市及び指定管理者に報告すること。
- 点検記録は法令に定める期間保存すること。

(イ) 生物被害防除業務

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ネズミ、コウモリ、鳥、昆虫、ダニ、カビ、他の生物被害を防除し、本施設内への進入及び作品の被害防止に努めること。
- 本施設周辺及び本施設内の問題箇所に薬剤散布を行い、昆虫類の繁殖を防止すること。
- 噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除、予防方法を事業者の選択により採用すること。

エ 留意事項

- ・ ビル管理士を選任することが望ましい。

(6) 外構・駐車場保安管理業務

ア 業務対象

敷地内の外構（屋外トイレ及び外灯等の工作物を含む）及び駐車場

イ 業務内容

外構及び駐車場の所要の性能及び機能を維持し、本施設の業務が安定的、安全、円滑に実施され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、敷地内の外構および駐車場の各部の点検、保守等を実施する。

ウ 要求水準

本施設の運営に支障をきたさないよう、適切な保守管理を実施し、所要の性能及び機能を保つこと。

- ・ 外構施設を機能上、安全上及び美観上について適切な状態に保つこと。
- ・ 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、不具合等が確認された場合には、速やかに本市へ報告するとともに、適切な方法により迅速に対応を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- ・ バリカ一等が正常に作動する状態を保つこと。
- ・ 清掃業務と連携し、外構・駐車場に汚損箇所を発見したときは、清掃担当者に連絡し、直ちに清掃等の処置を行うこと。
- ・ 清掃業務と連携し、外構部に設置のトイレの清掃を定期的に行うこと。また、汚損を発見したときは、清掃担当者に連絡し、直ちに清掃等の処置を行うこと。
- ・ 敷地内の通行を妨げず、運営に支障をきたさないように業務を実施すること。
- ・ 重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に努めること。
- ・ 調査・診断・判定、点検等の実施内容及び結果については、記録を作成し、保存すること。
- ・ 外構及び駐車場・駐輪場内の通路、壁、舗装部分、機械部分及び案内表示板などにおいて、ごみや泥のない清潔な状態を維持するほか、ガラスの破片・くぎ等を除去し安全面でも考慮すること。

- ・ 警備業務と連携し、外構・駐車場・トイレへの不審者の侵入・犯罪行為等を防止するため、夜間に定期的に巡回を行うこと。
- ・ 警備業務と連携し、監視カメラ等で事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。
- ・ 事故や事件が発見された場合、直ちに常駐警備員が急行するとともに、必要に応じて市及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。

(7) 樹木等剪定管理業務

ア 業務対象

敷地内の高木、灌木、芝生等の植栽及び植栽地内

イ 業務内容

敷地内の植栽帯の美観を維持するため、剪定、病害虫の駆除、施肥、地枝刈り込み、除草、清掃、灌木、根切り、台風対策、芝生目土等の業務を行う。

ウ 要求水準

- ・ 植栽を良好な状態に保ち、かん水を行い、害虫や病気から防御すること。
- ・ 繁茂しすぎないように適宜剪定、刈込みを行うこと。
- ・ 風等により倒木しないように管理を行うこと。
- ・ 施肥、除草等は、計画的に行うこと。
- ・ 薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては、あらかじめ、市と指定管理者と協議を行うこと。また、薬剤散布に当たっては、隣接する土地の所有者等に事前に説明を行うこと。
- ・ 隣接する土地及び周辺道路等に樹木の枝などが落下しないよう適切に管理すること。

(8) 舞台機構設備保守点検業務

ア 業務対象

舞台機構保守点検業務の対象範囲は、大ホール、小ホールの舞台機構設備とする。

イ 業務内容

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台機構の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行う。舞台機構の定例保守点検について、年4回行うものとする。また、不測

の事故等が生じた場合は、直ちに技術員を派遣し、修理復元をはかるものとする。

なお、定例保守点検については、各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。

ウ 要求水準

本施設と同様の規模の舞台機構設備の保守・点検業務につき、担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で5年以上の経験を有する者を従事させること。

(9) 舞台照明設備保守点検業務

ア 業務対象

舞台照明設備保守点検業務の対象範囲は、大ホール、小ホールの舞台照明設備とする。

イ 業務内容

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台照明設備の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行う。なお、定例保守点検については年に2回実施することとし、各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。

ウ 要求水準

ホール舞台照明設備について、担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で5年以上の保守・点検業務経験を有する者を従事させること。

(10) 舞台音響設備保守点検業務

ア 業務対象

舞台音響設備保守点検業務の対象範囲は、大ホール、小ホール、集会室の音響設備及び映像設備とする。

イ 業務内容

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、舞台音響設備及び映像設備の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行う。なお、定例保守点検については年に2回実施することとし、各機器の動作が正常であるかどうか点検をし、報告書等により結果を報告する。

ウ 要求水準

ホール舞台音響設備について担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で5年以上の保守・点検業務経験を有する者を従事させること。

(11) 劇場用椅子保守点検業務

ア 業務対象

劇場用椅子保守点検業務の対象範囲は、大ホール、小ホールの劇場用椅子とする。

イ 業務内容

施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、劇場用椅子の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行う。なお、保守点検については5年に1回程度実施することとし、初期整備を除き事業期間中に2回は行うこと。背部、座部、肘部、脚部、足下灯等の点検をし、変形、部品の損傷、きしみ音の発生、張り地の損傷、金物の緩み等が発生していないかを確認し、報告書により結果を報告する。

ウ 要求水準

劇場用椅子について担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で3年以上の保守・点検業務経験を有する者を従事させること。

(12) 維持管理業務における提出書類等

ア 業務着手前

(ア) 維持管理業務計画書

事前に市及び指定管理者と協議を行った上で、維持管理開始日の2か月前までに維持管理業務に関する計画書（以下「維持管理業務計画書」という。）を作成し、市の承認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市及び指定管理者と協議を行うこと。

(イ) 維持管理業務に係る実施体制

維持管理業務に係る責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、市に報告すること。なお、体制に係る報告は、維持管理業務計画書の提出と併せて提出すること。

(ウ) 維持管理マニュアル

市及び指定管理者と事前に協議した上で、維持管理開始日の2か月前までに業務区分毎にマニュアルを作成し、市の承認を得ること。マニュアルの作成に当たっては、市及び指定管理者との業務の連携、役割分担に特に

留意すること。当該マニュアルを変更する場合には、事前に市及び指定管理者と協議し、承認を得ること。

イ 業務実施中

(ア) 維持管理業務年間計画書

維持管理業務に関する年間の計画書（以下「維持管理業務年間計画書」という。）を、維持管理業務計画書を踏まえ作成の上、事業年度開始日の1か月前までに市に提出し、市の承認を得て業務を実施すること。なお、初年度については、維持管理業務計画書と併せて提出し、市の承認を得ること。

維持管理期間中においても、指定管理者と緊密な連携を行うものとしていることを踏まえ、維持管理業務年間計画書の策定に当たっても、必要に応じて指定管理者と協議を行うこととする。

(イ) 維持管理業務報告書

維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書に基づいて実施した業務内容及び結果について、日報、月次報告書、四半期報告書及び年次報告書を作成し、市に提出すること。報告内容については、以下に示すものを基本に、市と協議を行い定めるものとする。